

中瀬平

秀 吉花押

茨木城址

備考 此の書面に對しては、明治二十一年十二月十日發行史學雜誌第九卷第十二號に内藤馬藏氏の解説あり。

茨木城址は城の町及び茨木神社の神域即ち其れにして、東西貳町・南北參町餘、今は肆店櫛比して遺跡の見るべきものなし。城は建武年間楠正成の築きし所なりとの説あれども詳ならず。又一説には安富氏の築きしものなりともいへり。大永七年二月細川高國に叛ける波多野備前守・柳本彈正忠の山崎城を攻めて之を陥るゝや、當城は聞き落ちに明け退き、天文十七年の頃に茨木伊賀守孫次郎あり。永祿十一年九月織田信長の足利義昭を擁して當國に入るや、城主茨木佐渡守は(三好方より三好備中守も米り籠り居たり)城を差上げて降参しければ、本領を與へて當城に安堵せしめられしも、芥川城主和田伊賀守と足利義昭に味方せし爲め、元龜四年伊賀守の没落と共に滅びしといふ。茨木氏の後は中川清兵衛清秀居りて、荒木村重方なりしが、天正六年十一月の村重退治には、信長方の勸誘に依り、信長に屬して出陣し、同年六月十三日光秀征伐の山崎陣には、其の第二陣たり。傳へいふ、新庄町は清秀の來りし時、西成郡新庄村より移りし人の住せし所なるを以て此の名を爲し、今の堀次郎書店の先は其の一人にして、俗に茨木の草分けと呼ばれ、米屋町に於ける山内(通稱上長)といへる餛飩屋の建物は、當時の馬部屋なりしと。天正十一年賤ヶ嶽に戦死して、其の子秀成此に居り、同十三年轉封せられて播州の三木城に移る。

茨木童子親見橋

後、片桐東市正の居城たりしも、其の廢絶の年紀は詳ならず。然れども除邑録に「四萬石攝津茨木城主片桐出雲守孝行、寛永五年月日卒、無子邑除、殊賜壹萬石子弟半之丞」と見ゆれば、其の廢絶したるも蓋し其の頃ならんか。

茨木童子の親見橋といへるは新庄町の井路にあり。井路は幅貳參尺に過ぎざる細き井路にして、之に架せる石橋に此の名あり。又其の地を距る東南壹町許に九頭神といへる所あり、もと荒蕪地なりしが、今は開墾せられて耕地となる、俗に其の地を茨木童子の櫛塚と呼べり。攝陽群談にいふ、「茨木童子出生の地は川邊郡東留松村にあり、土俗の傳に云ふ、往昔此所に於て土民一子を設く、生ながらにして牙生髮長く、眼光あつて強盛なること成長の人に越したり、一族懼怖して島下郡茨木村の邊に捨てけり、于時丹後の國千丈嶽の強盜酒顛童子に拾はれ養育せられ、成長の後彼が賊徒と成て、丹波國大江山の巖窟を守らしむ、其設之地名を取て茨木童子と號く云々」と。本地に此の橋名及び塚名あるは、蓋し同書記載の如く、本地は同童子の捨てられて居りし所なりといへる俗傳に依りて、附せられしものならん。

本地は元和二年徳川氏代官の支配となり、寛永六年永井日向守直清の領地に移り、慶安二年再び徳川代官の支配に歸し、明暦二年牧野佐渡守親成の領地に換り、寛文八年三たび徳川代官の支配に歸し、同十年永井伊賀守尙庸の領地となり、同氏世襲して肥前守尙服に至り、明治二年六月上地せり、依て

加納藩の支配に移り、同四年七月十四日加納縣に屬し、同年十一月二十日大阪府の管轄となる。而して同府區畫の制定あるに及び、同五年五月島下郡第二區六番組に入り、同八年四月三十日第八大區二小區六番組に改まり、同十年九月十八日番組廢せられて單に第八大區二小區となり、同十二年二月十日島下郡役所部内となり、同月二十一日第十六分畫に屬し、同十三年七月二日一村獨立し、同十七年七月一日第十三戸長役場の管理區域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。

大字 上中條

本地は古來島下郡に屬し、もと中條莊の内にして慶長七年より上中條村と稱す。

本地は承應三年の頃より寛文二年の頃まで牧野佐渡守親成の役知たりしが、其の後不詳、延享四年より田安家の領地となり、同家世襲して同慶頼に至り、明治元年の初の新に御料となりて、櫻井遠江守・九鬼長門守の當分取締となりしも、同年五月晦日同家領に復し、同二年六月上地せり、依て田安藩の支配に移り、同年十二月二十六日兵庫縣の管轄に移り、同四年八月同縣第三十八區に編入せられ、同年十一月二十日大阪府の管轄となる。而して同府區畫の制定あるに及び、同五年五月島下郡第二區五番組に入り、同八年四月三十日第八大區二小區五番組に改まり、同十二年二月十日島下郡役所部内となり、同月二十一日第十二分畫に屬し、同十三年七月二日下中條村・田中村と三ヶ村聯合し、同十

七年七月一日第十四戸長役場の管理區域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。

大字 下中條

本地は古來島下郡に屬し、もと中條莊の内にして、文祿三年より下中條村と稱す。

本地村高四百四拾六石七升八合の内、其の貳百四拾四石九斗壹升(新領と稱す)は明曆二年八月朔日麾下板橋志摩守政邦の采地となり、其の貳百壹石壹斗六升八合(古領と稱す)は元祿十四年より徳川氏代官の支配たりしが、板橋氏の采地は同氏世襲して同與五左衛門に至り、明治元年五月二十四日の公布に依りて大阪府司農局の支配となり、徳川代官の支配地は同代官繼承して小堀數馬に至り、明治元年正月新に御料となりて同人に當分預けとなりしも、同六月大阪府司農局の支配となる。是に於て全村同一管治に歸し、同七月北司農局に屬し、同二年正月二十日攝津縣の管轄に移り、同年八月二日兵庫縣の管轄に轉じ、同四年八月同縣第三十八區に編入せられ、同年十一月二十日大阪府の管轄となる。而して其の後の區畫の變遷は、大字上中條に同じ。

大字	舊	石	高	明治九年改正	町村制施行	町村制施行	大正元年正月	大正九年正月一日
上	中	條	條	有租地反別	一日現在人口	當時の反別	當時の人口	末日現在人口
一、五五五	一、二九三	二、六九五	二、六九五	一、三〇八	二、九一八	二、九一八	二、九一八	二、九一八
一、五五五	一、二九三	二、六九五	二、六九五	一、三〇八	二、九一八	二、九一八	二、九一八	二、九一八

下 中 條

計

四、六〇、七六〇

四〇、〇一七

五二

四、〇二二

六

五、三三五

五、七九二

第二十項 春日村

本村は明治二十二年四月一日町村制の施行に際し、郡山村・郡村・上野村・畑田村・五日市村・上穂村・中穂積村・下穂積村・倍賀村・奈良村の十ヶ村は、地形民情其の他水利等の關係に於て合併するを便とするを以て、其の區域に依りて一村を設け、其の多くは春日神社の祭禮に預れるを以て、同社の名を採りて春日村と名づけ、各村は其の大字となり、舊に依りて島下郡所屬たりしが、明治二十九年四月一日三島郡に屬す。

大字 郡山

本地は古來島下郡に屬し、郡山村と稱す。

正現寺は字西町にあり、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。開基去誓は本願寺實如法主の直弟となりて當地に住し、大永元年二月有志の協力に依りて創立せり。境内は貳百六拾參坪を有し、本堂・庫裏・門を存す。

正現寺

本頂寺

本頂寺は字中町にあり、日蓮宗本満寺末にして首題寶塔・釋迦多塔二佛を本尊とす。嘉吉二年日龍の開創なり。もと十日市村にありしが、明治九年七月當所に移轉せり。境内は四拾壹坪六合貳勺を有し、本堂兼庫裏・鐘樓堂を存す。

本地は寛文八年より徳川氏代官の支配たりしが、同十年永井伊賀守の領地となり、同氏世襲して肥前守尙服に至り、明治二年六月上地せり、依て加納藩の支配に移り、同四年七月十四日加納縣に屬し、同年十一月二十日大阪府の管轄となる。而して同府區畫の制定あるに及び、同五年五月島下郡第二區一番組に入り、同八年四月三十日第八大區二小區一番組に改まり、同十年九月十八日番組廢せられて單に第八大區二小區となり、同十二年二月十日島下郡役所部内となり、同月二十一日第十一分畫に屬し、同十三年七月二日郡村・上野村・畑田村・五日市村・道祖本村と六ヶ村聯合し、同十七年七月一日第十九戸長役場の管理區域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。

大字 郡

本地は古來島下郡に屬し、郡村と稱す。寛永六年上野村を分置す。字地に下井といへるあり、攝津志村里の條に「郡屬邑一」と記せるは、此の字地を指せるものなるべし。

白井川の水邊は、蜚の名所なりといへり。攝津名所圖會に記する所あれば、左に之を抄記せん。

白井川

攝津名所圖會

白井登見 郡村白井の水邊に初夏の末より登多し、土人云、天正年中明智日向守光秀が一族戦死の鬼火なりといふ、又山州宇治の登は源三位頼政の亡魂なりと云ふ、それ登は禮記にいへる如く、腐草化して螢となる、又摺物語に曰、螢はこれ腐草及び爛竹の根の化する所なり、初め螢虫の時すでに光あり、數日にして便變じて能飛ぶ、もと陰濕の地に生ず、大暑の前後にあり、大火の氣を得て光を發す、一名夜光、一名爛蠟、車胤は書を照し、劉子南は螢火丸を佩て矢を却く、戦死の亡魂といふは土俗の諺にして取に足らず、勿論頼政は文武兼備の人にして、殊には射術の妙手なり、又和歌の達人にして代々の勅撰にも多く撰れ給ひ、家集ありて名歌のまた持たる逸人なり、治承の戦は平家盛んの時なり、頼朝・義經の蜂起、平家衰んとの時なり、こゝを以て武勇の著をふるべし、亡魂螢にとゞめしとは、源三位を知らぬ者の口稱なるべし、

郡神社

郡神社は字上之原にあり、天兒屋根命・素盞鳴命を祀れり。創建の年月は詳ならず。もと北端なる字北殿垣内の宮田にありて、春日大明神又は牛頭天王社とも稱せしが、元龜・天正年間の兵亂に荒廢せしのみならず、其の地は低窪且狹隘なりしを以て、明曆二年三月現在の所に移轉し、元祿年間より地名を採りて今の社名に改稱せらる、明治五年村社に列し、同四十一年五月神饌幣帛料供進社に指定せられ、同年六月十二日大字五日市字向井の村社宇賀神社(宇賀御魂神)を合祀せり。境内は九百八拾六坪を有し、本殿・拜殿を存す。末社に若宮春日神社・八幡神社・落橋神社・春日神社・寒神社・稻荷神社あり。氏は本地及び大字郡山・同畑田・同五日市・同上野にして、例祭は十月二十日なり。

乘雲寺

乘雲寺は字西田にあり、佛光山法壽院と號し、淨土宗知恩院末にして阿彌陀佛を本尊とす。創立の年月は詳ならず。もと千眼寺と號し、久しく廢頽し來りしが、慈覺大師の中興なり。本尊は同大師の

妙壽寺

作なりといふ。其の後數百の星霜を経て復た全く廢頽したるに、慶長十八年尾張の人閑譽上人本地に留錫して之を悲み、思へらく是れ人里を隔たるが故に化縁稀なり、部落のある所に移るに如かずと。依て當所に移して再建し、淨土宗に轉じて今の山號・院號・寺名に改む。境内は四百五拾坪を有し、本堂・庫裏・玄關・鐘樓・土藏を存す。

柿本塚

妙壽寺は字西の原にあり、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。開基淨春は本願寺准如法主の直弟となりて本地に住し、寛永二年三月有志の協力に依りて創立せり。境内は貳百貳拾坪を有し、本堂・庫裏・門を存す。

茶臼塚

柿本塚は東方田圃の間にあり、五六坪許の封土にして、中央に高さ五尺餘・周圍壹丈餘の大石建てり。傳へて歌聖柿本人麿を葬りし所なりといへども、詳ならず。

同塚の北方に茶臼塚あり、一に竈塚とも呼び、郡氏の墓なりと傳ふ。郡氏名は良列・兵太夫と稱し、和田伊賀守惟政の部將なり。天正元年八月二十八日和田伊賀守・茨木佐渡守等の足利義昭の命を奉じ、三島村大字耳原の糟塚に陣して、本村大字郡山に陣せる信長の部將荒木信濃守村重・池田筑後守輝政と白井河原に戦ふや、良列進みて輝政の先鋒に當りしも、遂に山脇某の手に斃れて、良列及び六拾人の屍を合葬せし所なりと。郡氏の裔は今も存せり。又馬塚あり、廣さ參畝拾歩、郡良列の乘馬を葬りし所なりといふ。

馬塚

攝津志に壘堡ありしといへるは、門口・赤坂・二の坂・物具塚等の字地ある所、是れ其の址なんらか、
縁由詳ならず。

本地は元和七年より板倉周防守の領地となり、貞享元年徳川氏代官の支配に歸し、元祿七年阿部豊
後守の領地に轉じ、文政六年再び徳川代官の支配に歸し、同七年一橋家の領地となり、同家世襲して
同茂榮に至り、明治元年の初め新に御料となりて櫻井遠江守・九鬼長門守の當分取締となりしも、同
年五月晦日同家領に復し、同二年六月上地せり、依て一橋藩の支配に移り、同年十二月二十六日兵庫
縣の管轄に換り、同四年八月同縣第三十八區に編入せられ、同年十一月二十日大阪府の管轄となる。
而して其の後の區畫の變遷は、大字郡山に同じ。

大字 上野

本地は古來島下郡に屬し、郡村の枝郷たりしが、寛永六年分れて上野村と稱す。元明天皇の和銅四
年正月初めて都亭驛を置かれし殖村驛のありし所にして、村名上野の上は殖の換用ならん。

續日本紀

元明天皇和銅四年正月丁未、始置都亭驛・山背國山樂郡岡田驛・綴喜郡山木驛・河内國交野郡楠葉驛・攝津國島上郡

大原驛・島下郡崎村驛・伊賀國阿閉郡新家驛、

西方白井川(手鞍川)の邊は、謂ゆる白井川の古戰場なり。天正元年八月二十八日荒木信濃守村重・池田

白井川の古戰場

筑後守輝政の、和田伊賀守惟政及び茨木佐渡守と戦ひて、和田惟政は中川清秀の爲めに、茨木佐渡守
は荒木村重の爲めに斃されし所なりといふ。

本地は寛永六年より板倉周防守の領地となり、貞享元年徳川氏代官の支配に移り、寶永三年仙洞御
所の御料となり、徳川代官支配して小堀數馬に至り、明治元年の初め同人に當分預けとなりしも、同
六月大阪府司農局の支配に移り、同七月北司農局に屬し、同二年正月二十日攝津縣の管轄に轉じ、同
年八月二日兵庫縣の管轄に換り、同四年八月同縣第四十區に編入せられ、同年十一月二十日大阪府の
管轄となる。而して其の後の區畫の變遷は、大字郡山に同じ。

大字 畑田

本地は古來島下郡に屬し、もと中條莊の内にして元祿十一年より畑田村と稱す。

證西寺は字垣内にあり、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。本願寺良如法主の直弟玄智本
地に住して、正保三年三月十五日に創立せり。境内は九拾六坪を有し、本堂・庫裏を存す。

本地は寛永六年より京都所司代板倉周防守重宗の領地となり、承應三年後不詳、天和元年徳川氏代
官の支配に移り、元祿六年阿部豊後守忠秋の領地に轉じ、文政六年再び徳川代官の支配に歸し、同七
年一橋家の領地となり、同家世襲して同茂榮に至り、明治元年の初め新に御料となりて櫻井遠江守・

證西寺

九鬼長門守の當分取締となりしも、同年五月晦日同家領に復し、同二年六月上地せり、依て一橋藩の支配に移り、同年十二月二十六日兵庫縣の管轄に換り、同四年八月同縣第三十八區に編入せられ、同年十一月二十日大阪府の管轄となる。而して同府區畫の制定あるに及び、同五年五月島下郡第二區二番區に入り、同八年四月三十日第八大區二小區二番組に改まり、同十年九月十八日番組廢せられて單に第八大區二小區となり、同十二年二月十日島下郡役所部内となり、同月二十一日第十一分畫に屬し、同十三年七月二日郡山村・郡村・上野村・五日市村・道祖本村と六ヶ村聯合し、同十七年七月一日第十九戸長役場の管理區域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。

大字 五日市

本地は古來島下郡に屬し、もと中條莊の内にして元祿十一年より五日市村と稱す。

德要寺は字井手口にあり、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。本願寺顯如法主の直弟本地住人徳順なるもの、天正二年二月檀家の協力に依りて創立せり。境内は壹百參拾壹坪を有し、本堂・庫裏を存す。

和伊賀守惟政の墓は、字西垣内にあり。東西六間・南北拾四間・面積九拾壹坪の地域なり。裡に高さ參尺六寸の碑石を存す。

德要寺

和伊賀守
惟政の墓

本地の領主及び區畫の變遷は、明治五年五月島下郡第二區四番組、同八年四月三十日第八大區二小區四番組に入りたるの外は、大字畑田に同じ。

大字 倍賀

本地は古來島下郡に屬し、もと中條莊の内にして元祿十一年より倍賀村と稱す。村名は往時倍賀寺のありしより起れりといふ。字穂積出作(舊高貳百拾四石 四斗貳升六勺)は地頭の交替に依り上穂積村に編入せられしより其の稱起り、天和二年本地に復歸す。而して舊中條莊の地は、佐保川(茨木川)に水門を設け、之を水田(樋名は當時の水田 郡の名に因めりか)と稱し、本地及び畑田・五日市・田中・上中條・下中條・茨木七ヶ村の共用灌漑用水と爲し、今も水田中井組と稱せり。

春日神社は字宮の前にあり、天兒屋根命を祀れり。由緒は詳ならず。明治五年村社に列し、大正七年一月二十一日字數の下の無格社天滿神社(菅原道真)を合祀せらる。境内は壹千壹百拾參坪を有し、本殿・拜殿を存す。氏は本地一圓にして、祭日は十月二十日なり。社側の耕地中に冷泉松井あり、里傳に依れば、小栗判官の惡病に罹りし時、此の水に浴して神社に祈願し、願成就せしを以て松樹二株を植ゑしより、水を松井の水と呼び、杜を松井の森と稱せりと。

專想寺は字屋敷にあり、一心山と號し、眞宗東本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。創立の年月は

春日神社

冷泉松井

專想寺

大塚

詳ならず。境内は八拾五坪を有し、本堂・庫裏を存す。
大塚は東方字大塚にあり、方壹間の封土にして耕地之を繞れり。攝津志に「大塚有二、一在上中條村、一在耳原村」と記せるも、其の上中條にありとせる大塚は、此の大塚を誤りしなるべし。俗に「いとの大塚」と呼べり。縁由詳ならず。

本地は元和元年より板倉周防守の領地となり、天和元年徳川氏代官の支配に歸し、元祿七年分れて一部は阿部豊後守の領地となり、残れる代官支配地の一部は享保十六年復た分れて同阿部氏の領地となりしが、阿部氏の領は文政六年徳川代官の支配に歸せしも、同十一年一橋家の領地に移り、其の石高貳百九拾五石七斗壹升六合六勺(内六拾五石五斗五升七合六勺は穂積出作の内)は同氏世襲して同茂榮に至り、明治元年の初め新に御料となりて櫻井遠江守・九鬼長門守の當分取締となりしも、同年五月晦日同氏領に復し、同二年六月上地せり、依て一橋藩の支配に移り、同年十二月二十六日兵庫縣の管轄となる。又徳川代官の支配地は文化六年永井飛彈守の預所となり、其の石高壹百四拾八石八斗六升參合(穂積出作)は同氏相傳して日向守直諒に至り、明治二年六月高槻藩の支配に移り、同三年十二月二十四日兵庫縣の管轄となる。是に於て全村同一管治に歸し、同四年八月同縣第三十八區に編入せられ、同年十一月二十日大阪府の管轄となる。而して同府區畫の制定あるに及び、同五年五月島下郡第二區二番組に入り、同八年四月三十日第八大區二小區二番組に改まり、同十年九月十八日番組廢せられて單に第八大區二小區となり、

同十二年二月十日島下郡 所部内となり、同月二十一日第十三分畫に屬し、同十三年七月二日上穂積村・中穂積村・下穂積村・奈良村・宇野邊村と六ヶ村聯合し、同十七年七月一日第二十戸長役場の管理區域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。

大字 上穂積

本地は古來島下郡に屬し、もと穂積郷の内にして上穂積村と稱す。舊郷名は和名抄に「島下郡穂積郷（漢譯）」と見ゆるものは是れなり。

春日神社
善照寺

春日神社は宇迎ひ山にあり、素戔嗚命・天兒屋根命・天照皇大神・應神天皇を祀れり。由緒は詳ならず。明治五年村社に列せらる。境内は壹千壹百六拾貳坪を有し、本殿・拜殿を存す。末社に八幡神社あり。氏地は本地一圓にして、祭日は十月二十日なり。

善照寺は字東垣内にあり、眞宗本願寺派金寶寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。永祿五年三月本願寺顯如法主の直弟本地住人玄西の創立にして、寛永六年七月十二日本山より本尊木像及び寺號を授與せらる。其の後文化五年檀家の協力を以て之を再建せり。境内は壹百六拾參坪を有し、本堂・書院・鐘樓堂・太鼓樓を存す。外に大日堂あり。

本地は正保三年より板倉周防守の領地となり、天和三年徳川氏代官の支配に歸し、元祿元年阿部豊

後守の領地に轉じ、文政六年再び徳川代官の支配に歸し、同十年八月一橋家の領地となり、同家世襲して同茂榮に至り、明治元年の初め新に御料となりて櫻井遠江守・九鬼長門守の當分取締となりしも、同年五月晦日同氏領に復し、同二年六月上地せり、依て一橋藩の支配に移り、同年十二月二十六日兵庫縣の管轄に換り、同四年八月同縣第三十八區に編入せられ、同年十一月二十日大阪府の管轄となる。而して其の後の區畫の變遷は、大字倍賀に同じ。

大字 中穗積

本地は古來島下郡に屬し、もと穗積郷の内にして中穗積村と稱す。往時久定村と呼びしことありしといふ。

春日神社

春日神社は字髮瀧谷にあり、天兒屋根命・天照皇大神・應神天皇を祀れり。由緒に詳ならず。明治五年村社に列せらる。境内は貳千壹百六拾壹坪を有し、本殿・拜殿を存す。末社に八幡神社あり。氏は本地一圓にして、祭日に十月二十日なり。

慶徳寺

慶徳寺は字南垣内にあり、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。白鳳年中穗積親王の創立なり。もと眞言宗なりしも、天曆年中兵火に罹りて焼失し、享祿年中本願寺蓮如法主の直弟慶春再興して眞宗に改む。境内は壹百九拾叁坪を有し、本堂・庫裏・書院・茶所・土藏・藥醫門を存す。

壘堡の址

字地に城の堀と稱するあり、攝津志に壘堡の址ありと記せるは、是れ其の所ならんか。

本地は正保三年より板倉周防守の領地となり、天和三年徳川氏代官の支配に移り、元祿元年阿部豊後守の領地に轉じ、文政六年再び徳川代官の支配に歸し、同十一年一橋家の領地となり、同家世襲して同茂榮に至り、明治元年の初め新に御料となりて、櫻井遠江守・九鬼長門守の當分取締となりしも、同年五月晦日同家領に復し、同二年六月上地せり、依て一橋藩の支配に移り、同年十二月二十六日兵庫縣の管轄に換り、同四年八月同縣第三十八區に編入せられ、同年十一月二十日大阪府の管轄となる。而して同府區畫の制定あるに及び、同五年五月島下郡第二區三番組に入り、同八年四月三十日第八大區二小區三番組に改まり、同十年九月十八日番組廢せられて單に第八大區二小區となり、同十二年二月十日島下郡役所部内となり、同月二十一日第十三分畫に屬し、同十三年七月二日上穗積村・下穗積村・奈良村・倍賀村・宇野邊村と六ヶ村聯合し、同十七年七月一日第二十戸長役場の管理區域に入り、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。

大字 下穗積

本地は古來島下郡に屬し、もと穗積郷の内にして下穗積村と稱す。往時は上殿村の稱ありしともいふ。

春日神社

春日神社は字山内にあり、天兒屋根命を祀れり。由緒は詳ならず。明治五年村社に列せらる。境内は貳千壹百六拾壹坪を有し、本殿・拜殿を存す。末社に八幡神社あり。氏地は本地一圓にして、祭日は十月二十五日なり。

慈明寺

慈明寺は同字にあり、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。嘉暦二年了願の開創なり。了願は左馬頭安間正時の嫡男右馬頭正頼にして、其の了願といへるは、本願寺覺如法主の直弟となりたる後の法名なり。正成・正行と同心の義士にして、其の剃髮後にありても忠戦したるは、太平記等に見ゆる所なり。六世淨久に至りて、天文七年二月檀家の協力を得て之を再建せり。境内は九百六拾九坪を有し、本堂・庫裏・書院・經藏・鐘樓堂・太鼓樓・土藏・藥醫門・長屋門を存す。本地の領主及び區畫の變遷は、大字中穂積に同じ。

大字奈良

本地は古來島下郡に屬し、奈良村と稱す。村名の起原に詳ならざれども、村社の春日神社と因みあるものならんか。

春日神社

春日神社は字宮の前にあり、天兒屋根命・天御中主命・天照皇大神・天忍穗耳命・彥火々瓊杵尊・天之下魂命・天八下魂命・天合魂命・太玉命・武甕槌命・大山積命を祀れり。由緒は詳ならず。明治

稻荷神社

五年村社に列し、同四十五年四月二十二日大字下中條字北庄の無格社海神社(豊玉比賣命)を合祀せらる。境内は五百坪を有し、本殿・拜殿を存す。氏地は本地一圓にして、祭日は十月十五日なり。

稻荷神社は同字にあり、宇賀御魂神を祀れり。由緒は詳ならず。境内は四坪を有し、本殿のみを存す。無格社なり。

明教寺

明教寺は字岸の上にあり、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。本地住人奥治郎といへるも、本願寺顯如法主の直弟となり、薙髮して惠教と法名し、文祿元年二月二十八日自己の所有地に一字を創立したるもの即ち當寺なり。安永七年十月七日火災に罹りて灰燼と化し、同九年三月九世惠海檀家の協力を得て之を再建せり。境内は壹百四拾壹坪を有し、本堂・庫裏・書院を存す。

本地は承應三年五月より麾下佐藤駿河守の采地たりしが、村高五百七拾五石九升の内、壹百貳拾石を殘して、其の四百五拾五石九升は明暦二年八月一日より麾下板橋志摩守政邦の采地となり、兩氏とも各世襲して、佐藤兵庫・板橋與五左衛門に至り、明治元年五月二十四日の公布に依りて大阪府司農局の支配となり、同七月北司農局に屬し、同二年正月二十日攝津縣の管轄に移り、同年八月二日兵庫縣の管轄に轉じ、同四年八月同縣第三十八區に編入せられ、同年十一月二十日大阪府の管轄となる。而して同府區畫の制定あるに及び、同五年五月島下郡第二區七番組に入り、同八年四月三十日第八大區二小區七番組に改まり、同十年九月十八日番組廢せられて單に第八大區二小區となり、同十二年二月

十日島下郡役所部内となり、同月二十一日第十二分書に屬し、同十三年七月二日上穂積村・中穂積村・下穂積村・倍賀村・宇野邊村と六ヶ村聯合し、同十七年七月一日第二十戸長役場の管理區域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。

大字	石高	明治九年改正 有里地反別	明治九年一月 一日現在人口	町村制施行 當時の反別	町村制施行 當時の人口	大正元年三月 末日現在人口	大正九年七月二日 國勢調査の人口
郡山	一七、〇〇〇	一五、五三八	一、三三	二七、六〇〇	一、六	二、九〇八	二、九〇八
郡	七四、五〇〇	八一、五二〇	一、六六	九〇、五二七	一、三	二、九〇八	二、九〇八
上野	一七、七〇〇	一六、九〇〇	一、九	二一、〇〇〇	一、〇	二、九〇八	二、九〇八
畑田	二五、〇〇〇	二九、三三三	一、五	二一、八〇〇	一、〇	二、九〇八	二、九〇八
五日市	三三、五〇〇	二七、〇一七	一、九	四〇、〇〇〇	一、〇	二、九〇八	二、九〇八
倍賀	四四、五七六	三三、二〇一	一、〇	四一、五〇〇	一、一	二、九〇八	二、九〇八
上穂積	四九、九三〇	六八、〇一七	一、八	五二、〇〇〇	一、一	二、九〇八	二、九〇八
中穂積	五五、七三〇	二五、九三〇	一、三	一三、九二五	一、〇	二、九〇八	二、九〇八
下穂積	六二、〇七〇	二五、五〇三	一、六	二五、六二九	一、〇	二、九〇八	二、九〇八
奈真	五五、〇〇〇	三二、八二二	一、八	六九、三二二	一、〇	二、九〇八	二、九〇八
計	四三〇、〇〇〇	五九〇、七二五	二、〇六	六三三、一五九	二、九〇八	二、九〇八	二、九〇八

第二十一項 玉櫛村

本村は明治二十二年四月一日町村制の施行に際し、澤良宜東村・澤良宜西村・澤良宜濱村・眞砂村・内瀬村・水尾村の六ヶ村は、地形民情共に合併するを便とするを以て、其の區域に依りて一村を設け、其の共祭に係れる玉櫛姫神社の名を採りて玉櫛村と名づけ、各村は其の大字となり、舊に依りて島下郡所屬たりしが、明治二十九年四月一日三島郡に屬す。

大字 澤良宜東

本地は古來島下郡に屬し、もと佐和良宜郷の内にして、元和九年より澤良宜東村と稱す。

佐和良義神社は西北茨木川堤防際にあり、加具土神を祀れり。延喜式内の神社なれども、創建の年月は詳ならず。澤良宜東・同西・同濱三大字の産土神にして、社地は其の入會地なり。明治五年村社に列せらる。然るに同四十年八月二十三日強雨出水の爲め茨木川堤防潰決し、社殿流失せしを以て再建に着手し、大正六年五月二十八日に本殿・同年六月二十八日に拜殿及び器具庫竣成せり。境内は參百八拾七坪を有し、末社に八幡神社あり。祭日は十月十七日なり。

皇大神社は字北垣内にあり、天照皇大神を祀れり。由緒は詳ならず。境内は五拾四坪を有し、本殿

佐和良義神社

皇大神社

のみを存す。無格社なり。

安樂寺

安樂寺は字南所にあり、富樂臺と號し、眞宗本願寺派本照寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。創立の年月は詳ならず。本地住人惠了本願寺寂如法主の直弟となり、元祿九年二月有志の助成に依りて創立せり。境内は壹百參拾六坪を有し、本堂・庫裏・書院・土藏・門を存す。

佛願寺

佛願寺は字中垣内にあり、知覺山と號し、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。文明十六年圓海の開創なり。其の後久しく無住となりて、明治六年廢寺となりしも、同十一年檀徒の助費に依りて再興せらる。境内は壹百貳拾九坪を有し、本堂・庫裏・鐘樓を存す。

壘堡の址

攝津志には澤良宜村に壘堡の址ありと記すれども、澤良宜三大字とも、今其の址なりと認むべきものなし。

本地は寛文年間より徳川氏代官の支配となり、寶曆六年大坂城代井上河内守正賢の役知に轉じ、同八年再び徳川氏代官の支配に歸し、同十年大坂城代松平周防守康福の役知に換り、同十三年土井大炊頭の領地となり、同氏世襲して大炊頭利與に至り、明治二年六月上地せり、依て古河藩の支配に移り、同四年七月十四日古河縣に屬し、同年十一月十五日印旛縣の當分管轄に轉じ、同月二十日大阪府の管轄となる。而して同府區畫の制定あるに及び、同五年五月島下郡第三區七番組に入り、同八年四月三十日第八大區三小區七番組に改まり、同十年九月十八日番組廢せられて單に第八大區三小區となり、

同十二年二月十日島下郡役所部内となり、同月二十一日第二十分畫に屬し、同十三年七月二日澤良宜西村・澤良宜濱村・鶴野新田と四ヶ村聯合し、同十七年七月一日第二十二戸長役場の管理區域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。

大字澤良宜西

素盞烏神社

本地は古來島下郡に屬し、もと澤良宜郷の内にして、元和九年より澤良宜西村と稱す。

素盞烏神社は字淺川堤原にあり、素盞烏命を祀れり。由緒は詳ならず。境内は壹百七拾五坪を有し、本殿のみを存す。無格社なり。

道祖神社

道祖神社は茨木川筋堤防際にあり、猿田彦大神を祀れり。由緒は詳ならず。境内は八拾七坪を有し、本殿のみを存す。無格社なり。

蓮花寺

蓮花寺は字垣内にあり、瑞光山正東院と號し、眞言宗高野派南院末にして藥師如來を本尊とす。聖武天皇天平元年正月、僧正行基は此の地に池ありて夜々光を放ちければ、其の靈場なるを知りて伽藍を建立し、聖武天皇の勅願所となり、瑞光山の號は其の池より光を放ちしに因みて附せしものなりと傳ふ。然るに應仁年中の兵燹に罹りて堂宇悉く灰燼となりしが、後祐乘なるもの池中の放光をたづねて本尊を得、寛永十七年二月有信と協議戮力して之を再建中興せり。境内は貳百八拾八坪を有し、本

蓮照寺

堂・庫裏・廊下・鐘樓堂・土藏を存す。外に護摩堂あり。

蓮照寺は同字にあり、清涼山と號し、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。文明年中奥村照正の創立なり。照正は越中國某城主長門守乘光の末葉奥村正信の長男にして、本願寺蓮如法主の直弟となりて本地の住人たり。享保八年に至り四世心海檀施を以て之を再建せり。境内は貳百五拾九坪を有し、本堂・庫裏・書院・土藏・門を存す。

本地村高四百四拾七石壹斗參升貳合の内、四百石は寛文六年麾下森川六左衛門の采地となり、其の四拾七石壹斗參升貳合は徳川氏代官の支配となり、徳川代官支配地は寶曆六年大坂城代井上河内守利容の役知に轉じ、同九年再び徳川代官の支配に復し、同十三年土井大炊頭の領地に換りしが、森川氏の采地は同氏世襲して同左近に至り、明治元年五月二十四日の公布に依りて大阪府司農局の支配に移り、同年七月北司農局に屬し、同二年正月二十日攝津縣の管轄に移り、同年八月二日兵庫縣の管轄に轉じ、同四年八月同縣第三十八區に編入せられ、同年十一月二十日大阪府の管轄に移る。又土井氏の領地は同氏世襲して大炊頭利與に至り、明治二年六月上地せり、依て古河藩の支配に移り、同四年七月十四日古河縣に屬し、同年十一月十五日印旛縣の當分管轄に轉じ、同月二十日大阪府の管轄となる、是に於て全村同一管治に歸せり。而して其の後の區畫の變遷は、大字澤良宜東に同じ。

大字澤良宜濱

専念寺

本地は古來島下郡に屬し、もと澤良宜郷の内にして、元和九年より澤良宜濱村と稱す。

専念寺は字垣内にあり、正業山と號し、眞宗本願寺派勝久寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。開基義勝は本地住人なり、大永三年本願寺實如法主の直弟となりて創立し、正徳三年信徒の協力を以て再建せり。境内は貳百五坪を有し、本堂・庫裏・書院・鐘樓堂・門を存す。

本地は寛文二年より板倉周防守重宗の領地となり、明暦二年同族永井伊豫守重形の領地に移り、天和元年徳川氏代官の支配となり、元文二年織田丹後守輔宣の預所に轉じ、天明八年再び徳川代官の支配に歸し、文化七年永井飛彈守直與の預所となり、同氏相傳して日向守直諒に至り、明治二年六月高槻藩の支配に移り、同三年十二月二十四日兵庫縣の管轄に移り、同四年八月同縣第三十八區に編入せられ、同年十一月二十日大阪府の管轄となる。而して同府區畫の制定あるに及び、同五年五月島下郡第三區八番組に入り、同八年四月三十日第八大區三小區八番組に改まり、同十年九月十八日番組廢せられて單に第八大區三小區となり、同十二年二月十日島下郡役所部内となり、同月二十一日第二十分畫に屬し、同十三年七月二日澤良宜東村・澤良宜西村・鶴野村と四ヶ村聯合し、同十七年七月一日第二十二戸長役場の管理區域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。

大字眞砂

本地は古來島下郡に屬し、もと水尾莊の内にして眞砂村と稱す。

佐奈部神社

佐奈部神社は字菰淵にあり、春日大神・應神天皇を祀れり。由緒は詳ならず。明治五年村社に列せらる。境内は五百四拾六坪を有し、本殿・拜殿・神樂所・繪馬所・社務所を存す。末社に事平神社・

天満社・稻荷社あり。氏地は本地及び大字内瀬・同水尾にして、祭日は十月十七日なり。

西方寺

西方寺は字眞砂にあり、大光山と號し、眞宗本願寺派佛照寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。大永年間の創立なりといふ。萬治元年正月五日火災に罹りて寺歴を知るに由なし。中興は覺了なり。覺了は本願寺寂如法主の直弟となり、寛文十二年十二月七日本山より本尊并に寺號を受け、元祿三年正月檀家の協力に依りて再建せり。境内は壹百九拾貳坪を有し、本堂・庫裏・鐘樓室を存す。

本地は元和元年より内藤紀伊守信正の領地となり、同三年徳川氏代官の支配に歸し、寛永二年板倉周防守重宗の領地に轉じ、明暦三年同族板倉伊豫守重形の領地に移り、天和元年再び徳川代官の支配に歸し、正徳三年大坂城代松平大藏少輔勝以の役知となり、享保五年三たび徳川代官の支配に歸し、延享四年田安家の領地となり、同家世襲して同慶頼に至り、明治元年の初め新に御料となりて、櫻井遠江守・九鬼長門守の當分取締となりしも、同年五月晦日同家領に復し、同二年六月上地せり、依て田

安藩の支配に移り、同年十二月二十六日兵庫縣の管轄に換り、同四年八月同縣第三十九區に編入せられ、同年十一月二十日大阪府の管轄となる。而して同府區畫の制定あるに及び、同五年五月島下郡第三區八番組に入り、同八年四月三十日第八大區三小區八番組に改まり、同十年九月十八日番組廢せられて單に第八大區三小區となり、同十二年二月十日島下郡役部内となり、同月二十一日第十九分畫に屬し、同十三年七月二日内瀬村・水尾村と三ヶ村聯合し、同十七年七月一日第二十二戸長役場の管理區域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。

大字内瀬

本地は古來島下郡に屬し、もと水尾莊の内にして内瀬村と稱す。

佛誓寺

佛誓寺は字垣内にあり、養明山と號し、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。僧正行基の開創なりと傳ふ。もと眞言宗なりしが、西田但馬の二男主馬なるもの、寛文十一年三月七日本願寺寂如法主に歸依し、慈雲と法名し、中興轉宗して眞宗となる。元祿十三年十月九日火災に罹りて堂宇記録悉く焼亡し、特り本尊のみ恙なかりしかば、寶永三年正月二十八日二世曉雲檀家の協力を得て之を再建せり。境内は五拾參坪を有し、本堂・庫裏・書院を存す。

彌勒堂は西方淨土寺の廢址にあり、寺は眞言宗に屬して紫雲山と號し、天平九年僧正行基の開基に

彌勒堂

係り、七堂伽藍を備へし巨刹にして、境内の坊舎には瑞光寺・淨樂寺・心願寺・迦彌寺・度明寺等ありしが、明徳三年紀の高野山と本末の争を生じ、官裁に依りて坊舎を廢せられ、天正年間に至り復た織田信長の劫火に罹りて灰燼となり、遂に古に復する能はず、後小堂を再建せしが、寺門衰頽して寺號自ら廢し、尊像のみ安置せられしもの即ち今の彌勒堂是れにして、什寶に涅槃像圖・十王像圖あり、共に美術參考の鑑査狀を有せり。

本地は元和元年より内藤紀伊守信正の領地となり、同三年一月徳川氏代官の支配に歸し、寛永二年板倉周防宗重宗の領地に轉じ、明暦三年同族板倉伊豫守重形の領地に換り、天和元年再び徳川代官の支配に歸し、正徳三年大坂城代松平大藏少輔勝以の役知に移り、享保五年村高四百拾六石貳斗九升貳合の内、四百拾石八斗六升六勺は徳川代官の支配となり、其の五石四斗參升壹合四勺は永井飛彈守の領地となりしが、徳川代官の支配地は延享四年正月田安家の領地となり、同家世襲して同慶頼に至り、明治元年の初め新に御料となりて、櫻井遠江守・九鬼長門守の當分取締となりしも、同年五月晦日同家領に復し、同二年六月上地せり、依て田安藩の支配に移り、同年十二月二十六日兵庫縣の管轄に換り、同四年八月同縣第三十九區に編入せられ、同年十一月二十日大阪府の管轄となる。又永井氏の領地は同氏世襲して日向守直諒に至り、明治二年六月上地せり、依て高槻藩の支配に移り、同四年七月十五日高槻縣に屬し、同年十一月二十日大阪府の管轄となる、是に於て全村同一管治に歸せり。而して同

府區畫の制定あるに及び、同五年五月島下郡第三區十番組に入り、同八年四月三十日第八大區三小區十番組に改まり、同十年九月十八日番組廢せられて單に第八大區三小區となり、同十二年二月十日島下郡役所部内となり、同月二十一日第十九分畫に屬し、同十三年七月二日眞砂村・水尾村と三ヶ村聯合し、同十七年七月一日第二十二戸長役場の管理區域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。

大字 水尾

本地は古來島下郡に屬し、もと水尾莊の内なり。慶長元年分れて北條村・地下村・小路村の三ヶ村となりしも、寶永六年合して水尾村と稱す。攝津志村里の條に「水尾屬邑三」と見ゆるは、此の舊三ヶ村を指せるものならん。

素盞鳥尊神社は字堂垣内にあり、素盞鳥尊を祀れり。由緒は詳ならず。境内は六拾參坪を有し、本殿のみを存す。無格社なり。

稻荷神社は字千秋にあり、宇賀御魂神を祀れり。由緒は詳ならず。境内は參拾貳坪を有し、本殿のみを存す。無格社なり。

猿田彦神社は字奥イナバにあり、猿田彦命を祀れり。由緒は詳ならず。境内は四坪を有し、本殿の

素盞鳥尊社

稻荷神社

猿田彦神社

みを存す。無格社なり。

勝光寺は字垣内にあり、西河山と號し、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。僧正行基の開創にして、もと眞言宗なりしが、後住僧明覺眞宗に轉せしと傳へ、永享年間俊惠の中興なり。境内は五百七拾坪を有し、本堂・庫裏・玄關・鐘樓堂・太鼓樓・土藏・門を存す。

攝津志には本地に壘堡の址ありと記すれども、今其の址は詳ならず。

本地は寛永二年より板倉周防守重宗の領地となり、明暦二年同族板倉伊豫守重形の領地に移り、天和元年徳川氏代官の支配に歸し、寶曆六年大坂城代井上河内守利容の役知に轉じ、同九年再び徳川代官の支配に歸し、同十三年土井大炊頭利里の領地となり、同氏世襲して大炊頭利與に至り、明治二年六月上地せり、依て古河藩の支配に移り、同四年七月十四日古河縣に屬し、同年十一月十五日印旛縣の當分管轄に轉じ、同月二十日大阪府の管轄となる。而して其の後の區畫の變遷は、大字内瀬に同じ。

大字	字	石高		町村制施行		大正元年	
		舊	高	町村制施行	町村制施行	大正元年	大正九年
大	澤 眞 宜 東	五九・九〇〇	四三・五二天	四八・五〇	四〇〇	四〇〇	四〇〇
	澤 眞 宜 西	四七・三三	四八・三三五	五〇・一八	二四〇	二四〇	二四〇
	澤 眞 宜 濱	二八〇・八五七	二五・四五三	二六・九四八	四七	四七	四七
	眞 砂	一五八・六三	四〇・四二天	四六・六〇	二二	二二	二二
計		一、〇〇一・一五〇	一、一五二・一三	一、一六二	一、一六二	一、一六二	一、一六二

第二十二項 溝咋村

本村は明治二十二年四月一日町村制の施行に際し、目垣村・平田村・二階堂村・十一村・馬場村の五ヶ村は、地形民情共に合併するを便とするを以て、其の區域に依りて一村を設け、其の地は往時の溝咋莊に屬するに依り、其の舊莊名を採りて溝咋村と名づけ、各村は其の大字となり、舊に依りて島下郡所屬たりしが、明治二十九年四月一日三島郡に屬す。

大字目垣

本地は古來島下郡に屬し、もと溝杵莊の内にして、目垣村と稱す。

佛照寺は字中村にあり、光明山と號し、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。弘長二年勝光坊西順の開創なり。西順は佐々木四郎俊綱と稱し、三郎兵衛盛綱の男にして、北條頼經に願文山合戦に従ひて無常を感じ、嘉祿元年三月紀の金剛峯寺に入りて、勝光阿闍梨と號し、仁治二年宗祖親鸞の

佛照寺

直弟となりて當寺を創建し、文永元年十二月十五日を以て入寂し、其の後裔は連綿として繼續せり。今の堂宇は文明十五年に再建せしものなりといふ。境内は五百九拾九坪を有し、本堂・庫裏・書院・太鼓樓・鐘樓堂・土藏・門を存す。寺寶中慧燈大師筆着色絹本見真大師像壹幅は、明治二十四年七月三日美術上參考たるの鑑査狀を附與せらる。

崇徳庵

崇徳庵は字上村にあり、清水山と號し、曹洞宗崇禪寺末にして釋迦牟尼佛を本尊とす。永正元年正月桃源の開創なり。境内は壹百七拾五坪を有し、本堂兼庫裏を存す。外に藥師堂あり。

壘堡の址

攝津志には本地に壘堡の址ありと記すれども、今其の址は詳ならず。

本地は寛文五年より麾下宮崎七郎右衛門の采地となり、村高七百貳石五斗貳升參合の内、四百四拾七石貳斗貳升は同氏領として残り、其の貳百五拾五石參斗參合は寶曆十二年より土井大炊頭利里の領地となり、兩氏とも世襲して、宮崎氏の采地は同七郎右衛門に至り、明治元年五月二十四日の公布に依りて大阪府司農局の支配に移り、同年七月北司農局に屬し、同二年正月二十日攝津縣の管轄に換り、同年八月二日兵庫縣の管轄に轉じ、同四年八月同縣第三十九區に編入せられ、同年十一月二十日大阪府の管轄となる。又土井大炊頭の領地は大炊頭利與に至り、明治二年六月上地せり、依て古河藩の支配に移り、同四年七月十四日古河縣に屬し、同年十一月十五日印旛縣の當分管轄に轉じ、同月二十日大阪府の管轄となる、是に於て全村同一管治に歸せり。而して同府區畫の制定あるに及び、同五年五

月島下郡第三區二番組に入り、同八年四月三十日第八大區三小區二番組に改まり、同十年九月十八日番組廢せられて單に第八大區三小區となり、同十二年二月十日島下郡役所部内となり、同月二十一日第十七分畫に屬し、同十三年七月二日一村獨立し、同十七年七月一日第十六戸長役場の管理區域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。

大字 平田

本地は古來島下郡に屬し、もと溝杭莊の内にして十一村の屬邑たりしが、後分れて平田村と稱す。攝津志村里の條に「十一屬邑」と記せるは、本地を指せるものにして、其の分村せしは同志の出でし享保以後ならん。

西養寺

西養寺は字河原畑にあり、天明山と號し、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。慶長年間の創立なりといふ。寛永二年火災に罹りて堂宇・記録悉く焼失し、中興乘泉は貞享元年二月十八日本願寺寂如法主の直弟となり、檀家の協力に依りて之を再建せり。境内は壹百貳拾九坪を有し、本堂・庫裏を存す。

本地は元和の初めより麾下長谷川式部少輔の采地となり、同氏世襲して同都五郎に至り、明治元年五月二十四日の公布に依りて大阪府司農局の支配に移り、同年七月北司農局に屬し、同二年正月二十日

攝津縣の管轄に換り、同年八月二日兵庫縣の管轄に轉じ、同四年八月同縣第三十九區に編入せられ、同年十一月二十日大阪府の管轄となる。而して其の後の區畫の變遷は、大字目垣に同じ。

大字二階堂

地藏院

本地は古來島下郡に屬し、もと溝杭莊の内にして室堂村と呼びしが、後改めて二階堂村と稱す。地藏院は字福田にあり、臨濟宗妙心寺派大仙寺末にして地藏菩薩を本尊とす。創立の年月は詳ならず。貞享元年領主長谷川周防守藤原守尙の再建なり。境内は九拾五坪を有し、本堂・庫裏を存す。

淨光寺

淨光寺は字星見にあり、盤松山と號し、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。開基林吟は文明九年本願寺蓮如法主の直弟となり、檀家の協力を得て創立せり。境内は壹百七坪を有し、本堂・庫裏・門を存す。

本地村高六百七拾七石貳斗九升貳合の内、五百九拾六石五斗壹升貳合は元和の初めより麾下長谷川式部少輔の采地となり、其の八拾石七斗八升は慶安二年より永井日向守直清の領地たりしが、長谷川氏の采地は同氏世襲して同郡五郎に至り、明治元年五月二十四日の公布に依りて大阪府司農局の支配に移り、同年七月北司農局に屬し、同二年正月二十日攝津縣の管轄に換り、同年八月二日兵庫縣の管轄に轉じ、同四年八月同縣第三十九區に編入せられ、同年十一月二十日大阪府の管轄となる。又永井氏

領は同氏世襲して日向守直諒に至り、明治二年六月上地せり、依て高槻藩の支配に移り、同四年七月十四日高槻縣に屬し、同年十一月二十日大阪府の管轄となる、是に於て全村同一管治に歸せり。而して同府區畫の制定あるに及び、同五年五月島下郡第三區一番組に入り、同八年四月三十日第八大區三小區一番組に改まり、同十年九月十八日番組廢せられて單に第八大區三小區となり、同十二年二月十日島下郡役所部内となり、同月二十一日第十七分畫に屬し、同十三年七月二日一村獨立し、同十七年七月一日第十六戸長役場の管理區域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。

大字十一

本地は古來島下郡に屬し、もと溝杭莊の内にして十一村と稱す。年紀不詳屬邑を割きて平田村を分置す、今の大字平田是れなり。

淨眞寺

淨眞寺は字流木にあり、興行山と號し、眞宗東本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。創立の年月は詳ならず、延寶五年泰道の中興にして、元祿十一年正月本堂を再建せり、住職泰道の時なり。境内は貳百壹坪を有し、本堂・庫裏・廊下・鐘樓・土藏を存す。

本地は元和の初めより麾下長谷川式部少輔の采地となり、同氏世襲して同郡五郎に至り、明治元年五月二十四日の公布に依りて大阪府司農局の支配に移り、同年七月北司農局に屬し、同二年正月二十日

攝津縣の管轄に換り、同年八月二日兵庫縣の管轄に轉じ、同四年八月同縣第三十九區に編入せられ、同年十一月二十日大阪府の管轄となる。而して同府區畫の制定あるに及び、同五年五月島下郡第三區三番組に入り、同八年四月三十日第八大區三小區三番組に改まり、同十年九月十八日番組廢せられて單に第八大區三小區となり、同十二年二月十日島下郡役所部内となり、同月二十一日第十七分畫に屬し、同十三年七月二日一村獨立し、同十七年七月一日第十六戸長役場の管理區域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。

大字馬場

本地は古來島下郡に屬し、もと溝杭莊の内にして馬場村と稱す。舊莊名の溝杭は一に溝楲・溝楲・溝昨又は溝昨等に作れり。溝杭は舊事地神本紀・同國造本紀及び姓氏錄に書せる所にして、舊事天皇本紀及び日本書紀神武天皇の條には溝楲と書し、日本書紀神代上には溝楲と書し、古事記神武天皇の段には溝昨と書し、又延喜神明帳には溝昨と書せり。何れも三島溝楲耳神・三島溝楲姫の名、及びの社名に用ひられたる地名にして、同三島溝楲耳神及び其の女三島溝楲姫即ち三島溝昨玉楯姫の居りし所ならん。然れども地名より出でし神名なるか、神名より起りし地名なるかは詳ならず。本邦上古の史上に其の名の現はれし舊邑なり。

溝昨神社は字山下にあり、延喜式内の神社なり。三島溝昨玉楯媛命を主神として、相殿に素盞鳴命及び天兒屋根命を祀れり。祭神玉楯媛は三島溝楲耳神の女にして、本地とは深き關係あるを以て、其の靈を祀りしものならん。然れども創建の年月は詳ならず、或は崇神天皇の御宇神祇を尊崇し、天社・國社を定め給ひし時に祀り給ひしものなりともいふ。皇室の尊崇厚く、武家の敬信深く、社領を寄附し、神寶を奉納せられたること少からず。淳和天皇の御宇、當郷は阿保親王の御位田たりしが、天長元年夏大に旱し、郷民困難せしかば、親王の奏問に依りて御鏡を下し、齋殿に於て雩祭を行はしめ給ひしに、降雨滂沱たり。郷民歡喜御下賜の御鏡を永く奉祀せんことを願ひしに、背面に溝昨大神の宸筆を染めさせられて、永く奉祀すべき旨を詔し給へり、即ち今に傳はれる神璽曉神鏡是れなり。社殿は文明九年領主溝昨兵庫介質信の再建以來、文祿年間に領主長谷川式部少輔再建し、今の社殿等は寛保二年大坂の住人米屋平右衛門・同喜兵衛の官許を得て建營せしものなり。當時此の兩人は外國貿易に従事し、不測の災に罹らんとしたるに、當社祭神の靈驗に依りて其の難を免れたるを以て、報賽の意に出でしものなりといふ。兩人は社殿及び附屬建物の外、許多の神寶・神器をも奉納して今に残れり。もと境内に宮寺ありて密教山不動院長蓮寺と稱し、高野山金剛峯寺に屬し、神事は同寺僧の掌る所なりしが、明治後の神佛分離に依りて社は同五年村社に列せられ、寺僧は復飾して奉仕せり。後明治四十年一月神饌幣帛料供進社に指定せられ、神社合併の議あるに及び、同四十二年四月二十一日字宮田の無格

社溝昨上宮神社媛踏躰五十鈴媛命・溝瀾と相殿に合祀し、同年四月二十三日大字二階堂字星見の同天満神社耳命・天日方奇日方命と同四十二年七月二十六日大字目垣の同荒神社軻遇突智神・中津彦神・中津比賣神を境内に移轉せり。境内は壹千八拾九坪を有し、本殿・幣殿・拜殿・神樂所・繪馬所・寶庫・納家・社務所等相並び、攝社に事代主神社、末社に天照皇大神社・稻荷神社・手力雄神社・木花咲耶姬神社あり。氏地は本地及び大字目垣・同二階堂・同十一・同平田にして、例祭は十月十四日に行はる。

日本書紀 神代上卷 又曰、事代主神化爲八尋能鰐、通三島溝瀾姫、或云、玉櫛姫、而生兒姫踏躰五十鈴媛命、是爲神日本磐余彦火々出見天皇之后也。

聞 神武天皇の條 庚申年秋八月癸丑朔戊辰、天皇當立正妃、改廣求華胃、時有人奏之曰、事代主神與三島溝瀾耳神之女玉櫛媛、所生兒號曰媛踏躰五十鈴媛命、是國色之秀者、天皇悅之、九月壬午朔己巳、納媛踏躰五十鈴媛命、以爲正妃、辛酉年春正月庚辰朔、天皇即帝位於橿原宮、是歲爲大皇元年、尊正妃爲皇后、

古事記 神武天皇の段 然更求爲大后之美人時、大久米命曰、此間有媛女、是謂神御子、其所以謂神御子者、三島瀨昨之女、名勢夜陀多良比賣、其容姿麗美故、美和之大物王神見感而、其美人爲大便之時、化丹塗矢自其爲大便之溝瀾下、突其美人之富登、爾其美人驚而立走伊須須岐伎、乃將來其矢置於床邊、忽成麗壯夫、即娶其美人生子、名謂富登多多良伊須須岐比賣命、亦名謂比賣多多良伊須須氣余理比賣、故是以謂神御子也。

舊事本紀 天皇本紀 神武天皇庚申年秋八月癸丑朔戊辰、天孫當立正妃、故廣求華胃、時有人奏曰、事代主神與三島溝瀾耳神之女玉櫛媛所生之女、神曰媛踏躰五十鈴媛命、是國色之秀者、天孫悅矣、九月壬午朔己巳、納媛踏躰五十鈴媛命爲正妃、辛酉爲元年、

年、春正月庚辰朔、都橿原、肇即皇位、尊正妃媛踏躰五十鈴媛命立爲皇后、則大三輪大神女也、

同 地神本紀 八重事代主神化爲八尋能鰐、通三島溝瀾女活玉依姫、生一男一女兒、

同 國造本紀 都佐國造、志賀高穴穗朝御代長阿比古同祖、三島溝瀾命九世孫、小立足尼足賜國造、

姓氏錄 大和國神別 大神朝臣、素佐能雄命六世孫大國主之後也、初大國主神娶三島溝瀾耳之女玉櫛姫、夜未曙去、不曾畫到於是、玉櫛姫續孿係衣、至明隨孿尋覓、經茅渟縣陶邑、直指大和國御諸山、視孿遺唯有三葉、因之號姓大三葉、

淨福寺は字廣田にあり、溝昨山と號し、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。創立の年月は詳ならず。中興の開基正庵は、天和三年五月七日日本願寺良如法主の直弟となり、檀徒の協力に依りて再興し、文政年間水害に遭ひて廢頽し、住職了空檀家と協力して更に再建せり。境内は壹百參坪を有し、本堂・庫裏・書院を存す。

本地村高五百五拾六石貳斗四升八合の内、貳百七拾壹石六斗九升參合は寛文二年永井日向守直清の領地となり、其の貳百人拾四石五斗五升五合は同年徳川氏代官の支配となり、永井氏の領地は同氏世襲して日向守直諒に至り、明治二年六月上地せり、依て高槻藩の支配に移り、同四年七月十四日高槻縣に屬し、同年十一月二十日大阪府の管轄となる。又徳川代官の支配地は明和元年土井大炊頭利里の領地となり、同氏世襲して大炊頭利與に至り、明治二年六月上地せり、依て古河藩の支配に移り、同四年七月十四日古河縣に屬し、同年十一月十五日印旛縣の當分管轄に轉じ、同月二十日大阪府の管轄

淨福寺

となる、是に於て全村同一管治に歸せり。而して同府區畫の制定あるに及び、同五年五月島下郡第二區十番組に入り、同八年四月三十日第八大區二小區十番組に改まり、同十年九月十八日番組廢せられて單に第八大區二小區となり、同十二年二月十日島下郡役所部内となり、同月二十一日第十七分畫に屬し、同十三年七月二日一村獨立し、同十七年七月一日第十六戸長役場の管理區域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。

大字	字	舊石高	明治九年改正	明治九年一月一日現在人口	町村制施行	町村制施行	大正元年五月	大正九年十月一日
			有用地反別	一日現在人口	當時の反別	當時の人口	末日現在人口	國勢調査の人口
日垣	日垣	七〇・五三〇	五・五五八	三六九	七・五三二	四〇九		
		三三・六七〇	二・九四〇	七五	二七・六三二	九四		
平田	二階堂	六七・二二〇	五・二〇四	一五五	六・三三三	一五四		
		二〇・六九〇	一〇・四七三	八四	二二・〇一〇	一八八		
十場	馬場	五五・二四八	四〇・九三三	三三六	五二・八五九	三六一		
		二五・五二七	一六・六〇四	一〇六	二二・四〇四	一〇六		
計				一、〇六八	二二・四〇四	一、一〇六	一、一三五	一、一〇六

第二十三項 宮島村

本村は明治二十二年四月一日町村制の施行に際し、野々宮村・島村の兩村は、從來團結の習慣あり、

地形民情共に合併するを便とするを以て、其の區域に依りて一村を設け、兩村名を交互折衷して宮島村と名づけ、兩村は其の大字となり、舊に依りて島下郡所屬たりしが、明治二十九年四月一日三島郡に屬し、同四十一年度より着手せられたる安威川改修工事の爲め、拾壹町七反八畝拾八歩の地は同川敷となる。

大字野々宮

本地は古來島下郡に屬し、島村の屬邑たりしが、後分れて野々宮村と稱す。攝津志村里の條に「島隔邑一」と記せるは、本地を指せるものにして、其の分村せしは同志の出し享保以後ならん。村名は野々宮の名に因めるなるべし。東方に字落合といへる所あり、是れなん古の水江の里ならんといふ。古詠あり。

新古今

蘆鴨のまはく入江の水の江の世にすみかたきわかみなりけり

讀人しらす

天神社
安樂寺

天神社は字西垣内にあり、菅原道真を祀れり。由緒は詳ならず。舊志に野々宮と見ゆるは當社にして、難波三所野々宮の一なりといふ。明治五年村社に列せらる。境内は五百五拾壹坪を有し、本殿・拜殿を存す。末社に稻荷神社・津之邊神社あり。氏は本地一間にして、祭日は十月二十五日なり。安樂寺は字西垣内にあり、水江山と號し、眞宗東西兩本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。創立の年

月は詳ならず。承應二年八月妙祐なるもの本願寺良如法主の直弟となり、檀家の協力に依りて再建せり。境内は貳百五拾六坪を有し、本堂・庫裏・土藏を存す。

本地村高五百九拾八石壹斗八升の内、壹百五拾壹石は寛永年間より麾下長谷川半之丞・其の壹百貳拾四石は同年間より同石河太兵衛・其の八拾五石五斗は同年間より越智彌三郎兵衛の各采地となり、其の貳百參拾七石六斗八升は同年間より板倉周防守の領地となり、長谷川・石河・越智三氏の采地は各世襲して長谷川都五郎・石河主膳・越智主馬に至り、明治元年五月二十四日の公布に依りて大阪府司農局の支配に移り、同七月北司農局に屬し、同二年正月二十日攝津縣の管轄に換り、同年八月二日兵庫縣の管轄に轉じ、同四年八月同縣第三十九區に編入せられ、同年十一月二十日大阪府の管轄となる。又板倉氏の領地は、明暦年間に至り徳川氏代官の支配に歸し、寛文年間永井日向守直清の領地となり、同氏世襲して日向守直諒に至り、明治二年六月上地せり、依て高槻藩の支配に移り、同四年七月十四日高槻縣に屬し、同年十一月二十日大阪府の管轄となる、是に於て全村同一管治に歸せり。而して同府區畫の制定あるに及び、同五年五月島下郡第三區三番組に入り、同八年四月三十日第八大區三小區三番組に改まり、同十年九月十八日番組廢せられて單に第八大區三小區となり、同十二年二月十日島下郡役所部内となり、同月二十一日第十八分區に屬し、同十三年七月二日一村獨立し、同十七年七月一日第十六戸長役場の管理區域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。

大字 島

本地は古來島下郡に屬し、島村と稱す。年紀不詳屬邑を割きて野々宮村を分置せり、今の大字野々宮是れなり。

葦分神社は字北條にあり、天照皇大神を祀れり。由緒は詳ならず。明治五年村社に列し、大正五年一月十日字新堂前の無格社天神社(管原道眞)を合祀せらる。境内は參百參拾坪を有し、本殿・拜殿・御供所を存す。氏は本地一圓にして、祭日は十月十七日なり。

圓長寺は字北垣内にあり、圓光山と號し、眞宗東本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。創立の年月は詳ならず。元龜三年十二月行空なるもの、檀家の協力に依りて再建せり。境内は壹百七拾貳坪を有し、本堂・庫裏・土藏・長屋門を存す。

光善寺は字西垣内にあり、淵埋山と號し、眞宗東本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。元龜三年十二月十一日河内國茨田郡出口村光善寺五世顯勝の創立なり。境内は參百六拾貳坪を有し、本堂・庫裏・太鼓樓・鐘樓堂・門を存す。

本地村高壹千七百七拾七石壹升五合の内、四百九拾參石六斗五升五合は明暦元年より麾下渡邊小膳の采地となり、其の壹千貳百八拾參石參斗六升は同年より徳川氏代官の支配となり、同代官支配地の

葦分神社

圓長寺

光善寺

内、四百貳拾壹石六斗八升參合六勺は明和六年麾下青木九十郎の采地となりて、同代官支配地は八百六拾壹石六斗七升六合四勺たりしが、渡邊・青木兩氏の采地は各世襲して渡邊爲之助・青木孫太郎に至り、明治元年五月二十四日の公布に依りて大阪府司農局の支配に移り、同年七月北司農局に屬し、同二年正月二十日攝津縣の管轄に換り、同年八月二日兵庫縣の管轄に轉ず。徳川代官の支配地は天明七年大坂城代堀田相模守正時の役知に轉じ、寛政十二年再び徳川代官の支配に歸し、天保十一年永井飛彈守の預所に移り、同四年三たび徳川代官の支配に歸し、弘化元年永井遠江守直輝の預所となり、同氏相傳して日向守直諒に至り、明治二年六月高槻藩の支配に移り、同三年十二月二十四日兵庫縣の管轄となる。是に於て全村同一管治に歸し、同四年八月同縣第三十九區に編入せられ、同年十一月二十日大阪府の管轄となる。而して同府區畫の制定あるに及び、同五年五月島下郡第三區に屬して中組は四番組、東組・西組は五番組に入り、同八年四月三十日第八大區三小區に改まりて番組に異動なく、同十年九月十八日番組廢せられて單に第八大區三小區となり、同十二年二月十日島下郡役所部内となり、同月二十一日第十八分畫に屬し、同十三年七月二日一村獨立し、同十七年七月一日第二十二戸長役場の管理區域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。

大字	野々宮	石高	明治九年改正 有租地反別	町村制施行 町村制施行 大正元年三月 末日現在人口	大正九年十月一日 國勢調査の人口
		五八・一〇〇	五・九二四	三六	五七

島	計	一、四四・〇四〇	一、〇〇・九三三	六五五	一、七〇・一七三	三三三	一、一四四	一、一五九	一、〇九二
		二、三三三・九三〇	二、二・六〇八	一、三三	一、五五・六三九				

第二十四項 鳥飼村

本村は明治二十二年四月一日町村制の施行に際し、鳥飼中村・鳥飼上村・鳥飼八町村・鳥飼西村・鳥飼八坊村・鳥飼下村・鳥飼野々村の七ヶ村は、其の當時に於ける同一戸長役場の所轄區域にして、地形民情共に合併するを便とするを以て、其の區域に依りて一村を設け、其の地は往時の鳥飼郷に屬するに依り、其の舊郷名を採りて鳥飼村と名づけ、各村は其の大字となり、舊に依りて島下郡所屬たりしが、明治二十九年四月一日三島郡に屬し、同二十九年度より着手せられし淀川改良工事の爲め、四反五畝貳拾八歩の地は同川敷となる。

大字 鳥飼中

本地は古來島下郡に屬し、もと鳥飼郷の内にして鳥飼中村と稱す。鳥飼は一に鳥養に作る。舊鳥飼郷は蓋し鳥飼部の住居せしより其の名起りしならん、鳥飼部は日本書記垂仁天皇二十三年の條に、十一月甲午朔乙未、湯河板舉獻鶴也、譽津別命弄其鶴、遂得言語、由是敦賞湯河板舉、則賜姓而曰鳥

取造、因亦定鳥取部・鳥養部・譽津部」と見ゆる鳥養部是れなり。

散木香歌集

熊野に詣けるに、淀にて舟に乗りて下りけるに、鳥飼といへる所にて、舟のぬて下らざりける程に、日の暮にければ、

沖へなる高瀬の舟をさしすみて鳥飼にても暮らしつるかな
又の日舟より下りて歩みけるに、雨の降りければ、蓑登きるとてよめる、
うち着るに蓑かさりと見えれとも雨のあしと思はざりけり

源 俊 頼
同

過鳥飼村

藤井竹外

野水穿村通小初 蔭花滿店賣春醴 東風吹老漸無力 箇々紙燻燻不高

勝安寺

勝安寺は字森殿にあり、桃林山と號し、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。本願寺准如法主の直弟宗西の、元和七年十二月二十六日に創立せし所なり。境内は貳百四拾九坪を有し、本堂・庫裏・書院・玄關・鐘樓堂・土藏・門を存す。

長音寺

長音寺は字赤才にあり、梅松山と號し、淨土宗知恩院末にして十一面觀世音を本尊とし、藥師如來・子安地藏菩薩を脇士とす。天正五年十二月十七日乘譽の開創なり。明治維新の初め無檀無住の廉を以て廢寺となりしも、同十三年一月十五日復興せり。境内は壹百五拾八坪を有し、本堂兼庫裏を存す。

本地は慶安二年より永井日向守直清の領地となり、同氏世襲して日向守直諒に至り、明治二年六月上地せり、依て高槻藩の支配に移り、同四年七月十四日高槻縣に屬し、同年十一月二十日大阪府の管

鳥飼院の舊址

轄となる。而して同府區畫の制定あるに及び、同五年五月鳥下郡第四區一番組に入り、同八年四月三十日第八大區四小區一番組に改まり、同十年九月十八日番組廢せられて單に第八大區四小區となり、同十二年二月十日鳥下郡役所部内となり、同月二十一日第二十二分畫に屬し、同十三年七月二日一村獨立し、同十七年七月一日第二十八戸長役場の管理區域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。

大字鳥飼上

本地は古來鳥下郡に屬し、もと鳥飼郷の内にして鳥飼上村と稱す。鳥飼七大字の上部なるより此の村名起りしものなるべし。

鳥飼院の址は字御所垣内其れならんといふ。同院は亭子院(宇多天皇)の御遊幸ありし離宮にして、事は大和物語に見え、遊女などのことも見ゆれば、本地は江口・神崎に並べる水驛たりしならん。

大和物語

亭子のみかと、鳥かひの院におはしましにけり、れいのこと御あそびあり、このわたりのうかれ女ともあまたまいりてさふらふ中に、こえおもしろくよしある者は侍りやとほせ給ふに、うかれめはらの申やう、大江の玉淵かむめといふものなん、めつらしうまいりて待ると申しければ、みさせ給ふに、さまかたちもさよげなりければ、あはれかり給て、うへにめしあけ給ふ、そもくまことかなとほせ給ふに、とりかひといふ題を人々によませ給ひにけり、おほせ給ふやう、玉淵はいとみう

ありて歌などよくよみき、このとりかひといふ題をよくつかふまつりたらんにしたかひて、まことの手とおもほさんとおほせ給けり、うけ給りてすなはち、

あさみとりかひある春にあひぬればかすみなられとたちのほりけり

とよむ、時にみかとの、しりあはれかり給ふて御しほたれ給ふ、人々もよくあひたるほにて、あひなきいとなくす、みかと御うちきひとかされはかま給ふ、ありとあるかんたちめ・みこたち・四位・五位これに物ぬきてとらせざらん者は、座よりたれとのたまふければ、かたはしよりかみしもみなかつけたれば、かつきあまりてふたまばかりつみてそなきたりける、かくてかへり給ふとて、南院の七郎きみといふ人有けり、それなん此うかれめのすむあたりに、家つくりてすむときこしめして、それになんのたまひあつける、かれか申さん事院にうせよ、院より賜はせん物もかの七郎きみよりつかはさん、すへてかれにわひしきめなみせと仰られければ、つれになんとふらひかへりみける、

宗慶島

其の本地に屬せる淀川の中流に、宗慶島といへるあり、島名は宗慶に因めるなり。宗慶は俳句を能くし、且書法に一流を立て、世に鳥飼流と呼ばれしが、其の流は傳へて今に残れり。

西誓寺

西誓寺は字上垣内にあり、法耀山と號し、真宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。元和九年二月本願寺准如法主の直弟善好の創立なり。境内は壹百貳拾九坪を有し、本堂・庫裏・玄關・土藏を存す。

誓覺寺

誓覺寺は字北垣内にあり、法身山と號し、真宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。本地住人宮部五郎左衛門なるもの剃髮して銳吟と法名し、明應三年四月當寺を創立し、寛永十七年五世善秀再建したりしに、明和元年八月暴風の爲めに堂宇破壊せしかば、同五年九世品隆檀家と協力して更に再建

せり。境内は貳百四拾八坪を有し、本堂・庫裏・玄關を存す。

本地の領主及び區畫の變遷は、明治五年五月島下郡第四區二番組に入り、同八年四月三十日第八大區四小區二番組に屬したるの外は、大字鳥飼中に同じ。

大字鳥飼八町

本地は古來島下郡に屬し、もと鳥飼郷の内にして鳥飼八町村と稱す。明治二十七年二月二十六日本地に點在せし島上郡三箇牧村大字柱本の飛地たる字玉川島の八百九拾九番田壹反四畝貳拾五步・同九百番田壹反四畝五步、及び同九百壹番畑六畝拾歩を本地に編入せり。

西方寺

西方寺は字下垣内にあり、一光山と號し、真宗東本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。創立の年月は詳ならず。文明年中本願寺蓮如法主より阿彌陀佛の繪像及び寺號を受け、其の後住職惠達るとき、寛文十年二月七日寂如法主より更に木造本尊を授與せられ、堂宇に修理を加へ、安永元年住職惠海檀家の協力に依りて本堂を再建せり。境内は壹百五拾九坪を有し、本堂・庫裏・鐘樓堂を存す。本地の領主及び區畫の變遷は、大字鳥飼中に同じ。

大字鳥飼西

本地は古來鳥下郡に屬し、もと鳥飼郷の内にして鳥飼西村と稱す。字地に和道といへるあり、舊志には輪道に作り。明治二十九年度より着手せられし淀川改良工事の爲め、壹畝貳拾九歩の地は買収せられて同川敷となる。同川沿に三本松渡・治歩田渡あり。

藤森神社は字小路にあり、崇道盡敬皇帝及び菅原道真を祀れり。崇道盡敬皇帝は山州藤の森よりの勸請なり、故に此の社名あり。社域は淀川に近きが故に、往時屢水難に罹りて社殿壞れ、寶庫流れ、全く古文書を逸して今は由緒を釋ぬるに由なし。ある年神輿流れて吹田に至りて止まりしことあり、御旅所の吹田町なる高濱神社の境内にあるは是れに依れりといふ。今の社殿は天正五年の建築なり。明治五年郷社に列し、同四十年一月神饌幣帛料供進社に指定せられ、同四十一年一月十五日字三本松の境外末社天神社(菅原道直)・大字鳥飼中字森殿の無格社道祖神社(八衢比古神・同比賣神・久那斗神)・大字鳥飼上字上垣内の同若宮神社(主命)、同四十三年三月二十五日味生村大字新在家字垣内の村社味生神社(應神)を合祀し、同年一月十五日大字鳥飼八町字一の坪の無格社稻荷神社(宇賀御魂神)・大字鳥飼野々字垣内の同稻荷神社(宇賀御魂神)を末社の稻荷神社に合祀せり。合祀社中に於ける味生神社は、味生村大字別府の味府神社及び同村大字一津屋の味生神社と、往時は同社にして、後三ヶ所に分祀せられし其の一なり。境内は壹千拾九坪の廣さ

藤森神社

願生寺

三本松天神社の舊址

を有し、本殿・拜殿・神樂所・御供所・神具庫・社務所・土藏等相並び、末社に國狭槌神社・稻荷神社・市杵島神社あり。氏地は本村全部及び味生村大字新在家にして、例祭は十月十八日なり。

願生寺は字三本松にあり、鳥養山と號し、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。本地住人友尊本願寺蓮如法主の直弟となり、延徳二年八月十一日に創立せし所にして、寶永六年十月五日八世淨行檀家と協力して再建せり。境内は六百貳拾五坪を有し、本堂・庫裏・廊下・鐘樓堂・門を存す。

三本松天神社の舊址は字三本松の淀川堤防上にあり、境内に幹の三岐せる古松あるを以て此の社名をなし、一に楊枝松の天神とも呼べり。傳へいふ、道真左遷のとき船を此の地に着け、堤上に憩ひて行厨を召し、其の楊枝を地上に植ゑて曰く、若し枝葉を生せば是れ歸洛の兆なりと。然るに後果して根を生じて枝葉を出だし、地を離るゝ尺餘にして岐れて三幹となりしかば、里人此に社殿を營みて道真を祀り、爾來蒼鬱として盤舞し、實生三代に至れりと。寛永年中領主松平若狭守より五石六斗を寄せて祭祀の料に供し、永井氏に至りても尙松平氏の時の如くなりしが、明治四年の廢藩以來この事絶え、藤森神社の末社たりしも、已記の如く明治四十一年一月十五日同社に合祀せらる。

同堤防には其の名を残せし古松少からず、即ち下松・義經松・踊松・浪除松等是れなり。浪除松は風伯狂暴波濤怒る時といへども、上下の舟此の松を遙拜すれば風浪立どころに静まれりと傳へ、京阪間淀川堤防には該樹を見るのみなりしが、已に枯死し、其の他のものも淀川改修の爲め其の影を失ひ

て、今はなし。

本地は慶安二年より永井日向守直清の領地となり、同氏世襲して日向守直諒に至り、明治二年六月上地せり、依て高槻藩の支配に移り、同四年七月十四日高槻縣に屬し、同年十一月二十日大阪府の管轄となる。而して同府區畫の制定あるに及び、同五年五月島下郡第四區三番組に入り、同八年四月三十日第八大區四小區三番組に改まり、同十年九月十八日番組廢せられて單に第八大區四小區となり、同十二年二月十日島下郡役所部内となり、同月二十一日第二十三分畫に屬し、同十三年七月二日一村獨立し、同十七年七月一日第二十八戸長役場の管理區域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。

大字鳥飼八坊

本地は古來島下郡に屬し、もと鳥飼郷の内にして鳥飼八坊村と稱す。
本地の領主及び區畫の變遷は、大字鳥飼西に同じ。

大字鳥飼下

本地は古來島下郡に屬し、もと鳥飼郷の内にして鳥飼下村と稱し、明治二十九年より着手せられ

馬島

し淀川改良工事の爲め、四反參畝貳拾九歩の地は買收せられて同川敷となる。

南に一沙洲を爲せる所あり、名を馬島と呼び、幅七拾間・長さ五百間なり。即ち古の國飼御馬を放飼せられし鳥飼牧のありし所にして、蘆葦叢生せり。往時にありては廣大なる區域を有したるならんも、桑滄の變は幾回して終に今の如くなるに至りしものならん。牧は延喜式に見えたり。

延喜式

凡諸節及行幸、應用國飼御馬者、勘量數量奏、乃下官符令進、唯牧放飼馬者、察移當國、即令牧子奉送、但攝津國

鳥飼牧・豐島牧、不移當國察、直放繫、凡國飼御馬者攝津十四郡、又攝津國鳥飼牧を要、

土佐日記 二月八日、なを川のはとりになつみて、鳥飼の御牧といふところにとまる、

夫	もえ渡るこつのおしへにあさりてや津の國かひの駒いはゆるらん	行	家
同	はむ駒のあしけにのみみゆるか難波の春やふかくなるらん	俊	成
同	難波かた蘆の若葉の穂に出て、招くとみゆる駒のふりかみ	寂	蓮

安樂寺は字東垣内にあり、本牧山と號し、眞宗東本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。由緒は詳ならず。境内は壹百四拾貳坪を有し、本堂兼庫裏・南下家・北下家を存す。

妙樂寺は字中垣内にあり、松久山と號し、日蓮宗本國寺末にして題目寶塔・釋迦多寶二佛を本尊とす。由緒は詳ならず。境内は壹百貳拾五坪を有し、本堂・鐘樓堂を存す。

善勝寺は字土井にあり、間柳山と號し、眞宗東本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。間法部は平重

衡の裔なり、文明九年本願寺蓮如法主に歸依し、薙髮して空善と號し、自費を以て創立し、安永年間十四世惠證檀家の協刀に依りて再建せり。境内は參百貳拾五坪を有し、本堂・庫裏・座敷・鐘樓堂・太鼓樓・土藏・門を存す。

鳥飼堡の址

鳥飼堡は一に黒丸城とも呼び、舊志には鳥飼にありと記すれども、其の址は詳ならず。本地に城の前・内殿・相撲・一色・治部内等の字地を存すれば、或は其の邊にありしものならんか。里俗には字城の前を其れなりとせり。

本地は慶安二年より永井日向守直清の領地となり、同氏世襲して日向守直諒に至り、明治二年六月上地せり、依て高槻藩の支配に移り、同四年七月十四日高槻縣に屬し、同年十一月二十日大阪府の管轄となる。而して同府區畫の制定あるに及び、同五年五月鳥下郡第四區四番組に入り、同八年四月三十日第八大區四小區四番組に改まり、同十年九月十八日番組廢せられて單に第八大區四小區となり、同十二年二月十日鳥下郡役所部内となり、同月二十一日第二十三分畫に屬し、同十三年七月二日一村獨立し、同十七年七月一日第二十八戸長役場の管理區域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。

大字鳥飼野々

眞福寺

本地は古來鳥下郡に屬し、もと鳥飼郷の内にして鳥飼野々村と稱す。眞福寺は字垣内にあり、中島山と號し、淨土宗來迎寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。慶長十三年二月山本丹後守出家して陽光居士と法名し、等譽上人に歸依して創立せし所なり。境内は壹百七拾五坪を有し、本堂・庫裏・藥醫門を存す。

本地の領主及び區畫の變遷は、大字鳥飼下に同じ。

大字	字	舊石高	明治九年改正 有租地反別	明治九年一月一日 現在人口	町村制施行 當時の反別	町村制施行 時の人口	大正元年五月一日 現在人口	大正九年十月一日 國勢調査の人口
鳥飼上		1,010・0000	九・七三三	四八	122・0100	四二一		
鳥飼中		六七六・二五〇〇	三・一五八	三六	九〇・三三三	二五〇		
鳥飼八町		三九一・一〇〇〇	三〇・四七五	二九	四三・三〇五	三三〇		
鳥飼四		七九六・〇〇〇〇	六四・五三三	五五	一八九・五三三	四四〇		
鳥飼八坊		二二・六〇〇〇	一・一〇一	七	一〇・二二二	九一		
鳥飼下		1,720・0000	一七・二〇六	五三	一六・四七四	五七		
鳥飼野々		800・〇〇〇〇	四三・四三三	二六	四一・四〇三	二六七		
計		四,996・0000	四三・六〇五	二二七	六五二・二八七	一,四八六		二,五七二

第二十五項 味生村

本村は明治二十二年四月一日町村制の施行に際し、一津屋村・新在家村・別府村の三ヶ村は、其の當時に於ける同一戸長役場の所轄區域にして、地形民情共に合併するを便とするを以て、其の區域に依りて一村を設け、其の地は往時の味生郷なるに依り、其の舊郷名を採りて味生村と名づけ、各村は其の大字となり、舊に依りて島下郡所屬たりしが、明治二十九年四月一日三島郡に屬し、同二十九年より施行せられし淀川改良工事の爲め六町壹反九畝拾參歩、同四十一年度より着手せし安威川改修工事の爲め拾參町六反四畝貳拾歩の地は、共に各川敷となる。

大字 一津屋

本地は古來島下郡に屬し、もと味府郷と呼べる内にして一津屋村と稱す。明治二十九年度より着手せられし淀川改良工事の爲め、六町壹反九畝拾參歩の地は買收せられて同川敷地に没し。同四十二年十月二十二日大字區域變更の爲め、字阿彌陀寺の五百三十二番地の五・五百五十六番地、字中坪の一千六百一十一番地の一・二千六百六十二番地乃至一千七百七十三番地、字源三郎田の一千百九十七番地・二千百九十八番地・一千百九十九番地の一より二・一千二百番地乃至一千二百二十二番地、字五反田の一千

二百四十四番地、字外島の一千三百三十二番地・一千三百三十四番地の反別貳町六反貳畝拾四歩は大字別府に、字鷺打揚の一千三百二番地・一千三百十二番地・一千三百二十六番地、字柳ヶ下の一千三百二十七番地乃至一千三百三十一番地、字柳川下の一千三百三十二番地の反別壹町六畝貳拾貳歩は大字新在家に轉出し、同時に大字新在家の内字西沖の三百二十五番地乃至三百二十八番地、字小高部の三百二十九番地乃至三百三十一番地の反別六反七畝貳拾九歩、大字別府の内字東川の四百四十七番地、字長曾根の四百七十一番地乃至四百七十五番地、字奥大寄の七百五十二番地乃至七百五十三番地、字淵の側の八百五十一番地・八百六十三番地、字阿彌陀寺の八百六十四番地乃至八百八十一番地・八百八十二番地の一より二・八百八十三番地の反別貳町五反貳畝貳拾壹歩を本地に編入せらる。

神崎川はもと本地の下に於て淀川より分派し、大字別府の西を通じ、味舌村大字味舌下の濱に至りて安威川に會合し、更に西南に轉じて吹田町に至れり。續日本紀桓武天皇の條に「延暦四年春正月庚戌、遣使掘攝津國神下梓江鱒生野、通于三國川」と見ゆるもの是れなり。然るに其の流路曲折せるが爲め水害少からざりしを以て、時の府知事渡邊昇は人民の希望を容れ、本地より別府に至れる舊線を廢し、西成郡中島村大字江口より西に直行して吹田村に至るまでの間、延長貳拾五町拾貳間・幅員四拾間の一線を畫定し、經費總額六萬參千九百八拾六圓の内、參萬貳千貳百九拾七圓餘は官金の補助を仰ぎ、殘額參萬壹千六百八拾八圓餘は舊島下郡内六拾餘ヶ村の水害を被り來れる反別貳千參百九拾九町

歩に課當するものとし、政府の認可を経て明治十一年二月起工し、同年七月に至りて新河竣成せり。即ち現在の川形是れにして、其の舊川敷の貳拾壹町餘歩は、授産の爲めに之を舊高槻藩士に拂下げられて田圃となれり。

味生神社

味生神社は字飼場にあり、若一王子のみを祀りしも、慶應三年の頃より天兒屋根命及び應神天皇を配祀す。大字別府の味府神社・同新在家の味生神社と同社なりしを、後三ヶ所に分祀せし其の一にして明治五年村社に列せらる。境内は六百坪を有し、本殿・拜殿を存す。末社に豊受皇大神社あり。氏は本地一圓にして、祭日は十月十五日なり。

阿彌陀寺

阿彌陀佛は字高畑にあり、松龍山と號し、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。創立の年月は詳ならず。了順なるもの本願寺證如法主の直弟となり、天文元年檀徒と協力して再興せり。境内は壹百九拾四坪を有し、本堂・庫裏を存す。

誓源寺

誓源寺は字樋の上にあり、清泰山と號し、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。本地住人道翁なるもの天文十年十月三日本願寺證如法主の直弟となり、檀徒と協力して創立せり。境内は參百四拾七坪を有し、本堂・庫裏・書院・鐘樓堂・土藏を存す。外に地藏堂あり。

一津屋堡の址

一津屋堡ありしと傳ふれども、今其の址は詳ならず。然れども字地に濱城と稱する所あれば、或は其の邊にありしものならんか。天正六年織田信長の荒木村重退治の際に、高山右近の人数の入りて在番

せし所なり。

本地は寛永二年より板倉周防守重宗の領地となり、寛文六年大坂定番米津出羽守由盛・貞享元年同松平縫殿頭乗次・同四年同内藤上野介正勝・同八年同松平縫殿頭乗成・寶永元年同内藤式部少輔正友の各役知に移り、寶永二年徳川氏代官の支配に歸し、元文二年織田丹後守輔宣の預所に換り、寛保元年再び徳川代官の支配に歸し、同二年織田丹後守輔宣の預所となり、寶曆九年三たび徳川代官の支配に歸し、文化七年永井飛彈守直與の預所に轉じ、同十二年大坂城代松平右京太夫輝延の役知に換り、文政二年四たび徳川代官の支配となり、同六年再び永井飛彈守直與の預所に移り、天保十四年五たび徳川代官の支配に歸し、弘化元年永井遠江守直輝の預所となり、同氏相傳して日向守直諒に至り、明治二年六月高槻藩の支配に移り、同三年十二月二十四日兵庫縣の管轄に轉じ、同四年八月同縣第三十七區に編入せられ、同年十一月二十日大阪府の管轄となる。而して同府區畫の制定あるに及び、同五年五月島下郡第四區五番組に入り、同八年四月三十日第八大區四小區五番組に改まり、同十年九月十八日番組廢せられて單に第八大區四小區となり、同十二年二月十日島下郡役所部内となり、同月二十一日第二十四分區に屬し、同十三年七月二日別府村・新在家村と三ヶ村聯合し、同十七年七月二日第二十七戸長役場の管理區域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。

大字新在家

本地は古來島下郡に屬し、もと味府郷と呼べる内にして新在家村と稱す。明治四十二年十月二十二日大字區域變更の爲め、字西沖の三百二十五番地乃至三百二十八番地、字小高部の三百二十九番地乃至三百三十一番地の反別六反七畝貳拾九歩は大字一津屋に、字深池の百十二番地・百十三番地の反別六畝貳拾歩は大字別府に轉出し、同時に大字別府の内字深池の四百二十七番地・四百二十八番地の反別貳反六畝六歩、大字一津屋の内字鷺打場の一千三百二番地・一千三百十二番地・一千三百二十六番地、字柳ヶ下の一千三百二十七番地乃至一千三百三十一番地、字柳川下の一千三百三十二番地の反別壹町六畝貳拾貳歩を本地に編入せらる。

光蓮寺

光蓮寺は字丸田にあり、照耀山と號し、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。本願寺實如法主の直弟淨專の永正三年八月十五日に創立せし所なり。其の後大明八年三月淨教檀家の協力に依りて之を再建せり。境内は壹百拾八坪を有し、本堂・庫裏・書院を存す。

本地は寛永二年より板倉周防守重宗の領地となり、寛文六年大坂定番米津出羽守由盛・貞享元年同松平縫殿頭乗次・同四年同内藤上野介正勝、同八年同松平縫殿頭乗成・寶永元年同内藤式部少輔正友の各役知に轉じ、寶永二年徳川氏代官の支配となり、元文二年織田丹後守輔宣の預所に轉じ、寛保元

年再び徳川代官の支配に歸し、同二年再び織田丹後守輔宣の預所に復し、寶曆九年三たび徳川代官の支配に歸し、文化七年永井飛彈守直與の預所となり、同十二年大坂城代松平右京大夫輝延の役知に換り、文政二年四たび徳川代官の支配に歸し、同六年再び永井飛彈守直與の預所に轉じ、天保十四年五たび徳川代官の支配に歸し、弘化元年三たび永井遠江守直輝の預所となり、同氏相傳して日向守直諒に至り、明治二年六月高槻藩の支配に移り、同三年十二月二十四日兵庫縣の管轄に轉じ、同四年八月同縣第三十七區に編入せられ、同年十一月二十日大阪府の管轄となる。而して同府區畫の制定あるに及び、同五年五月島下郡第四區六番組に入り、同八年四月三十日第八大區四小區六番組に改まり、同十年九月十八日番組廢せられて單に第八大區四小區となり、同十二年二月十日島下郡役所部内となり、同月二十一日第二十三分畫に屬し、同十三年七月二日一津屋村・別府村と三ヶ村聯合し、同十七年七月一日第二十七戸長役場の管理區域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。

大字別府

本地は古來島下郡に屬し、もと味府郷と呼べる内にして別府村と稱す。明治四十二年十月二十二日大字區域變更の爲め、字東川の四百四十七番地、字長會根の四百七十一番地乃至四百七十五番地、字奥大寄の七百五十二番地・七百五十三番地、字淵之側の八百五十一番地・八百六十三番地、字阿彌陀

寺の八百六十四番地乃至八百八十一番地・八百八十二番地の一より二、八百八十三番地の反別貳町五反貳畝貳拾壹歩は大字一津屋に、字深池の四百二十七番地・四百二十八番地の反別貳反六畝六歩は大字新在家に轉出し、同時に大字新在家の内字深池の百十二番地・百十三番地の反別六畝貳拾歩、大字一津屋の内字阿彌陀寺の五百三十二番地の五・五百五十六番地、字中坪の一千百六十一番地の一・一千百六十二番地乃至一千百七十三番地、字源三耶田の一千百九十七番地・一千百九十八番地・一千百九十九番地の一より二・一千二百番地乃至一千二百十二番地、字五反田の一千二百四十四番地、字外島の一千三百三十三番地・一千三百三十四番地の反別貳町六反貳畝拾四歩を本地に編入せらる。

味府郷の味府は一に味生に作る、鱈生の換用にして、古の鱈生野の地ならん。鱈生野は續日本書紀桓武天皇の條に、「延曆四年春正月、遣使攝津國神下梓江鱈生野、通于三國川」と見ゆる鱈生野是れなり。神龜二年十月難波宮行幸の時に、笠村朝臣の味經の原と詠じたるものあるに依りて見れば、鱈生野の稱は本地附近より西成郡豐崎町附近までに亘りしなるべし。攝津志は東成郡の味原郷を「方廢味生原存、今屬島下郡」と記し、孝德天皇の味經宮を以て「別府・味舌二村即其故址」なりとせるも、大阪市東區清堀聯合小橋元町・同東之町・同西之町の條下に於て記せしが如く、味原郷と此の鱈生野とは同名異所なるべければ、同志の記する所は恐らくは非ならん。而して朝野群載の遊女記中に、「山城國與渡津より巨川に浮びて西行一日之を河陽といふ、山陽・南海・四海の三道に往返する者此の路

に遵らざるはなし、江河の南北邑に處々流を分ちて河内國に向ふ、之を江口と云ふ、蓋し典藥寮味原厨掃部寮の大庭庄なり」と見ゆる味原厨のありしは此の附近にして、延喜式に見ゆる味原御牧も此の附近たりならん。舊志に味原御牧を東成郡味原郷なりとせるは、復た味原郷の名に泥めるの誤説にして、後に掲記せる太政官符に、同郡名の見えざるもの以て傍證とすべし。

延喜式 典藥寮 凡味原牧爲寮牛牧、其生益牡牛、便充耕作藥園、并爲父牛、凡味原牛牧者賣用修理料、但所賣得數、附年終帳申送之、

太政官符 (元慶八年九月一日)

應復舊行味原牧乳牛課法限事

右得宮内省解備典藥寮解備勸件乳牛課元來起自四歲停十二歲、行來年久而前頭源朝臣道備令祭自去元慶五年勸發十九歲之課申載勸解申使報符下寮已畢、今日事情乳牛院在飼牛總十四頭、就中牡牛七頭其息七頭遞相輪轉以充供御、因茲畜息之牛不同、余牧望請從勸發年被免課復舊將勸四歲已上十二歲已下之課、然則供御之儲自備逃散之輩更歸、謹請官裁者左大臣宣奉勸依請、

太政官符 昌泰元年十一月十一日

禁制河内・攝津兩國諸牧子等妨往還船事

右公私牧野多在河内國交野・茨田・讚良・澁河・若江、攝津國島上・島下・西成等郡河畔之地、諸國漕運雜物之徒就彼緣邊牽引船舫、如聞牧子之輩無知章程、寄事禁制、好致掠奪、因之往來船客河上受冤、羈旅行人途中懷愁、若不懲肅何諱將來、權大納言正三位兼行右近衛大將民部卿中宮大夫菅原朝臣道眞宣、奉勸宣下知國宰近河之地五丈之內莫令妨制、慣常不悛以強盜論、國司覽縱

第三篇 國郡市町村志

第一章

攝津國

第四節

三島郡

味生村

一〇〇七

不亂量以科唐者、兩國承知勝示縁河之地普令諸人見知、

味府神社

味府神社は字北垣内にあり、天照大神・天兒屋根命・菅原大神を祀れり。もと字宮内にありて天照大神・若一王子・八幡大神を祀りしが、延暦四年神崎川を通ずるに及び、玉垣を分ちて、天照大神を本地に・若一王子を一律屋に・八幡大神を新在家に移して三社となる。當社は即ち其の一にして現在の所に遷座しまゐらせ、初めは鱒生の社號なりしが、延元の頃に味府の文字に改めしといふ。是れに依れば、天兒屋根命と菅原大神は後の配祀ならん。明治五年村社に列し、大正元年十一月神饌幣帛料供進社に指定せらる。境内は四百參拾四坪を有し、本殿・幣殿・拜殿・神饌所・社務所を存す。氏は本地一圓にして、例祭は十月十三日なり。

中真神社

中真神社は字中島にあり、素盞烏命を祀れり。由緒は詳ならず。境内は貳拾壹坪を有し、本殿のみを存す。無格社なり。

常願寺

常願寺は字北垣内にあり、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。創立の年月は詳ならず。本地住人圓正なるもの明暦二年三月本願寺良如法主の直弟となり、檀家と協力して再興せり。境内は參百貳拾七坪を有し、本堂・庫裏・書院を存す。

本地は元和元年より松平下總守忠明の領地となり、同六年内藤紀伊守家信の領地に移り、寛永二年板倉周防守重宗の領地に轉じ、明暦二年徳川氏代官の支配に歸し、寛文九年村高八百六拾貳石五斗八

升六合の内、八百參拾七石貳斗五升壹合は麾下仙石因幡守の采地となり、同氏世襲して同松溪に至り、明治元年五月二十四日の公布に依りて大阪府司農局の支配に移り、同七月北司農局に屬し、同二年正月二十日攝津縣の管轄に轉じ、同年八月二日兵庫縣の管轄となる。又其の貳拾五石參斗參升五合(石四斗六升四合は本村流作分)は寶曆十二年より永井日向守直進の預所となり、同氏相傳して日向守直諒に至り、明治二年六月高槻藩の支配に移り、同二年十二月二十四日兵庫縣の管轄となる。是に於て全村同一管治に歸し、同四年八月同縣第三十七區に編入せられ、同年十一月二十日大阪府の管轄となる。而して其の後の區畫の變遷は、明治十二年二月二十一日第二十四分畫に屬したるの外は、大字新在家に同じ。

大字	舊石高	明治九年改正 有租地反別	明治九年一月一日現在人口	町村制施行 當時の反別	町村制施行 當時の人口	大正元年三月一日 末日現在人口	大正九年十月一日 國勢調査の人口
一 津屋	一、三、五、七、七〇	一〇一、〇〇六	五五五	一三、〇元二	六三〇	一、四、七	一、六、六
新 在 家	三八、五七〇	三元、七五四	一六三	六、六、四	一八七		
別 府	八六、二、五六〇	七七、九一元	五三三	一三、二、六八	六〇〇		
計	二、一、七、七、三二〇	二、一、六、六、〇九	一、一、三、一	三二、四、七、六三	一、四、七	一、六、六	一、六、六

第二十六項 味舌村

本村は明治二十二年四月一日町村制の施行に際し、味舌村・正音寺村・坪井村・庄屋村・味舌上村・

味舌下村の六ヶ村は、地形民情共に合併するを便とするを以て、其の區域に依りて一村を設け、其の地は往時の味舌郷に屬するに依り、其の舊郷名を探りて味舌村と名づけ、舊に依りて島下郡所屬たりしが、明治二十九年四月一日三島郡に屬し、同四十一年度より着手せられし安威川改修工事の爲め、四町九反八畝貳拾六歩の地は同川敷となる。

大字 味舌

本地は古來島下郡に屬し、味舌村ましだと稱し、味舌上・味舌下・坪井・正音寺・庄屋は其の屬邑たりしが、後分れて味舌上村・味舌下村・味舌坪井村・正音寺村・庄屋村の五ヶ村となる。攝津志村里の條に「味舌屬邑五」と記せるは、此の五色を指せるものにして、其の分村せしは同志の出でし享保以後なるべし。舊味舌村の地は往時に於ては味舌郷とら呼びしといふ。

慶徳寺は字東垣内にあり、蓮華山と號し、眞宗東本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。井關道場助といへるもの天文年中本願寺證如法主に歸依し、薙髮して淨法と號し、一字の寺院を建立したるもの即ち當寺なり。安永三年十一世淨欣檀家の協力に依りて再建せり。境内は九拾九坪を有し、本堂・庫裏・書院を存す。

本地は元和元年より徳川氏代官の支配となり、文化七年永井飛彈守直與の預所に移り、天保十四年

慶徳寺

再び徳川代官の支配に歸し、弘化元年永井遠江守直輝の預所となり、同氏相傳して日向守直諒に至り、明治二年六月高槻藩の支配に移り、同三年十二月二十四日兵庫縣の管轄に轉じ、同四年八月同縣第三十八區に編入せられ、同年十一月二十日大阪府の管轄となる。而して同府區畫の制定あるに及び、同五年五月島下郡第四區九番組に入り、同八年四月三十日第八大區四小區九番組に改まり、同十年九月十八日番組廢せられて單に第八大區四小區となり、同十二年二月十日島下郡役所部内となり、同月二十一日第二十五分畫に屬し、同十三年七月二日味舌上村・味舌下村・坪井村・庄屋村・正音寺村と六ヶ村聯合し、同十七年七月一日第二十一戸長役場の管理區域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。

大字 正音寺

本地は古來島下郡に屬し、味舌村の屬邑たりしが、後分れて正音寺村と稱す。村名は同名の寺院に因めるものならん。

本地は寛永三年より徳川氏代官の支配となり、同十年板倉周防守重宗の領地に移り、寛文九年石川主殿頭憲之の領地に轉じ、正徳元年松平丹波守光熙の領地に換り、享保三年松平和泉守乗邑の領地となり、同八年稻葉丹後守正知の領地に轉じ、同氏世襲して美濃守正邦に至り、明治二年六月上地せり、

依て淀藩の支配に移り、同四年七月十四日淀縣に屬し、同年十一月二十日大阪府の管轄となる。而して其の後の區畫の變遷は、大字味舌に同じ。

大字坪井

本地は古來島下郡に屬し、味舌村の屬邑たりしが、後分れて味舌坪井村と呼びしも、明治四年改めて單に坪井村と稱す。

須佐之男命
神社

須佐之男命神社は字宮の東にあり、素盞島命・天兒屋根命・事代主命を祀れり。創建の年月は詳ならず。明治五年村社に列し、同四十年一月神饌幣帛料供進社に指定せられ、同四十五年四月二十五日大字味舌上字藤の木(應神天皇)の無格社八幡神社を合祀せり。境内は貳百九拾五坪を有し、本殿・幣殿・拜殿・神輿庫を存す。末社に大己貴命社あり。氏地は本地及び大字味舌上・同正音寺・同庄屋にして、祭日は十月十五日なり。

正覺寺

正覺寺は字坪井にあり、十劫山と號し、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。創立の年月は詳ならず。中興淨意は本願寺准如法主の直弟となり、寛永元年九月檀家と協力して再建せり。境内は九拾參坪を有し、本堂・庫裏・書院・鐘樓堂・土藏を存す。

本地は元和の初めより織田丹後守長政の領地となり、同氏世襲して攝津守長易に至り、明治二年六

月上地せり、依て芝村藩の支配に移り、同四年七月十四日芝村縣に屬し、同年十一月二十日大阪府の管轄となる。而して同府區畫の制定あるに及び、同五年五月島下郡第四區八番組に入り、同八年四月三十日第八大區四小區八番組に改まり、同十年九月十八日番組廢せられて單に第八大區四小區となり、同十二年二月十日島下郡役所部内となり、同月二十一日第二十五分畫に屬し、同十三年七月二日味舌村・味舌上村・味舌下村・庄屋村・正音寺村と六ヶ村聯合し、同十七年七月一日第二十一戸長役場の管理區域に入りて、同二十二年四月一日の町村制旅行に至れり。

大字庄屋

本地は古來島下郡に屬し、味舌村の屬邑たりしが、後分れて庄屋村と稱す。

永福寺

永福寺は字ハサジにあり、安治阜山と號し、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。創立の年月は詳ならず。中興了善は本願寺寂如法主の直弟となり、寛文十年九月檀家と協力して再建せり。境内は壹百九拾五坪を有し、本堂・庫裏・土藏・門を存す。

本地の領主及び區畫の變遷は、大字坪井に同じ。

大字 味舌上

本地は古來島下郡に屬し、味舌村の屬邑たりしが、後分れて味舌上村と稱す。

蜂前寺は靈峰山と號し、金剛院と稱し、眞言宗高野派南院末にして薬師如來を本尊とす。寺記に依れば、天平十年三月僧正行基の難波津を遊歴するに際し、北方に紫雲の靈光を放てるを見て此に來りけるに、老翁現れ出で種々の珍菓を供し謂て曰く、我れ大士を待つこと已に久し、今幸にして嘉遇す、此の地は大慈有縁の靈場なり、急ぎ寺院を草創すべしと告げて空に去れり。行基は奇異の思を爲し、其の珍菓を試嘗するに甘味尋常ならず、依て自ら大悲の像を刻して本尊と爲し、放光山味舌寺と號せしもの即ち起原にして、地名も是れより起り、後應仁年間郷里に賊徒蜂起し、村民之を防ぎかねて惱める時に、大悲の殿内より數萬の蜂群り出で、賊徒を追ひ退け、終に村民を安んせしかば、是れより寺號を靈峰山蜂前寺と改めしといふ。降て萬治年中に至り、宿清阿闍梨再興して中世の祖となれり。境内は六百貳拾六坪を有し、本堂・庫裏・鐘樓堂及び護摩堂・辨天堂・吒枳尼天堂を存す。本堂の良位に蜂塚あり、即ち前記の如く賊と戦ひて地に落ちたる蜂を拾ひ集め、此に埋めて以て供養せしものなりといふ。

專稱寺

專稱寺は字西の口にあり、瀆水山と號し、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。元龜三年十

蜂前寺

安樂寺

月十七日本願寺顯如法主の直弟本地住人正念の創立なり。寛永九年七月十日四世西教檀家と協力して再建せり。境内は貳百九拾四坪を有し、本堂・庫裏・書院・廊下・太鼓樓・土藏を存す。安樂寺は字ワキ田にあり、水月山と號し、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。本地の住人に山田源之丞なるものあり、天文十三年高野山に登り剃髮して開譽と法名し、弘治元年歸村後本願寺證如法主の直弟となり、眞宗に轉じて一字を創立せしもの即ち常寺なり。降て天明八年十世壽山之を再建せり。境内は壹百四拾五坪を有し、本堂・庫裏・廊下・門を存す。本地の領主及び區畫の變遷は、明治十七年七月一日第二十三戸長役場の管理區域に入りたるの外は、大字坪井に同じ。

大字 味舌下

本地は古來島下郡に屬し、味舌村の屬邑たりしが、後分れて味舌下村と稱す。

天満宮は字宮の前にあり、菅原道眞を主神として、相殿に天照皇大神・天忍穗耳尊・彦火々瓊杵尊・鵜草葺不合尊・天兒屋根命を祀れり。攝社の八幡宮に祀れる應神天皇は、もと本社に祀られありしを分祠せしものなり。社記に依れば、源滿仲の弟馬場兵部大輔滿政九代の孫、攝州止々呂美城主馬場兵衛信高九代の孫に、馬場當次郎尙久なるものあり、當國太田郡味舌郷の一邑を開拓して馬場前村(後味舌下)

天満宮

いふと稱し、八幡大神を勧請して産土神と仰ぎ、馬場宮と號せしもの、是れ八幡大神を祀れるの起原なり。後或る年洪水あり、淀川氾濫して田地荒敗しければ、退水後尙久三世の孫馬場尙次其の荒田に手入れせしに、偶菅原大神の靈代を發見せしかば、其の着けし所の蓑を脱ぎて奉持し、歸りて八幡宮に合祀せり、是れ菅原道真を當社に祀るの初めにして、時は九月三日のことなりしを以て、以來神事を九月三日と改む。道真の靈代を發掘したる所は、今の宇船田なりといふ。天照皇大神外四座の勸請年月は詳ならず。然るに後奈良天皇の大永年中、織田信秀の室病あり、當地に來りて療養しけるに、折柄妊娠中なりしかば、之を憂ひて當社に參籠し、病氣平癒・出産安穩を祈りしに、幾もなくして男子を安産せり、産子は即ち織田有樂齋なり。依て神德に感じ、社殿再建の志ありしも干戈騷擾の際なりしを以て果さず、荏苒年月を經過したるに、寛永十二年に至り、有樂齋の五男大和柳本城主織田大和守尙長社殿を造營し、八幡大神を本社より遷し奉りて攝社と爲せり、現在の本社及び攝社の殿宇は當時の建築にして、欄干の擬寶珠に「寛永十二乙亥年九月吉日、織田大和守尙長奉行少關六郎左衛門・同蒔田藤兵衛」と銘せり。大和守は社殿の造營と共に神田若干を寄附し、且以後は社殿の修覆毎に同家より手當金を寄するを例として、廢藩に至るまで繼續し、馬場氏は社務を掌り、其の一族は宮座と稱し、神祇管領は四組木綿手纏を裁許せり。明治五年村社に列し、同四十四年十月神饌幣帛料供進社に指定せられ、同四十五年二月七日字下垣内の無格社八幡神社(天兒屋根命)、年四月二十五日大字坪

井字東坪井の同道祖神社(八幡比古神・同比賣神・久那斗神)・大字庄屋字内垣の同春日神社(天兒屋根命)・大字正音寺字柚の木(天兒屋根命)の同八幡神社(天兒屋根命)を合祀せり。境内は六百七拾參坪を有し、本殿・拜殿を存し、前記攝社の外、末社に春日神社・稻荷神社・龍王神社あり。氏地は本地一圓にして、例祭は從來前記の如く舊曆九月三日なりしも、今は陽曆十月十日を以て行はる。

明善寺

明善寺は字馬場崎にあり、眞宗東本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。開基明善は天滿宮の條下に記せし馬場當次郎尙次なり。本願寺の實如法主に歸依して薙髮得度し、永正五年當寺を創立し、元祿年間九世玄受檀徒と協力して之を再建せり。境内は貳百貳拾壹坪を有し、本堂・庫裏を存す。

明教寺

明教寺は同字にあり、歡喜山と號し、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。元龜三年十二月二十七日本地住人定照本願寺顯如法主の直弟となりて創立せり。境内は壹百參拾五坪を有し、本堂・庫裏・鐘樓堂・門を存す。

本地は元和の初めより織田丹後守長政の領地となり、同氏世襲して攝津守長易に至り、明治二年六月上地せり、依て芝村藩の支配に移り、同四年七月十四日芝村縣に屬し、同年十一月二十日大阪府の管轄となる。而して同府區畫の制定あるに及び、同五年五月島下郡第四區七番組に入り、同八年四月三十日第八大區四小區七番組に改まり、同十年九月十八日番組廢せられて單に第八大區四小區となり、同十二年二月十日島下郡役所部内となり、同月二十一日第二十五分畫に屬し、同十三年七月二日味舌

村・味舌上村・坪井村・庄屋村・正音寺村と六ヶ村聯合し、同十七年七月一日第二十七戸長役場の管理區域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。

大字	字	舊石高	明治九年改正		町制施行		大正元年	
			租地反別	一日現在人口	町制施行反別	町制施行人口	大正元年三月末日現在人口	大正九年十月一日調査の人口
味舌	正音寺	九・六六〇	〇・九〇元	一九七	三・〇九八	一九二		
	坪井	四六・七八〇	四・〇一八	三六	五・五〇五	二九三		
庄屋	庄屋	三〇・八八元	三・五〇六	九七	三・八九三	一〇九		
	味舌上	五・六・七〇〇	五・五・三二三	二五七	六・一・六二五	二六		
味舌下	味舌下	九・六・〇一一	一〇・一・〇〇〇	七九	二・三・五二〇	八五		
	計	二、五〇・六二〇	二、五五・一三三	一、五〇〇	五、九三・一〇一	一、七五三	一、八二二	

第二十七項 三宅村

本村は明治二十二年四月一日町村制の施行に際し、藏垣内村・丑寅村・乙辻村・太中村・小坪井村・宇の邊村・鶴野村の七ヶ村は、従来一團體の如き舊慣あり、地形民情共に合併するを便とするを以て、其の區域に依りて一村を設け、其の地は往時三宅村と稱したることあるに依り、其の舊稱を採りて三

宅村と名づけ、舊に依りて島下郡所屬たりしが、明治二十九年四月一日三島郡に屬し、同四十一年度より着手せられし安威川改修工事の爲め、貳反七畝拾八歩の地は同川敷となる。

大字藏垣内

本地は古來島下郡に屬し、三宅村と稱し、東藏垣内・西藏垣内・丑寅・乙辻・太中・小坪井・宇の邊は其の屬邑たりしが、後獨立して東藏垣内村・西藏垣内村・丑寅村・乙辻村・太中村・小坪井村・宇の邊村となりしかば、三宅村の稱は消滅せり。攝津志村里の條に「三宅屬邑七」と記せるは、此の各邑を指せるなり。本地は其の分村せし東藏垣内・西藏垣内の兩村たりしが、明治九年合併せられて藏垣内村と稱す。舊三宅村にはもと三宅郷の名あり、三宅は屯倉の借字なり。往時に於ける屯倉の遺稱にして、本地は屯倉の所在地たりしといふ。姓氏錄攝津國皇別に「三宅人、大彥命男波多武日子命之後也」と見え、同諸蕃に「三宅連、滋野宿禰同祖、田遲麻守之後也或説曰、以活目入彥命爲祖」と見ゆれば、三宅氏の居りし所ならん。

井於神社は舊西藏垣内村字川の上にあり、延喜式内の神社にして、速素盞鳴命・天兒屋根命・菅原道眞を祀り、一に三所明神の名あり。創建の年代は詳ならず。もと大字宇の邊に鎮座ありしも、享徳年中此に遷座せり。天兒屋根命は永正年中三宅出羽守の勸請なり。明治五年郷社に列し、同四十年一月

神饌幣帛科供進社に指定せられ、同四十三年九月廿八日大字宇の邊字堂の前の無格社八幡神社(應神)・大字鶴野字茨木川堤防の同皇大神社(天照皇)・大字丑寅字丑の後の同皇大神社(天照皇)を境内に合祀せり。境内は八百八拾參坪を有し、本殿・幣殿・拜殿・神樂所・社務所・神器庫・繪馬所を存す。末社(八幡大神)に須賀八耳命(須賀八耳命)・大國主神社・嚴島神社あり。氏地は本村全部にして、例祭は舊曆九月三日なりしも、明治四十三年より十月十九日に改めらる。

萬福寺

萬福寺は字北垣内にあり、等光山と號し、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。開基了應は本地の住人なり、享保五年六月七日本願寺寂如法主の直弟となり、檀家の協力に依りて創立せり。境内に貳百參拾五坪を有し、本堂・庫裏・門を存す。

本地は寛永二年より板倉周防守重宗の領地となり、天和元年徳川氏代官の支配に移り、寶永四年大坂定番内藤式部少輔正友の役知に轉じ、正徳元年同水野肥前守忠位の役知に換り、享保五年に至り其の西藏垣内村に屬する村高貳百拾九石壹升參合は徳川代官支配となり、同七年東藏垣内村に屬する貳百參拾五石貳斗八升參合も同代官支配となり、延享四年より西藏垣内村は閑院宮家領となり、寶曆十三年より東藏垣内村は土井大炊頭利里の領地となりしが、閑院宮家領は同家世襲せられ、明治元年五月二十四日の公布に依りて大阪府司農局の支配に移り、同七月北司農局に屬し、同二年正月二十日攝津縣の管轄に換り、同年八月二日兵庫縣の管轄に轉じ、同四年八月同縣第三十八區に編入せられ、同年十

一月二十日大阪府の管轄となる。又土井氏の領は同氏世襲して大炊頭利與に至り、明治二年六月上地せり、依て古河藩の支配に移り、同四年七月十四日古河縣に屬し、同年十一月十五日印旛縣の當分管轄に轉じ、同月二十日大阪府の管轄となる、是に於て全村同一管治に歸せり。而して同府區畫の制定あるに及び、同五年五月島下郡第三區九番組に入り、同八年四月三十日第八大區三小區九番組に改まり、同十年九月十八日番組廢せられて單に第八大區三小區となり、同十二年二月十日島下郡役所部内となり、同月二十一日第二十一分畫に屬し、同十三年七月二日丑寅村と二ヶ村聯合し、同十七年七月一日第二十一戸長役場の管理區域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。

大字 丑寅

本地は古來島下郡に屬し、三宅村の屬邑たりしが、後分立して丑寅村と稱す。

慈光庵

慈光庵は字東垣内にあり、大悲山と號し、黄檗宗萬福寺末にして觀世音菩薩を本尊とす。寛文六年三月僧龍溪の創立なり。境内は壹百五拾八坪を有し、本堂兼裏庫を存す。

本地は寛永二年より板倉周防守重宗の領地となり、明暦三年同族板倉伊豫守重形の領地に轉じ、寶永四年大坂定番内藤式部少輔正友・正徳元年同水野肥前守忠位の役知に換り、同三年再び徳川代官の支配に歸し、延享四年村高貳百貳拾九石九斗五升四合の内、貳百拾四石七斗八升七合は閑院宮家領と

なり、殘高拾五石壹斗六升七合は永井日向守直進の預所となり、閑院宮家領は明治元年五月二十四日の公布に依りて大阪府司農局の支配に移り、同七月北司農局に屬し、同二年正月二十日攝津縣の管轄に換り、同年八月二日兵庫縣の管轄となる。又永井氏の預所は同氏相傳して日向守直諒に至り、明治二年六月高槻藩の支配に移り、同三年十二月二十四日兵庫縣の管轄となる。是に於て全村同一管治に歸し、同四年八月同縣第三十八區に編入せられ、同年十一月二十日大阪府の管轄となる。而して其の後の區畫の變遷は、大字藏垣内に同じ。

大字乙辻

本地は古來島下郡に屬し、三宅村の屬邑たりしが、後分立して乙辻村ちとせと稱す。

本地は寛永二年より板倉周防守重宗の領地となり、明曆三年同族板倉伊豫守重形の領地に移り、天和元年徳川氏代官の支配に歸し、寶永元年京都町奉行水野信濃守・同二年同中根攝津守正包の役知に轉じ、正徳四年再び徳川代官の支配に歸し、元文二年織田丹後守輔宣の預所に移り、寛保元年三たび徳川代官の支配に歸し、同二年織田丹後守輔宣の預所に復し、寶曆九年四たび徳川代官の支配となり、文化七年永井飛彈守直與の預所に轉じ、同氏相傳して日向守直諒に至り、明治二年六月高槻藩の支配に移り、同三年十二月二十四日兵庫縣の管轄に轉じ、同四年八月同縣第三十八區に編入せられ、同年十

大字太中

一月二十日大阪府の管轄となる。而して其の後の區畫の變遷は、明治十三年七月二日太中村・小坪井村と三ヶ村聯合したるの外は、大字藏垣内に同じ。

常樂寺の址

本地は古來島下郡に屬し、三宅村の屬邑たりしが、後分立して太中村たいちゆうと稱す。

三宅出羽守國政の墓

常樂寺の址は東北にあり。寺は天平年間僧正行基の開基、畿内四十九院の一にして七堂伽藍を備へ、禁裏院御所を初め宮公卿方の御祈禱所として舊記を藏せしが、元和元年焼失して往時の盛觀に復するを得ず、僅に小堂を存したるを、元祿十三年再建せしも、明治六年に至り無住たりしを以て廢寺となれり。舊境内なる墓所に三宅出羽守國政の墓あり、碑面に前羽州大守要叟正三禪定門・永正八年七月二十四日と鐫せり。國政は三宅城主なり。

三宅城址

三宅城の址は同方位にあり、東西參百貳拾間・南北參百間にして濠池の跡を存し、字を堀の内と呼び、本丸の址と稱するは東西壹百間・南北壹百五拾間、地勢高く廻りて内堀の址あり。今に其の地を穿ちて往々武器を得ることありといふ。城は三宅氏の據りし所なり。大永七年二月細川高國に叛ける波多野備前守・柳本彈正忠の山崎城を攻めて之を陥るゝや、當城は聞き落し明け退けり。天文十五年九月城主三宅出羽守國村は、細川晴元・三好長慶に叛きて細川氏綱に味方せし爲め、同十六年二月二十五日

より長慶方に攻められて防戦叶はず、佗言して同年三月二十二日城を開けて降りけるに、同十八年三好長慶と同宗三の相争ふや、長慶に屬して宗三に屬せざりしかば、晴元大に怒り、香西越後守元成を遣はして當城を攻め取り、香西元成を當城主となして、晴元の人數を籠置かれ、同年五月三日香西城を出て働きけるに、芥川城より出で來りし長慶方なる三好日向守長縁と、總持寺の西川原といへる所に行合ければ、之と戦ひしも敗れて、姫田山城守・久米彌六郎を初め宗徒の侍二十一人の首を敵に取る。同月五日宗三は當城に忍び來りて香西と合戦の評議をなし、同月二十八日晴元も亦一藏谷の城より來りて香西と共に籠りしが、六月十一日宗三は榎並城を出て中島なる江口の里に陣を移し、長慶は中島城にありて江口に向て對陣し、長慶方なる十河民部太夫・安宅攝津守は江口と當城との通路を塞ぎ、以て日を送りて宗三方の疲勞を待ちければ、晴元及び宗三は日々使を遣はして佐々木六角家の來援を待ちけるに、左京太夫佐々木義賢は一萬人を率ゐて同月二十四日當國山崎に着陣せしも、同日の曉天、長慶方なる十河民部太夫一存三百餘騎を率ゐ來りて當城に寄せ、守兵の弱少なるに乗じて忽ち一の木戸を追落し、二の木戸も危く見え、今一攻めにて陥落すべかりしも、晴元に危害を加ふるは長慶の意にあらざればとて、淡州の兵を押へに置いて江口に向ひ、江口城も同日陥落して宗三討死しければ、當城兵は我先にと落ち失せ、晴元主従十一人は長慶の内意に依り、寄手の淡州勢に警固せられて、丹波路を廻りて嵯峨まで送られしといふ。(江口城の條參看)

本地は寛永二年より板倉周防守重宗の領地となり、明暦三年同族板倉伊豫守重形の領地に移り、天和元年徳川氏代官の支配に歸し、寶永元年水野信濃守の預所に移り、同二年中根攝津守正包の預所に轉じ、正徳四年再び徳川代官の支配に歸し、元文二年織田丹後守輔宣の預所に換り、寛保元年三たび徳川代官の支配に歸し、同二年織田丹後守輔宣の預所に復し、寶曆九年四たび徳川代官の支配に歸し、文化七年永井飛彈守の預所となり、同氏相傳して日向守直諒に至り、明治二年六月高槻藩の支配に移り、同三年十二月二十四日兵庫縣の管轄に轉じ、同四年八月同縣第三十八區に編入せられ、同年十一月二十日大阪府の管轄となる。而して同府區畫の制定あるに及び、同五年五月島下郡第三區六番組に入り、同八年四月三十日第八區三小區六番組に改まり、同十年九月十八日番組廢せられて單に第八區三小區となり、同十二年二月十日島下郡役所部内となり、同月二十一日第二十一分區に屬し、同十三年七月二日乙辻村・小坪井村と三ヶ村聯合し、同十七年七月一日第二十一戸長役場の管轄區域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。

大字小坪井

本地は古來島下郡に屬し、三宅村の屬邑たりしが、後分立して小坪井村と稱す。

勝久寺は字堂垣内にあり、無量山と號し、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。開基教願は

寶徳二年二月二日本願寺存如法主の直弟となり、檀家の協力に依りて創立せり。境内は五百六拾四坪を有し、本堂・庫裏・經藏・太鼓樓・鐘樓堂・門を存す。

本地の領主及び區畫の變遷は、大字太中に同じ。

大字 宇の邊

本地は古來島下郡に屬し、三宅村の屬邑たりしが、後分立して宇の邊村と稱す。村名はもと本地に鎮座せし井於神社の社名より轉訛せしものならんか。社は大字藏垣内に遷座して今はなきも、社名は井於氏と因あるものなるべし。井於氏は續日本紀天平神護二年四月の條に、「丁未、攝津國人正七位下甘尾雪麻呂、賜姓井於連」と見ゆるもの是れにして、本地は同井於氏の居りし所ならん。

光徳寺

光徳寺は字堂の前にあり、一光山と號し、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。慶長十四年五月四日本願寺准如法主の直弟素隆の開創なり。元祿六年火災に罹りて堂宇悉く灰燼となり、同十年住持了傳之を再建せり。境内は貳百六拾坪を有し、本堂・庫裏・書院・土藏を存す。

本地は元和六年より板倉周防守重宗の領地となり、天和元年徳川氏代官の支配に歸し、寶曆六年大坂城代井上河内守利容の役知に移り、同九年再び徳川代官の支配に歸し、同十一年大坂城代松平周防守康福の役知に轉じ、同十三年土井大炊頭利里の領地となり、同氏世襲して大炊頭利與に至り、明治

二年六月上地せり、依て古河藩の支配に移り、同四年七月十四日古河縣に屬し、同年十一月十五日印旛縣の當分管轄に轉じ、同月二十日大阪府の管轄となる。而して同府區畫の制定あるに及び、同五年五月島下郡第二區七番組に入り、同八年四月三十日第八大區二小區七番組に改まり、同十年九月十八日番組廢せられて單に第八大區二小區となり、同十二年二月十日島下郡役所部内となり、同月二十一日第十二分畫に屬し、同十三年七月二日上穂積村・中穂積村・下穂積村・奈良村・倍賀村と六ヶ村聯合し、同十七年七月一日第二十戸長役場の管理區域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。

大字 鶴野

本地は古來島下郡に屬し、葦原の地なりしを、文祿年間開拓して鶴野新田と名づけられ來りしも、明治十五年六月鶴野村と改稱す。

本地は元和の初めより徳川氏代官の支配となり、元文二年織田丹後守輔宣の預所に移り、寛保三年再び徳川代官の支配に歸し、文化七年永井飛彈守直與の預所となり、同氏相傳して日向守直諒に至り、明治二年六月高槻藩の支配に移り、同三年十二月二十四日兵庫縣の管轄に轉じ、同四年八月同縣第三十八區に編入せられ、同年十一月二十日大阪府の管轄となる。而して同府區畫の制定あるに及び、同

五年五月島下郡第三區八番組に入り、同八年四月三十日第八大區三小區八番組に改まり、同十年九月十八日番組廢せられて單に第八大區三小區となり、同十二年二月十日島下郡役所管内となり、同月二十一日第二十分畫に屬し、同十三年七月二日澤良宜東村・同西村・同濱村と四ヶ村聯合し、同十七年七月一日第二十一戸長役場の管理區域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。

大字	字	石	高	明治九年改正	明治九年一月一日	町村制施行	町村制施行	大正元年三月一日	大正九年一月一日
				有租地反別	一日現在人口	當時の反別	當時の人口	末日現在人口	國勢調査の人口
藏垣内		四五四・二九六		四一・五二四	二〇	四四・二一七	二六		
丑寅		三九・九五三		三〇・〇一〇	三〇	三三・六三三	三三		
乙辻		三二・七九三		一九・七五五	二〇	二二・六四	二〇		
太中		二二・四〇六		三〇・二二六	二五	三三・六二二	二九		
小坪井		五八・五五七		五・五二二	三三	六〇・八二六	三三		
字の邊		四五・五三〇		三二・七二八	三五	四二・八三三	四〇		
鶴野		一三・一八七		一六・五三三	一三	一八・八七七	一八		
計		二二・三六七六		三二・一三三	一、五八八	三三・七〇〇	一、五七五	一、六三三	一、四四六

第二十八項 山田村

本村は明治二十二年四月一日町村制の施行に際し、山田中村・山田上村・山田別所村・山田小川村・山田下村の五ヶ村は、其の當時に於ける同一戸長役場の所轄區域にして、地形民情共に合併するを便とするを以て、其の區域に依りて一村を設け、其の地は往時山田莊と稱せしに依り、其の舊莊名を採りて山田村と名づけ、各村は其の大字となり、舊に依りて島下郡所屬たりしが、明治二十九年四月一日三島郡に屬す。

大字 山田中

本地は古來島下郡に屬し、もと山田莊の内にして山田中村と稱す。山田莊の地は、往時にありては山田の原と呼びしといふ。

紫雲寺は字垣内にあり、光明山と號し、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。本地住人法忍なるもの永祿二年本願寺顯如法主の直弟となり、有志の協力に依りて創立せり。境内は壹百拾六坪を有し、本堂・庫裏を存す。

山田城の址は西方にあり、東西壹百間・南北拾間の地にして、今は田圃となり、字地に大手橋又は櫓の前といへるあり。傳説に依れば、元弘年中赤松則祐の初めて築きし所にして、後香西玄蕃も亦此に據りしといふ。當時毛利輝元の香西玄蕃に與へし書ありて、邑の竹中氏之を所藏せりと。

紫雲寺

山田城の址

本地は元和の初めより徳川氏代官の支配となり、寛永二年五月板倉周防守重宗の領地に換り、寛文九年石川主殿頭憲之の領地に移り、正徳元年松平丹後守光熙の領地に轉じ、享保三年松平和泉守乗邑の領地に換り、同八年五月稻葉丹後守正知の領地となり、同氏世襲して美濃守正邦に至り、明治二年六月上地せり。依て淀藩の支配に移り、同四年七月十四日淀縣に屬し、同年十一月二十日大阪府の管轄となる。而して同府區畫の制定あるに及び、同五年五月島下郡第五區五番組に入り、同八年四月三十日第八大區五小區五番組に改まり、同十年九月十八日番組廢せられて單に第八大區五小區となり、同十二年二月十日島下郡役所部内となり、同月二十一日第二十八分畫に屬し、同十三年七月二日山田上村・同下村・同小川村・同別所村と五ヶ村聯合し、同十七年七月一日第二十四戸長役場の管理區域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。

大字 山田上

本地は古來島下郡に屬し、もと山田莊の内にして山田上村と稱す。

宗名寺は字垣内にあり、光曜山と號し、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。創立の年月は詳ならず。元和元年本地住人善親なるもの本願寺准如法主の直弟となり、檀家の協力に依りて再興せり、境内は壹百六拾五坪を有し、本堂・庫裏・廊下・書院・土藏を存す。

宗名寺

正業寺

正業寺は同字にあり、霧嶺山と號し、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。創立の年月は詳ならず。元和元年本地住人林業なるもの本願寺准如法主の直弟となり 檀徒の協力に依りて再興せり。境内は九拾七坪を有し、本堂・庫裏・廊下・書院・土藏を存す。

蓮間池

蓮間池は西北にあり、東西壹百五拾間・南北六拾間なり。仁壽三年圓照寺奥院建營の際に穿ちて、滿池に蓮の生せしより此の名をなせりといふ。今は灌漑の用水なり。外に千手清水及び鏡井等あり。本地の領主及び區畫の變遷は、明治五年五月島下郡第五區七番組、同八年四月三十日第八大區五小區七番組に入りたるの外は、大字山田中に同じ。

大字 山田別所

本地は古來島下郡に屬し、もと山田莊の内にして、山田小川村の内なりしが、寛永十四年分れて山田別所村と稱す。

圓照寺

圓照寺は字別所谷にあり、圓満山普門院と號し、眞言宗高野派西南院末にして千手觀世音を本尊とす。仁壽三年慈覺大師の草創なり。應仁の兵燹に罹りて本堂燒失し、明暦元年版倉周防守之を再興せり。境内は七百九拾壹坪を有し、本堂・庫裏・書院・茶所・鐘樓堂・藥醫門、及び準提堂を存す。寺寶頗る多し、中に就て慈覺大師作木造千手觀音立像壹軀・烏佛師作木造準提觀音立像壹軀は明治二十

四年五月三十日美術上の模範、楠公所川の青貝地乗鞍壹具は同年七月三日美術工藝上の参考、惠心僧都作木造阿彌陀如來座像壹軀・作者不詳木造阿彌陀如來座像壹軀・行基菩薩作木造藥師如來座像壹軀・作者不詳木造十一面觀音立像壹軀・理源大師作木造毘沙門天王立像壹軀・慈覺大師作木造地藏菩薩立像壹軀・慈覺大師作木造毘沙門天王立像壹軀・傳教大師作木造日光佛立像壹軀・傳教大師作木造月光佛立像壹軀・作者不詳妙音天畫像着色絹本壹幅・作者不詳多聞天畫像着色絹本壹幅・作者不詳銅造聖觀音座像壹軀・作者不詳冥府十王畫像着色絹本壹幅・三位法眼筆胎藏曼荼羅畫像着色絹本壹幅は同年七月三日、聖德太子作木造阿彌陀如來立像壹軀は同二十六年五月二十八日美術上の参考たる鑑査状を有せり。

光源寺

光源寺は同字にあり、紅衣山と號し、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。創立の年月は詳ならず。本地の住人生信なるもの延寶元年正月本願寺寂如法主の直弟となり、檀家と協力して再興せり。境内は九拾八坪を有し、本堂・庫裏を存す。

本地は寛永三年より徳川氏代官の支配となり、同十年板倉周防守重宗の領地に移り、其の後の領主及び區畫の變遷は、大字山田中に同じ。

大字山田小川

本地は古來島下郡に屬し、もと山田莊の内にして山田小川村と稱し、寛永十四年山田別所村を分置せり。舊山田莊の名は和名抄に見えざれども、東鑑には「文治三年、攝津國山田莊、奉寄佐女牛若宮」と載せらる。傳へいふ、雄略天皇の二十三年伊勢齋宮皇女倭姫の命に依り、其の臣豊足彦と稱する者、五柱の皇大神を奉祀すべき靈地を諸國に覓め、遂に本地に齋き祀り、山田の原と稱せしより此の名起れりと、蓋し伊勢國山田の原の名を移せしものならん。

伊射奈岐神社

伊射奈岐神社は宇宮山にあり、延喜式内の神社にして、伊射奈美命を主神とし、相殿に天照皇大神・天兒屋根命・手力雄命・天忍熊根命・蛭子命を祀り、伊射奈岐神社二座の一なり。前記倭姫の命に依りて齋き祀られ、初めは姫宮社と稱せしが、仁壽二年山田莊小川谷高庭山上に遷座して五社の宮と稱し、貞觀元年正月二十七日從五位上を授かりたまひ、中世の沿革は詳ならざれども、降て寛永十三年七月に至り、神殿及び拜殿を再建せり、現在のものは是れなり。山田莊の産土神にして、明治三年今の社名に復稱し、同六年五月郷社に列し、同四十四年一月神饌幣帛料供進社に指定せられ、同年十二月十三日大字山田上字垣内の無格社土山神社(不詳)・同天満神社(菅原道真)・同大字々王寺の同大名牟遲神社(大牟遲大神)・大字山田下字イカガ鼻の同天満神社(菅原道真)を境内に合併移轉せり。社地は丘陵の半腹に寄りて壹千五拾壹坪の兆域を有し、本殿・拜殿・神饌所・神輿庫・社務所・道具納家等相連り、末社に八幡神社・三神社あり。老樹鬱蒼として社頭を覆ひ、拜殿の前に危礎あり。其の下は即ち馬場にして、

安養寺

石樂左右に駢列せり。氏地は本村全部にして、例祭は十月十三日なり。
安養寺は字小川谷にあり、圓融山と號し、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。教順なるもの寛永元年本願寺准如法主の直弟となり、檀家と協力して創立せり。境内は貳百四拾坪を有し、本堂庫裏・廊下・土藏を存す。

本地の領主及び區畫の變遷は、明治十二年二月二十一日第二十七分畫に入りたるの外は、大字山田中に同じ。

大字山田下

本地は古來島下郡に屬し、もと山田莊の内にして、山田下・山田市場の兩村たりしが、後合併して山田下村と稱す。

似禪寺は字イカガ鼻にあり、含空山と號し、臨濟宗妙心寺末にして釋迦如來を本尊とす。慶安二年九月の創立、開山は雲居和尚、施主は田中常愚なり。元祿十二年常愚の三代田中安左衛門施主となりて、三世隱溪之を再建せり。境内は參百參拾壹坪を有し、本堂・庫裏・門を存す。

光山寺

光山寺は字垣内にあり、無尋山と號し、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。本地住人淨雲なるもの寛永七年本願寺准如法主の直弟となり、有志の助力を得て創立せり。境内は壹百貳拾五坪を

似禪寺

南林寺

有し、本堂・庫裏・土藏・鐘樓を存す。

南林寺は同字にあり、金色山と號し、眞宗東本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。創立の年月は詳ならず。元和年中の住職班翁を以て中興とす。天保十一年住職了忍檀家と協力して之を再建せり。境内は壹百參拾七坪を有し、本堂・庫裏・土藏を存す。

本地は元和の初めより徳川氏代官の支配たりしが、寛永二年板倉周防守重宗の領地となり、寛文九年石川主殿頭憲之の領地に轉じ、正徳元年松平丹波守光熙の領地に換り、享保三年松平和泉守乗邑の領地に移り、同八年稻葉丹波守正知の領地となり、同氏世襲して美濃守正邦に至り、明治二年六月上地せり、依て淀藩の支配に移り、同四年七月十四日淀縣に屬し、同年十一月二十日大阪府の管轄となる。而して同府區畫の制定あるに及び、同五年五月島下郡第五區に屬して、東組は三番組・西組は四番組に入り、同八年四月三十日第八大區五小區となりて番組に異動なく、同十年九月十八日番組廢せられて單に第八大區五小區となり、同十二年二月十日島下郡役所部内となり、同月二十一日第二十七分畫に屬し、同十三年七月二日山田上村・同中村・同小川村・同別所村と五ヶ村聯合し、同十七年七月一日第二十四戸長役場の管理區域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。

大	字	石高	明治九年改正 有租地反別	明治九年一月一日現在人口	町村制施行 當時の反別	町村制施行 當時の人口	大正元年正月末日現在人口	大正九年正月二日 國勢調査の人口
山田中		五、四七〇		八二、九三三	九、三〇〇	三、三七		

山田 上	一、五三、〇〇〇	二九、六二〇	七三	四六、九二二	八七
山田 別所	二二、〇七〇	三、七六元	一六	三、三二九	一、四三
山田 小川	一、五〇、七六〇	一四、一三〇	五八	一、六四、八七〇	六四
山田 下	一、八五、〇六〇	二四、〇七〇	三五九	二、五〇、二二〇	七二
計	四、八一、七九〇	九一、七六元	二、四四	九七、一五三	二、七二
				三、四三三	三、二二

第二十九項 新田村

本村は明治二十二年四月一日町村制の施行に際し、上新田村・下新田村の兩村は、舊來一團體の姿を爲し、地形民情共に合併するを便とするを以て、其の區域に依りて一村を設け、兩村の冠字を省きて新田村と名づけ、兩村は其の大字となり、舊に依りて島下郡所屬たりしが、明治二十九年四月一日三島郡に屬す。

大字 上新田

本地は古來島下郡に屬し、もと山田莊の内にして、千里山の原野なりしが、寛永三年山田下村の人田中七兵衛(忠)に開拓せられて聚落を爲し、同四年より上新田村と稱す。

天神社

天神社は字分銅にあり、菅原道眞を祀れり。創建の年月は詳ならず。貞享年中氏子の協力を以て再建せり。明治五年村社に列せらる。境内は六百拾坪を有し、本殿・拜殿を存す。氏地は本地一圓にして、祭日は十月十四日なり。

徳林院

徳林院は同字にあり、淨土宗知恩院末にして阿彌陀如來を本尊とす。もと京都市下京區新橋通大和大路東へ入る三丁目林下町にありしが、大正三年當所に移轉せり。境内は六百七拾五坪を有し、本堂兼庫裏・離座敷・納家を存す。

眞覺寺

眞覺寺は字善官谷にあり、曉雲山と號し、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。本地住人柳惠なるもの寛永元年本願寺准如法主の直弟となり、檀徒と協力して創立せり。境内は參百參拾七坪を有し、本堂・庫裏・廊下・鐘樓堂・土藏を存す。

首斬田

首斬田は字中谷にあり。傳へいふ、往時邑に藤藏といへるものあり、義侠心に富み、豫て人に尊敬せられしが、曾て檢地あるに際し、役人は増石を圖らんが爲め不正の度器を使用せり。藤藏之を怒り、村民の犠牲となり、其の度器を奪ひて之を切斷せしかば、藤藏及び其の一門は悉く斬に處せられしも、増石の檢地は爲めに其の儘となりて止みぬ。此の地は即ち其の斬首せられし所にして、里民は之を徳とし、爾來毎年此の田の作得を費用に充て、以て其の靈を祀りしといふ。

本地は寛永三年より徳川氏代官の支配となり、同十年板倉周防守重宗の領地に移り、寛文九年石川

主殿頭憲之の領地に轉じ、正徳元年松平丹波守光照の領地に換り、享保三年松平和泉守乘邑の領地に移り、同八年稻葉丹波守の領地となり、同氏世襲して美濃守正邦に至り、明治二年六月上地せり、依て淀藩の支配に移り、同四年七月十四日淀縣に屬し、同年十一月二十日大阪府の管轄となる。而して同府區畫の制定あるに及び、同五年五月島下郡第五區六番組に入り、同八年四月三十日第八大區五小區六番組に改まり、同十年九月十八日番組廢せられて單に第八大區五小區となり、同十二年二月十日島下郡役所部内となり、同月二十一日第二十九分區に屬し、同十三年七月二日一村獨立し、同十七年七月一日第二十六戸長役場の管理區域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。

大字 下新田

本地は古來島下郡に屬し、もと山田莊の内にして、大字上新田と同じく千里山の原野なりしを、寛永三年山田下村の人田中七兵衛(惠)に開拓せられて聚落を爲し、同四年より下新田村と稱す。豊島郡誌には、豊島郡に屬する大明郷は、本地を合せたるの總號ならんと記すれども、其の當否は後考を俟つになん。

春日神社

春日神社は字平尾にあり、天兒屋根命を祀れり。創建の年月は詳ならず。慶安元年氏子の協力を以て再建せり。明治五年村社に列せらる。境内は壹百五拾參坪を有し、本殿・拜殿を存す。氏地は本地

西照寺

一圓にして、祭日は十月十七日なり。

西照寺は字垣内にあり、寶珠山と號し、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。本地住人正順なるもの寛文三年本願寺寂如法主の直弟となり、檀徒と協力して創立せり。境内は壹百五拾參坪を有し、本堂・庫裏・土藏を存す。本堂は大正三年十月二十九日落成の再建なり。本地の領主及び區畫の變遷は、大字上新田に同じ。

大字	字	石	高	明治九年改正 有租地反別	明治九年一月 一日現在人口	町村制施行 當時の反別	町村制施行 當時の人口	大正元年五月 末日現在人口	大正九年十月 一日國勢調査の人口
大	上新田	六〇四・九七二		一〇六・六〇五	六四三	二五・七三三	七四		
	下新田	二六三・七六七〇		五〇・四一一	二六五	六・七三〇	三〇五		
計		八六八・七三九〇		一五七・〇一六	九〇七	三二・四六三	一〇四九	一、一三四	一、一四一

第三十項 千里村

本村は明治二十二年四月一日町村制の施行に際し、佐井寺村・片山村の兩村は、地形民情共に合併するを便とするを以て、其の區域に依りて一村を設け、其の中央にある千里山の名を採りて千里村と名づけ、兩村は其の大字となり、舊に依りて島下郡所屬たりしが、明治二十九年四月一日三島郡に屬す。

大字佐井寺

本地は古來島下郡に屬し、もと山田莊の内にして佐井寺村と稱す。往時は佐井ヶ原と呼びしが、後佐井寺の名に因みて佐井寺村の名起れりといふ。佐井は一に佐爲又は才に作れり。姓氏錄左京神別に「佐爲連、速日命六世孫伊香我色乎之後也」と見ゆる佐爲氏は、或は本地に因みあるものならんか。千里山の間において四方高く、人家は過半其の半腹に建てり。西南なる豊能郡小曾根村大字寺内との界にあるは河田山にして、山は眺望に富み、殊に其の三本松と稱するの邊は、四望廣潤雄景大觀を以て名あり。古より躑躅の名所にして、近來復た桃樹を栽培しければ、花季は高低一面の赤氈を敷けり。

伊射奈岐神社は北方字佐井ヶ原にあり、延喜式内の神社にして、伊弉諾命・素盞鳴命・八幡大神を祀り、今は春日明神と稱す。式に載せられたる二座の一なり。貞觀元年正月二十七日從五位上を授かり給ひしも、中世の沿革は詳ならず。明治五年村社に列し、同四十三年十一月十七日神饌幣帛料供進社に指定せらる。境内は五百貳坪を有し、本殿・幣殿・拜殿・神樂所を存す。社傍に一碑あり、表に伊射奈岐神社一座と記し、裏に菅匡房と刻せり。氏地は本地一圓にして、例祭は十月十三日なり。

伊射奈岐神社

三代實錄

貞觀元年正月廿七日甲申、京畿七道諸神進階及新叙惣二百六十七社、奉授攝津國從五位下伊射奈岐神從五位上、

愛宕神社

愛宕神社は字佐井ヶ原にあり、火々迦具土神を祀れり。由諸は詳ならず。境内は壹百九拾坪を有し、本殿のみを存す。無格社なり。

山田寺
(佐井ヶ)

山田寺は字佐井ヶ原にあり。崎井山と號し、眞言宗の無本寺たりしが、今は紀州高野派南院末となり、十一面觀世音を本尊とし、脇士に毘沙門天及び韋多天を安置せり。天平七年僧正行基の開基なり。寺傳に依れば、初め行基當寺の後山に瑞光の赫灼たるを見、同年二月十六日此の地に來り、地を穿ちて栴檀香木十一面觀世音の參尺四寸なるを得、此の旨を奏聞し、山田大臣を大檀主とし、坊舎六十餘院を有せる巨刹を建立して、其の尊像を安置し、山田寺と名づけ、山は水に乏しかりしも、行基の祈禱に依りて香水滾々として湧出し、佐井の清水と稱せられたるを以て、一に佐井寺ともいふと。日本後紀嵯峨天皇弘仁八年二月交野行幸の際に、百濟・粟倉二寺と共に綿一百斤を施入し給ひ、拾芥抄に見ゆる廿一寺の内にして、公家より恒例として讀經を行はれ來りし名刹なりしが、降て天正年中兵燹に罹りて伽藍坊舎悉く灰燼となり、纔に草堂を建て、本尊及び諸佛を移したりしも、正保四年に至りて寺僧樂順屢靈夢に感せしより、應驗の著しきこと四方に傳はり、賽者一時踵を接するの盛況を呈し、漸く再興の工成りて時の領主板倉周防守も亦崇敬淺からず、梵鐘を寄附せり、銘は京都東寺の長者亮春の撰なり。境内は四百四拾壹坪を有し、本堂・庫裏・鐘樓堂・門及び護摩堂・不動堂を存し、池に五衰殿の塔あり、讀經供養紀念の爲めに建てし三重の石塔にして、又地藏塚あり、地藏尊出現の靈地

と傳へて、像は地藏堂に安置せり。後山は行基山と呼び、一に愛宕山の名あり、行基の眺望せし所なりと傳ふ。山上に一本松あり、一に行基松と呼べる大樹なりしが、明治三年九月暴風の倒す所となりて今はなし。而して前に記せし佐井の清水は、寺の北方にありて、今も尙民家に飲用せらる。

捨芥抄 廿一寺

五葉觀音
行基御影

廣隆寺・上出寺・常住寺・珍皇寺・清水寺・八坂・聖神寺・東寺・西寺・延曆寺・法性寺・貞觀寺・極樂寺・元慶寺・仁和寺・

下出雲・祇園・法成寺・鴨神宮寺・六角堂・佐井寺、

日本後紀 嵯峨天皇弘仁八年二月丁未、幸交野、庚戌、賜五位以上及山城・河内・攝津等國豫已上衣被、皆捨佐爲・百濟・粟倉三寺各給一百片、

西寶寺

西寶寺は同字にあり、松琴山と號し、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。創立の年月は詳ならず。寛永六年五月播州網干郷宮内村圓照寺住職某の二男了嚴といへるもの來住し、本願寺准如法主の直弟となり、檀家の協力に依りて再建せり。境内は貳百六坪を有し、本堂・庫裏を存す

山田兵庫頭の城址

山田兵庫頭の城址は東南方にあり、東西貳拾五間・南北貳拾間の所にして、今は田圃となれり、興廢の年月等は詳ならず。

本地は元和の初めより徳川氏代官の支配となり、寛永二年板倉周防守重宗の領地に轉じ、寛文九年石川主殿頭憲之の領地に換り、正徳元年松平丹波守光熙の領地に移り、享保三年松平和泉守乘邑の領

地に轉じ、同八年稻葉丹後守正知の領地となり、同氏世襲して美濃守正邦に至り、明治二年六月上地せり。依て淀藩の支配に移り、同四年七月十四日淀縣に屬し、同年十一月二十日大阪府の管轄となる。而して同府區畫の制定あるに及び、同五年五月島下郡第五區八番組に入り、同八年四月三十日第八大區五小區八番組に改まり、同十年九月十八日番組廢せられて單に第八大區五小區となり、同十二年二月十日島下郡役所部内となり、同月二十一日第三十分畫に屬し、同十三年七月二日一村獨立し、同十七年七月一日第二十六戸長役場の管理區域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。

大字片山

本地は古來島下郡に屬し、片山村と稱す。北部に千里山を負ひ、他の三面は平坦なるを以て、片山の稱起れりといふ。字地に天道・出口・山の谷・原といへるあり、攝津志村里の條に「片山屬邑四」と記せるは、此の字地を指せるものならん。

素盞烏命神社

素盞烏命神社は玉括(俗名丸山)にあり、速素盞烏命を主神とし、相殿に天照皇大神・住吉大神を祀れり。創建の年月は詳ならざれども、往時より存し、天正の兵火に罹りて祠廟灰燼となり、其の後里中より草社を營みて齋祀し、元和六年再建せり。然るに大正三年八月十二日焼失したるを以て、再建に着手し、翌四年六月十三日本殿・拜殿・幣殿等竣成せり、現在の社殿等は是れなり。明治五年村社に列し、同四

十年八月十四月字山神の無格社愛宕神社(火之迦具土神)を合祀し、同四十一年五月神饌幣帛料供進社に指定せらる。境内は七百參拾四坪を有し、末社に神彦巢日神社あり。氏地は本地一圓にして、例祭は十月二十日なり。

玉林寺

玉林寺は字出口にあり、金剛山と號し、吹田町曹洞宗護國寺末にして釋迦牟尼佛を本尊とす。文安二年細川右馬頭滿國大檀那となりて、僧守勤の開基なり。故に細川氏は本地及び丹波國船井郡の内に於て若干の寺領を寄せ來りしが、天正の兵燹に罹りて堂宇焦土と化し、慶長九年僧梅光之を中興し、安政四年大坂備後町二丁目片山作平の施財と、二十世道癡の私費とを以て本堂を再建せり。境内は參百八拾七坪を有し、本堂の外に庫裏・土藏・藥醫門を存す。

淨念寺

淨念寺は字屋敷廻りにあり、閑流山と號し、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。本地住人辻本清太夫なるもの慶長八年本願寺准如法主の直弟となり、有志の助成を得て創立せり。境内は九拾坪を有し、本堂・庫裏・廊下・門を存す。

照儀坊

照儀坊は同字にあり、龍洞山と號し、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。島上郡三島江村の住人淨秀といへるもの、明應元年本願寺蓮如法主の直弟となり、同六年本地に移住し、檀徒と協力して創立せり。境内は參百八拾壹坪を有し、本堂・庫裏・廊下・土藏・鐘樓堂を存す。

西光寺

西光寺は字東屋敷にあり、龍鳴山と號し、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。創立の年月

帝釋寺の址

は詳ならず。元祿八年六世是心本願寺寂如法主の直弟となりて再建せり。境内は壹百參拾貳坪を有し、本堂・庫裏・廊下・鐘樓堂・土藏を存す。

帝釋寺の址は西北にあり。寺は推古天皇十二年聖德太子の開基なりと傳へ、惠心僧都作の阿彌陀佛を本尊とし、帝釋堂に帝釋天を安置し、像は聖德太子の作なり、故に帝釋寺と稱せしといふ。應仁の兵燹に罹りて灰燼と化し、元和八年僧道圓に再興せられ、無本寺にして後淨土宗京都黒谷金戒光明寺末となり來りしが、寺運衰微し、天保十四年より無住無檀となりて、明治四年遂に廢せられ、佛體は玉林寺に移れり。

圓塚

圓塚は東方耕地中にあり、其の形を以て此名あるならん。緣由詳ならず。

本地の領主及び區畫の變遷は、明治五年五月島下郡第五區九番組に入り、同八年四月三十日第八大區五小區九番組に屬したるの外は、大字佐井寺に同じ。

大字	字	舊	石	高	明治九年改正 有租地反別	明治九年一月一日現在人口	町村制施行 當時の反別	町村制施行 當時の人口	大正元年三月 末日現在人口	大正九年十月一日 國勢調査の人口
佐井	寺	一、二八・三八〇			一、二〇・三二〇	八二	一、二六・八〇一	九三	一、二〇・三二〇	一、一七二
片山		一、一五・〇一〇			一、一五・〇一〇	八三	一、八八・五三一	八五	一、一五・〇一〇	一、一七二
計		二、四三・三九〇			二、三六・三三〇	一六五	三、一五・三〇二	一七八	二、三五・三三〇	二、三四四

第三十一項 岸部村

本村は明治二十二年四月一日町村制施行の際し、吉志部村・南村・東村・七つ尾村・小路村の五ヶ村は、地形民情共に合併するを便とするを以て、其の區域に依りて一村を設け、其の地は往時岸部郷と稱せしに依り、其の舊郷名を採りて岸部村と名づけ、各村は其の大字となり、舊に依りて島下郡所屬たりしが、明治二十九年四月一日三島郡に屬し、同四十一年度より着手せられし安威川改修工事の爲め、參町壹畝拾貳歩の地は同川敷となる。

大字吉志部

本地は古來島下郡に屬し、もと吉志部村と稱し、吉志部・南・東・七つ尾・小路・南所は其の屬邑たりしが、後獨立して吉志部村・南村・東村・七つ尾村・小路村の五ヶ村となり、南所は小路村に入りて、舊吉志部村は消滅せり。本地も其の分村せし一にして、攝津志村里の條に「吉志部屬邑六」と見ゆるは此の各邑を指し、其の分村せしは同志の出でし享保以後なるべし。舊吉志部村にはもと吉志部郷(一に岸部郷に作る)の名を存し、古事記神功皇后の段に、「此時忍熊王、以難波吉師部之祖伊佐比宿禰爲將軍」と見え、姓氏錄攝津國皇別に「吉志部、難波忌寸同祖、大彥命之後也」と見ゆる吉志部氏の居りし所にして、

續日本紀聖武天皇六年三月の條に、「攝津職奏吉師部樂」と見ゆる吉師部樂、及び北山抄に、「大嘗會午日祭、安倍氏奏吉志舞、五位已上引之、設床子等如前、作高麗亂聲而進、舞者二十人・樂人十人、安倍・吉志・大國・三宅・日下部・難波氏等供奉」と見ゆる吉志舞も、吉志部氏に關聯して當郷に因みあるものならん。

本地は慶安二年より永井日向守直清の領地となり、同氏世襲して日向守直諒に至り、明治二年六月上地せり、依て高槻藩の支配に移り、同四年七月十四日高槻縣に屬し、同年十一月二十日大阪府の管轄となる。而して同府區畫の制定あるに及び、同五年五月島下郡第四區九番組に入り、同八年四月三十日第八大區四小區九番組に改まり、同十年九月十八日番組廢せられて單に第八大區四小區となり、同十二年二月十日島下郡役所部内となり、同月二十一日第二十六分區に屬し、同十三年七月二日小路村・七つ尾村・東村・南村と五ヶ村聯合し、同十七年七月一日第二十三戸長役場の管理區域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。

大字南

本地は古來島下郡に屬し、吉志部村の屬邑なりしが、後分立して南村と稱す。舊吉志部郷の南部なるを以て、此の名を爲せしものなるべし。

稱徳寺は字西垣内にあり、歡樂山と號し、眞宗東本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。本地住人岸部五太夫なるもの、明應二年本願寺蓮如法主に歸依して了珍と法名し、當寺を創立せり。境内は五拾九坪を有し、本堂・庫裏・土藏・藥醫門を存す。

本地は元和の初めより徳川氏代官の支配となり、寛永二年板倉周防守重宗の領地に移り、寛文九年石川主殿頭憲之の領地に轉じ、正徳元年松平丹波守光熙の領地に換り、享保三年松平和泉守乘邑の領地に移り、同八年稻葉丹後守正知の領地となり、同氏世襲して美濃守正邦に至り、明治二年六月土地せり、依て淀藩の支配に移り、同四年七月十四日淀縣に屬し、同年十一月二十日大阪府の管轄となる。而して其の後の區畫の變遷は、大字吉志部に同じ。

大字 東

本地は古來島下郡に屬し、吉志部村の屬邑なりしが、後分立して東村と稱す、舊吉志部郷の東部なるを以て、此の名を爲せしものなるべし。

大光寺は字東垣内にあり、東朝山と號し、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。本地住人秀永なるもの天文八年六月本願寺證如法主の直弟となり、有志の助力を得て創立せり。境内は貳百七拾六坪を有し、本堂・庫裏・鐘樓堂・門を存す。

本地は元和の初めより徳川氏代官の支配となり、寛永二年板倉周防守重宗の領地に移り、寛文九年石川主殿頭憲之の領地に轉じ、正徳元年松平丹波守光熙の領地に換り、享保三年松平和泉守乘邑の領地に移り、同八年稻葉丹後守正知の領地となり、同氏世襲して美濃守正邦に至り、明治二年六月土地せり、依て淀藩の支配に移り、同四年七月十四日淀縣に屬し、同年十一月二十日大阪府の管轄となる。而して同府區畫の制定あるに及び、同五年五月島下郡第五區二番組に入り、同八年四月三十日第八大區五小區二番組に改まり、同十年九月十八日番組廢せられて單に第八大區五小區となり、同十二年二月十日島下郡役所部内となり、同月二十一日第二十六分畫に屬し、同十三年七月二日吉志部村・南村・小路村・七つ尾村と五ヶ村聯合し、同十七年七月一日第二十三戸長役場の管理區域に入りて、同十二年四月一日の町村制施行に至れり。

大字 七つ尾

本地は古來島下郡に屬し、吉志部村の屬邑なりしが、後分立して七つ尾村と稱す。

西教寺は字谷田にあり。松陰山と號し、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。本地住人惠教なるもの寛保三年本願寺法如法主の直弟となり、有志の協力に依りて創立せり。境内は壹百五拾六坪を有し、本堂・庫裏・土藏を存す。

本地の領主及び區畫の變遷は、大字東に同じ。

大字 小路

本地は古來島下郡に屬し、吉志部村の屬邑たる小路・南所の二邑なりしが、後同村より分れ合併して小路村と稱す。小路はもと庄司と書せしを、後今の字に改めしといふ。南所は字地となりて今に其の名を存す。

吉志部神社

吉志部神社は字紫金地にあり、天照皇大神・八幡大神・素盞鳴大神・稻荷大神・春日大神・住吉大神・蛭子大神を祀り、一に七社明神の名あり。社記に依れば、崇神天皇の五十六年大和瑞籬より奉遷して大神宮と稱し、淳和天皇天長元年天照御神と改稱して産土神と仰ぎ、明治三年更に今の社名に改む。昔は社殿壯嚴を極めしも、應仁の兵火に罹りて灰燼に歸し、神鏡特り全きを得て、文明元年八月再建し、慶長十五年八月二十六日更に再建せりといふ。明治五年村社に列し、同四十年一月神饌幣帛料供進社に指定せらる。境内は四百參拾四坪を有し、本殿・幣殿・拜殿を存す。末社に愛宕神社・琴平神社・門神社あり。氏地は本村全部にして、例祭は十月十七日なり。

名次神社

名次神社は字名次宮にあり、天御中主命を祀れり。創建の年月は詳ならず。貞觀元年正月二十七日正五位下を授かり給ひし舊社なれども、今は無格社にして、四拾壹坪の境内に本殿のみを存す。

三代實錄

貞觀元年正月廿七日甲申、京畿七道諸神進階及新叙惣二百六十七社、奉授攝津國從五位下名次神正五位下、

常光寺

常光寺は字庄司にあり、照眼山と號し、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。本地住人明珠なるもの大永二年本願寺證如法主の直弟となり、有志の協力に依りて創立せり。境内は參百四坪を有し、本堂・庫裏・鐘樓堂・土藏・藥醫門を存す。

願成寺

願成寺は同字にあり、飛龍山と號し、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。本地住人祐久なるもの元龜四年六月本願寺顯如法主の直弟となり、有志の協力に依りて創立せり。境内は壹百參拾七坪を有し、本堂・庫裏を存す。本堂は大正四年十一月二十五日落成の再建なり。

西福寺

西福寺は字寺内にあり、百丈山と號し、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。創立の年月は詳ならず。林應なるもの本地に住し、元祿七年本願寺寂如法主の直弟となり、檀家と協力して之を再建せり。境内は壹百八拾坪を有し、本堂・庫裏を存す。

來光寺

來光寺は字西の河にあり、凡明山と號し、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。本地住人玄明なるもの元祿二年本願寺寂如法主の直弟となり、有志の助力を得て創立せり。境内は壹百參拾四坪を有し、本堂・庫裏・藥醫門を存す。

本地の領主及び區畫の變遷は、明治五年五月島下郡第五區一番組に入り、同八年四月三十日第八大區五小區一番組に屬したるの外は、大字東に同じ。

第三篇

國郡市町村志

第一章

攝津國

第四節

三島郡 岸部村

大字	石高	明治九年改正	明治九年一月一日現在人口	町村制施行	町村制施行	大正元年五月一日現在人口	大正九年十月一日國勢調査の人口
		有租地反別	一日現在人口	當時の反別	當時の人口	末日現在人口	國勢調査の人口
吉志部	3,000,000	3,178	26	3,353	26		
南	356,926	3,555	182	3,400	206		
東	85,326	2,110	45	7,893	77		
七つ尾	51,753	1,877	86	1,218	86		
小路	96,940	8,537	75	10,200	74		
計	2,607,000	32,167	1,708	28,183	1,923	22,360	22,556

第三十二項 吹田町

本町は古來島下郡に屬し、もと吹田莊と呼びしが、後吹田村と稱す。吹田は往時水田に作りしといふ。醍醐雜事記には「貞觀七年吹田莊」と載せ、園大曆には「吹田御厨」と記せり。明治二十二年四月一日町村制の施行に際し、獨立して一村を設け、同二十九年四月一日三島郡に屬し、同四十一年四月一日吹田町と改稱せらる。郡の西南端にありて、北は千里村大字片山、東は岸部村大字小路及び同吉志部・西成部大道村大字南大道に接し、西は豊能郡豊津村大字垂水に界し、南は神崎川を隔て、西成郡新庄村大字上新庄・同下新庄・西中島村大字淡路・北中島村大字蒲田・同十八條に對し、明治四十

一年度より着手せられし安威川改修工事の爲め、貳町八反六畝九歩の地は買收せられて同川敷地となる。水利に富み且大阪に近きを以て、其の地は大に發展して市街を爲し、街名に六地藏町(地下と)・宮前町・南町(川端と)・神境町・札幌町・奥の町(西奥町・堀奥町に分る)・都呂須町・西庄町・田中町・濱堂町・川面町・新田町(上新田町・下新田町金田町に分る)・新町等の名あり、攝津志村里の條に「吹田屬邑十三」と記せるは、此の町名を爲せる部落を指せしものならん。銀行あり、會社あり、郵便局・警察分署等は設けられ、道路は四達し、官設鐵道は南北に通じ、交通の便運輸の利共に備はり、殷賑の巷にして復た郡内第一の大邑なり。

神崎川の淀川より分れ來りて、其の環流せる六地藏町の河岸は謂ゆる高濱にして、一に高濱の松原とも呼び、今の高濱橋は其の名に因めるなり。高濱は吹田の稱と共に其の名高く、古人をして金玉を爲さしめしのみならず、其の神崎川は帝都と海口間を往來せる川船の通路に當りしかば、同川筋に沿へる江口・神崎・加島と共に繁榮の所と化し、寛喜より建長の頃に亘りて卿相の別業山莊等も設けられ、建長三年九月後嵯峨上皇は太政大臣藤原實氏の別業に御幸あらせられ、吹田殿の稱あり。其のありし所は詳ならざれども、字地に御所内と稱するあり、是れ其の舊址ならんといふ。

更科日記 さるへきやうありて、秋、る和泉に下るに、淀といふよりして道の程をかしく哀れなる事いひ盡すへうもあらず、高濱といふ所にとまりたる夜、いと暗きに夜いたう更けて舟の掛の音きこゆ、問ふなれば、遊ひの來るなりけり、人々けうし

て舟にさしつけさせたり、遠き火の光にひとへの袖なかやかに、扇さし隠して歌うたひたる、いと哀れに見ゆ、
五代帝王物語 前相國(藤原)も逆修めてたくして出家、是れも権威おびたしく、おち靡かぬものなし、天王寺・吹田・慎の島・北
山さしも然るへき勝地名所に山莊を造り營たり、家の繁昌ならひなくそ見えし、

百 練 抄 後深草天皇建長三年閏九月十七日、上皇(後醍醐)御幸吹田殿、大宮院同御幸、七ヶ日可被召湯山御湯、
増 練 後嵯峨の院の上は、いつしか所々に御ゆきしけう御遊とめてたく、今めかしき に好ませ給ふ、(和歌) 又おほき

大臣(藤原)の津の國吹田の山莊にもいと麗おほしませせて、様々の御遊かすを盡し、いかにせんともてはやし申さる、川に臨める家
なれば、秋深き月の盛なとは殊に麗ありて、門田の稻の風になひく氣世、妻とふ鹿の聲、衣うつきぬたの音、峯の秋風野への松虫、
とり集め哀々ひたる所の様に、鶉飼などおるさせて、かゝり火ともしたる川のをもて、いとめつらしうをかすと御覽、日
比おほしまして人々に十首の歌めされしついでに、院の御製、

川舟のさしていつくかわかならぬ旅とはいはし宿を定めん

と講し上げた程、あるしのおと、いみしう興し給ふ、此家の面目今日に侍るとその給ひける、けにさる事と聞く人皆ほこらし
くなん、

家 集

三月ばかり淡路よりのほるに、津の國のすゐたといふ處に、みちのくにのせしなり
たふか所さいぬのさふらひにて、人々ほととさすを待つ歌よみける日、講程にまゐ
りあひて
橋 爲 仲
待ちかたてきかぬ限りは郭公こひするころの心地こそすれ

續 後 撰	來て見れば千世も經ぬへし高濱の松に群れ居る鶴の毛衣	太 上 天 皇
夫 木	幾とせの雪とかいほん白たへの名もたか濱の秋の夜の月	藤 原 爲 家
同	榮え行くつかさ位は高濱の千とせの春をまつと知らなん	隆 季
同	高濱の眞砂にたてる松の根のそこへも入らぬわかかな	光 俊

高濱神社

高濱神社は同高濱にあり、速素盞鳴命を主神として、相殿に春日大神・住吉大神を祀れり。傳へい
ふ、清和天皇の貞觀十一年素盞鳴大神の播州廣峯より山城國に遷御のとき、暫く此の地に神輿を駐め
られしかば、里民神靈を尊び、社殿を營みて産土神を仰ぎ、後建長三年後嵯峨上皇の遊幸し給ひし時、
當社にも詣でさせられ、社名は其の高濱の御詠に因みて稱したるものなりと。明治五年村社に列し、
同四十年一月神饌幣帛料供進社に指定せられ、同四十一年一月九日字神境町の村社春日神社(天兒屋、
同月十四日同字無格社白山神社(白山大神)・字南町の同菖蒲神社(字賀御)を合祀せり。境内は貳千參拾壹坪を
有し、本殿・幣殿・拜殿・神輿庫・繪馬所・社務所を存す。末社に大國主外二座社・石上座布留魂神
社・奥津彦奥津姫神社・宇賀御魂神社・事代主神社あり。氏地は六地藏町・宮前町・南町・神境町・
札幌町・奥の町・都呂須町にして、例祭は五月十五日なり。

蓮光寺

蓮光寺は同町にあり、芳池山と號し、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。本地に住せし照
久なるもの文祿元年本願寺顯如法主の直弟となり、有志の助成を得て創立せり。境内は貳百六拾五坪

大雄寺

を有し、本堂・庫裏を存す。

大雄寺は字宮前町にあり、百丈山と號し、曹洞宗崇禪寺末にして聖觀世音を本尊とす。文龜二年宗乘和尚の開創にして、崇守院と號せしが、其の後住職中絶して堂宇破壊せしに、寛永三年柘植正俊之を再興し、同十九年今の寺名に改む。境内は五百九拾七坪を有し、本堂・庫裏・藥醫門を存す。外に地藏堂あり。

德善寺

德善寺は同字にあり、龍草山と號し、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。本地に住せし道全なるもの天正九年本願寺顯如法主の直弟となり、有志の淨財を以て創立せり。境内は貳百貳坪を有し、本堂・庫裏・座敷・玄關・太鼓樓・土藏を存す。

觀音寺

觀音寺は字南町にあり、高濱山圓通院と號し、淨土宗金戒光明寺末にして聖觀音を本尊とし、脇檀に多聞天及び將軍地藏を安置す。聖武天皇の天平十年二月、光明皇后の御本願にて創立し給ひし所なり。是れより先、高濱の邊に靈光の耀くものあるを朝廷に奏達する者ありしに、偶僧正行基は此の地を過ぎ、靈光の下に梅檀香木を得て佛場有縁の地なりとなし、其の木を以て試に聖觀音を刻みしに、恰も光明皇后も奏達に依りて精舎を創建し給ひしかば、其の像を以て直に本尊とし、世に之を試の觀音といへりと。當時は法相宗に屬せしが、中世の寺歴は逸して詳ならず。享祿二年心譽佛道上人中興して淨土宗に轉じ、天正の變却火の襲ふ所となり(一説に)、現在の建物は元祿十六年三月の營造なりと

木下直三郎翁の墓

いふ。寺はもと菖蒲神社を鎮守とせしが、明治初年の神佛分離に依りて分れ、社は後高濱神社に併せらる。境内は四百貳拾八坪を有し、本堂・庫裏・玄關・藥醫門を存す。外に觀音堂・辨天堂・地藏堂あり。

同寺の西部なる共同墓地に木下直三郎翁の墓あり。翁は木下伴次郎の長男なり、嘉永二年四月を以て生れ、十四歳にして大坂に出で、漢學を修め數學を研究し、明治二年二月同族木下松野の家を嗣ぎ、同七年撰ばれて副戸長となり、ついで戸長・村長を経て町長となり、同四十二年五月に至るまで村治に盡し、本地をして今日の發達を爲さしむ。資性濃厚篤實にして思慮深く、神崎川の防禦工事に多額の費用を投じて村債尠からざりしかば、其の一たび村政を執るや努めて經費の節約を圖り、償却の法を講じて數年の後に之を全償し、村有基本財産の蓄積條例を定めて百年の基礎を固め、毎年一回玄米品評會・生糸繭の共進會を開設し、春秋に農談會を開催し、試作場を創設し、米麥鹽水撰・共同苗代の實行・害虫驅除の奨励等、農事の改良奨励に努めて村民經濟の向上を謀り、通俗講談會を開きて談話に、又は宗教家をして法要の席上に、納税の等閑に附すべからざる所以を諭示し、盛に教育談話會を開きて育英の要を説き、戸別訪問を續行して倦まず、貧にして就學し得ざる兒童には、書籍筆墨等の文具類を與へ、授業料を補助しけるに、其の熱誠に感激して就學兒童は漸次増加したるも、小學校不完全なりしかば、有志と謀り寄附金を募りて小學校を改築し、内部の改善充實に努め、更に日露戰役

紀念事業として基本財産の蓄積を企て、有志の寄附を募り、五十ヶ年間据置重利の法を設けて實行し、且實業學校を設立せる等至らざるなく、神崎川堤防の全からずして屢水害を蒙れるを以て、奮然として築堤の計畫を立て、有志を糾合し、官府の補助を得て工事を完成し、淀川改良工事の成れる以前にありては、水利委員となりてしばぐ上京し、主務省に意見を具陳し、貴衆兩院議員に遊説する等、苦心奔走を重ねて遂に其の目的を達し、安威川改良工事にも盡力して、同川改良工事成りければ、本地は復た水害の憂なく、晏如として其の堵に安んずるに至れると共に、間斷なき村治上に於ける翁の努力は、普遍的に繼續して行はれ、貧にして生計の途に迷へる者には、材料を貸與して其の法を立てしめ、凶年に際すれば率先米穀財貨を義捐して凍餒を賑恤しけるに、部下の吏員も其の德に化せられ、渾然和熟して翁を輔けしかば、諸般の事務は能く整理し、村民も自然厚厚の俗を爲して、公租の如き一人として滞納するものなく、遂に認められて模範村となる。而して翁は村治に盡せしのみならず、一面にありては郡の主催に係れる苗代・稻作立毛・製産物の品評會等に審査委員を托せられ、郡教育會副會長に擧げられ、大阪府地方森林會議員を命ぜらるゝ等、各種公共事業に盡力して至らざる所なかりしが、明治二十五年藍綬褒章を下賜せられ、其の後日露戰役の功に依りて勳七等に叙せられ、白色桐葉章を授かり、紋章木杯一組を拜領し、文部大臣は小學校勲績狀を贈りて選奨し、府知事は同狀に金壹百五拾圓を添へて賞與せらる。其他金杯・銀杯・褒狀・感謝狀等の數は枚擧すべからず。然

るに新任の初めより計畫したる事業は畧ぼ成功して、年齒も已に還暦に達せしかば、老軀任に堪へざるを理由として同四十二年五月退職せり、在職實に三十有六年なり。村治に盡せしことの大なりしを思ひ、町會は全會一致の協賛を以て、紀念品に表彰文を添へて其の功勞を謝せり、文は儒藤澤南岳の撰なり。かくて翁は閑散の身となり、悠悠自適して神佛を禮拜し、親戚を尋ね知己を訪ひ、園藝盆栽に親みて餘生を送りしが、大正三年一月十六日病を以て逝き、德行院釋直言と法諡せらる、享年六十六。長男貞太郎氏家を嗣ぐ。訃音一たび傳はるや、弔者門に充ち、會葬者三千五百餘人に上れり、其の世人に敬慕せられしことの深きを知るべし。因にいふ、是より先、翁の還暦の年を迎ふるや、儒小野湖山は「積德迎天壽累功蒙衰衰」の十字を書して贈り、御歌所長高崎正風男は左の歌を寄せて、共に之を祝せしといふ。

六十と勢の昔にかへる袖のうへにいよくにほふからあゐの花

正福寺は字神境町にあり、惠日山と號し、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。本地住人法誓なるもの天文十年本願寺證如法主の直弟となり、有志の助成を得て創立せり。境内は壹百貳拾壹坪を有し、本堂・庫裏・廊下・藥醫門を存す。

護國寺は字札場町にあり、牛頭山と號し、曹洞宗總持寺末にして地藏菩薩を本尊とす。康曆二年大徹和尚の開創なり。當時は牛頭山護久寺と稱し、康應年中足利義滿の祈願所となり、畠山金吾元眞之

が普請奉行となりて大伽藍を造營し、七堂悉く備はれるを以て護國寺と改稱し、多くの寺領をも寄せられしも、後織田氏の兵燹に罹りて灰燼となり、寺領も沒收せられて衰微し、末寺より輪住する所たりしが、慶長五年美濃國竹中出羽守重春の弟重賢の菩提所となり、寛文年中に至り祖印和尚入りて住し、名利の頽廢せるを歎き、大坂の人奥田祐専に謀りて堂宇を再興せり。境内は參百拾四坪を有し、本堂・庫裏・鐘樓堂・藥醫門を存す。外に觀音堂あり。寺寶多し、中に作者不詳の聖觀音座像の銅彫は鑑査狀を有し、又絹本着色般若菩薩像壹幅は明治四十二年四月五日國寶となる。

正圓寺

正圓寺は字奥の町にあり、正雲山と號し、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。本地住人道誓なるもの、正徳四年本願寺寂如法主の直弟となりて創立せり。境内は壹百貳拾貳坪を有し、本堂・庫裏・書院・門を存す。

光明寺

光明寺は字都呂須町にあり、法徳山と號し、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。開基法徳は文安三年本願寺蓮如法主に歸依して其の直弟となり、檀家の協力に依りて創立せり。境内は參百六拾四坪を有し、本堂・庫裏・書院・玄關・鐘樓・太鼓樓・土藏・藥醫門を存す。

泉殿神社

泉殿神社は字西庄町にあり、速素盞烏命を主神とし、相殿に宇賀御魂神・春日大神・住吉大神を祀れり。社傳に依れば、貞觀十一年素盞烏大神を播州廣峯より奉遷の際、天下旱魃して草木悉く枯死せんとし、河水も通せざりしかば、暫し神輿を此の地に駐められしとき、大神に雨を祈りしに、土中より

淨光寺

清水忽ち湧き出で、田野に灌漑するを得たり。依て里民は大に喜び、大神を勸請し、社殿を設けて尊崇し、因りて社を泉殿と號し、爾來旱魃の時には降雨を祈るを例とせり。明治五年村社に列し、同四十一年十月神饌幣帛料供進社に指定せらる。境内は九百四拾四坪にして、本殿・拜殿・神輿庫・社務所を存す。末社に事代主神社・稻荷大國二柱社あり。氏地は西庄町・田中町・濱堂町・川面町・新田町・新町にして、例祭は五月十四日なり。

常光圓滿寺

淨光寺は同字にあり、西耀山と號し、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。本地住人玄西なるもの、明應六年六月本願寺蓮如法主に歸依して其の直弟となり、有志の助成を得て創立せり。境内は壹百貳拾貳坪を有し、本堂・庫裏・座敷・太鼓樓を存す。

常光圓滿寺は字濱堂町にあり、慧日山と號し、眞言宗仁和寺末にして聖觀世音を本尊とす。聖武天皇の天平年中僧正行基の開創に係り、七堂伽藍備はり、十三の坊舎を有し、海濱にあるを以て海の堂と號せしが、本尊は常に光を放てるを以て常光寺と改め、治承二年隣地吉志部村にありて頽廢せる圓滿寺の佛像を移しければ、其の寺名を加へて今の寺名に改む。寛正年中に至り、將軍足利義政は當寺の本尊を深く信仰し、住僧をして武運の長久を祈らしめしといふ。應仁年中兵燹に罹りて堂宇悉く燒土と化し、今の堂宇は寛文十二年僧教範の建てしものなり。境内は七百九拾五坪を有し、本堂・庫裏・廊下・鐘樓堂・藥醫門を存す。外に歡喜天堂・地藏堂・辨天堂あり。

光徳寺

光徳寺は同字にあり、無得山と號し、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。本地住人道清なるもの、天文十一年本願寺證如法主の直弟となりて創立せり。境内は貳百七拾九坪を有し、本堂・庫裏・玄關・太鼓樓・土藏・藥醫門を存す。

弘誓寺

弘誓寺は字川面町にあり、難恩山と號し、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。本地住人教惠なるもの寶徳二年本願寺蓮如法主の直弟となり、檀家の助成を得て創立せり。境内は五百參拾九坪を有し、本堂・庫裏・廊下・鐘樓堂・太鼓樓・土藏・藥醫門を存す。

正善寺

正善寺は字新町にあり、龍華山と號し、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。本地住人柘川孫右衛門慶長六年本願寺准如法主の直弟となり、道光と法名し、有志の協力に依りて創立せり。境内は壹百拾九坪を有し、本堂・庫裏・土藏を存す。

吹田城址

吹田城のありし所にして、其の址は今の朝日ビル會社の附近より官設鐵道を中心としたる一帯の地なりといふ。永享年中吹田河内守重道の居城たりしも、廢絶の年曆は詳ならず。遺址の明に認むべきものなく、三面僅に溝渠を存し、隣地より高きこと貳尺餘にして角形を爲し、且字地に城ヶ前・城の内等の名を殘せるのみ。

圖 大 曆 文和二年三月廿四日天陰、今日聞昨日吉良・石塚以下過神崎、宮方軍旅襲來、土岐軍陣之間、於吹田邊合戰、土岐方

以警策討取數十人、或取首或生虜四十人許、

本村の村高は參千八百七拾五石四斗貳升九合にして、徳川幕府の末造には四家の所領に分れて、竹中方(組)・御料方(組)・拓植方(組)・出作方といへり。依て今叙事の便を圖り、此の區分に依りて記せんとす。即ち竹中方は徳川氏の初めより麾下竹中貞右衛門重賢の采地となり、其の石高壹千六百六拾壹石參斗貳升參合は同氏世襲して同萬壽藏に至り、明治元年五月二十四日の公布に依りて大阪府司農局の支配となる。又拓植方も同じく徳川氏の初めより麾下拓植三四郎正俊の采地となり、其の石高五百貳石壹斗五升七合は同氏世襲して同三四郎に至り、明治元年五月二十四日の公布に依りて大阪府司農局の支配となる。又御料方は寛永二年より板倉周防守重宗の領地たりしが、明暦二年徳川氏代官の支配となり、天和二年京都所司代稻葉丹後守正通の役知に移り、同三年再び徳川代官の支配に歸し、其の石高壹千壹百八拾八石八斗六升八合(内五拾六石七斗八升壹合は永井飛驒守直興の領所たりと記せるもあり)は寶永三年仙洞御所の御料となり、徳川代官の扱ひたりしが、明治元年の初め徳川代官小堀數馬の當分預りとなりしも、同年六月之を解かれて大阪府司農局の支配となる。依て竹中組・拓植方・御料方は同一管治に歸し、同年七月北司農局に屬し、同二年正月二十日攝津縣の管轄に移り、同年八月二日兵庫縣の管轄に轉じ、同四年八月同縣第三十七區に編入せられ、同年十一月大阪府の管轄となる。又出作方は元和九年より徳川代官の支配たりしが、寛永十年板倉周防守重宗の領地となり、寛文九年四月石川主殿頭憲之の領地に轉じ、正徳元年松平丹後守光熙の領地に移り、享保三年松平和泉守乘邑の領地に換り、同八年稻葉丹後守正知

の領地となり、其の石高五百貳拾參石八升壹合は同氏世襲し、同美濃守正邦に至りて明治二年六月上地せり、依て淀藩の支配に移り、同四年七月十四日淀縣に屬し、同年十一月二十日大阪府の管轄となる、是に於て全村初めて同一管治に歸せり。而して同府區畫の制定あるに及び、同五年五月島下郡第五區に屬して、東組は十番組・西組は十一番組・南組は十二番組に入り、同八年四月三十日第八大區五小區となりて番組に異動なし、同十年九月十八日番組廢せられて單に第八大區五小區となり、同十二年二月十日島下郡役所部内となり、同月二十一日第三十一分畫に屬し、同十三年七月二日一村獨立し、同十七年七月一日第二十五戸長役場の管理區域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。

大字	石高	明治九年改正	明治九年一月一日現在人口	町村制施行當時の人口	大正元年五月一日現在人口	大正九年十月一日國勢調査の人口
吹田	三、八五五・三〇九	四、三六二・六二八	三、七〇三	四、六二二・四二二	三、六九六	七、四三二
						九、八八四

第五節 豊能郡

本郡は地勢狭長にして拾四方里壹歩九厘の面積を有し、東は三島郡に接し、西は峯巒及び池田川を以て兵庫縣河邊郡に境し、北は山嶽を以て丹波國南桑田・船井・多紀郡に接し、南は神崎川を以て西成郡に對す。東北は山嶽連亘、劔尾・摺脛・妙見・箕面等の奇峯峭嶺秀で、西南は稍平坦にして田園遠く連れり。故に河流は皆この東北の山溪に發して西南に注げり、即ち池田川は根根莊・西郷・東郷の各村より來りて南に流れ、久安寺川は東能勢村に發し止々呂美村及び細川村を過ぎて池田川に入り、箕面川は三島郡清溪村大字高山に發し勝尾寺山の溪流を受けて箕面村に落ち、北豊島村に至りて池田川に注ぎ、千里川は萱野村より發して千里山の北麓を繞り、南豊島村に至りて復た池田川に入り、天竺川・高川は共に三島郡新田村より、糸田川は同郡千里村より發し來りて共に神崎川に注ぎ、神崎川は南部に於て池田川と會合し、一川となりて西成郡と兵庫縣との境に入れり。

本郡はもと豊島・能勢の兩郡たりしも、明治二十九年四月一日兩郡を合併して一郡を置き、豊能郡と稱せられしものなり。其の名は舊兩郡名の冠字を採りしものなるべし。故に新郡設置に至るまでの沿革は、舊郡別に依りて分記せん。

豊島郡

當郡は和名抄に「手島」と訓せり。豊島連の居りし所にして、豊島連は古事記神武天皇の段に、「日子八井命者、茨田連・手島連之祖」と見え、姓氏錄攝津國皇別に、「豊島連、多朝臣同祖、彦八井耳命之後也」と見ゆるものは是れなり。續日本紀神護景雲三年五月の條に、「己丑、攝津國豊島郡人正七位上手小足等十五人、賜姓秦井手忌寸」と見ゆるものは、是れ郡名の史上に現れし初めにして、同書寶龜十一年五月の條には、「攝津國豊島郡人韓人稻村等十八人、賜姓豊津造」と見え、日本後紀弘仁二年三月の條には、「壬子、停攝津國川邊郡楮戸十烟・豊島郡二烟、爲平民」と見え、續日本後紀天長十年二月の條には、「攝津國豊島郡人散位從七位下出雲連男山、賜姓於出雲宿禰」と見え、三代實錄貞觀三年二月の條には、「攝津國豊島郡古荒田五十七町、賜二品兵部卿忠良親王」と見ゆ。里俗の傳ふる所に依れば、猪名川の流路の異動ある毎に、數々郡界の變更を爲し來れりといふ。同川の對岸なる川邊郡と相接し、往時にありては同郡と共に猪名縣の地にして、猪名は一に爲那・爲奈・爲名等に作れり。和名抄に爲那郷は川邊郡に屬すれども、延喜式爲那郡比古神社は當郡にあり、猪名篋原も復た同じく當郡に存す。猪名縣は日本書紀仁德天皇三十八年正月の條に、「猪名縣佐伯部、獻菘菹、天皇令膳夫以問曰、其菘菹何物也、對曰壯鹿也」と見ゆる猪名縣にて、爲那氏の居りし所なり。爲奈氏は日本書紀應神天皇三十一年の條に、「新羅王乃貢能匠者、是猪名部等之始祖也」と見え、姓氏錄攝津國諸蕃に「爲奈部首、出自百

濟國人中津波手之後也」、同未定雜姓に「爲奈部、伊香我色乎命六世孫金連之後也」、同右京皇別に「爲名真人、宣化天皇皇子火焰王之後也」と見ゆるものは是れなり。和名抄に秦上・秦下・驛家・豊島・餘戸・桑津・大明の七郷を載せ、桑津郷は何れの時にか川邊郡に轉出せり。後原田莊・棕橋莊・新免莊・牧野庄・櫻井谷・細郷谷・萱野谷・南郷等の名あり。明治五年五月には池田村・上池田村・下池田村・中池田村・西池田村・中河原村・古江村・木部村・吉田村・東山村・伏尾村・上止々呂美村・下止々呂美村・東畑村・西畑村・上澁谷村・下澁谷村・才田村・尊鉢村・牧落村・櫻村・西小路村・平尾村・新稻村・半町村・瀬川村・東坊島村・西坊島村・如意谷村・石丸村・白の島村・外院村・西宿村・今宮村・芝村・東稻村・西稻村・柴原村・内田村・小路村・南刀根山村・北刀根山村・野畑村・神田村・西市場村・東市場村・井口堂村・野村・玉坂村・中之島村・轟木村・今在家村・宮の前村・石橋村・産所村・麻田村・東箕輪村・西箕輪村・走井村・原田村・勝部村・利倉村・上津島村・今在家村・穗積村・新免村・轟木村・山の上村・櫻塚村・岡町村・熊野田村・福井村・岡山村・曾根村・服部村・長興寺村・野田村・牛立村・三屋村・島江村・菰江村・洲到止村・庄本村・島田村・小曾根村・濱村・長島村・北條村・寺内村・石蓮寺村・垂水村・榎坂村の九十二ヶ村たりしが、同年池田・上池田・下池田・中池田・西池田の五ヶ村を合併して池田村、東箕輪・西箕輪の兩村を合併して箕輪村、同七年六月櫻塚・岡町の兩村を合併して櫻塚村、八年上澁谷・下澁谷の兩村を合併して澁谷村と改稱したる爲め、差引七ヶ村を減じ

て八十五ヶ村となる。同八年十月境界畫定の爲め、今在家村の壹町五反壹畝九歩は兵庫縣川邊郡に出で、同郡の内壹反參畝九歩は當郡今在家村に入る。同十三年東畑・西畑の兩村を合併して畑村と改稱し、同十五年五月兩今在家村の一を南今在家村・二を北今在家村、兩轟木村の一を南轟木村・一を北轟木村と改稱し、同十六年一月九日櫻塚村を櫻塚・岡の兩村に、澁谷村を上澁谷・下澁谷の兩村に分ちしを以て、一ヶ村を増して八十六ヶ村となり、同年東稻・西稻の兩村を合併して稻村、同二十年十二月二十八日石橋・産所の兩村を合併して石橋村と改稱したる爲め、二ヶ村を減じて復た八十四ヶ村となり、同二十二年四月一日町村制の施行に際し、左記の如く一ヶ町・十五ヶ村・八十二大字となれり。

池田町

止々呂美村

上止々呂美
下止々呂美

細河村

中川原・吉田・古江木
部・東山・伏尾

秦野村

畑・上澁谷・下澁谷・
才田・尊鉢

箕面村

牧落・西小路・半町・
瀬川・新稻・平尾・櫻

櫻井谷村

柴原・内田・小路・南刀
根山・北刀根山・野畑

萱野村

東坊島・西坊島・稻・
西宿・今宮・芝・如意
谷・石丸・白の島・外
院

北豊島村

西市場・東市場・野・
玉坂・井口堂・北今在
家・北轟木・宮の前・
中之島・石橋・神田

麻田村

麻田・箕輪・走井

南豊島村

原田・勝部・利倉・上
津島・南今在家・穂積

豊中村

新免・南轟木・山の上・
櫻塚・岡町

熊野田村

中豊島村

福井・岡山・曾根・服
部・長興寺

庄内村

野田・菰江・庄本・洲
到止・島江・牛立・三
屋・島田

小曾根村

小曾根・濱・長島・北條・
寺内・石蓮寺

豊津村

垂水・榎坂

高領主及び石

徳川時代に於ては各藩領・預所・堂上家領・麾下の采地及び代官支配等に分屬せしめ、轉換頻に行

はれて其の未造に至りしが、其の未造に於ける當郡の石高は、參萬壹千四百九拾六石壹斗參升五合にして、各領管は左記の如くに分布せり。

麻田藩青木民部少輔重義領 參千七百九拾七石七斗四升六合

西箕輪村

壹百貳拾參石七斗八升四合

麻田村

七百貳石七斗參升四合

石橋村

四百四拾貳石五斗參升四合

玉坂村

四拾四石六斗五升

野村

壹百石七斗七升壹合

井口堂村

貳百七拾八石壹斗壹升壹合

東市場村

壹百七拾壹石貳升八合

中之島村

七拾石參升八合

産所村

壹百參拾八石七升六合

宮前村

壹百九拾參石九斗八升四合

轟木村

貳百參石四升壹合

今在家村

參百九拾貳石貳斗壹升六合

畑村

五百八拾石八斗四升五合

上澁谷村

壹百五拾石八斗四升

下澁谷村

貳百五石九升四合

半原藩安部攝津守信發領 參千九百貳拾參石參斗參升九合壹勺

利倉村

壹千九拾四石參升壹合

服部村

五百參拾五石九斗

櫻塚村

貳百參拾九石貳斗八升八合

半町村

四百貳拾壹石四斗八合五勺

曾根村

貳百六拾五石六斗貳合

野畑村

貳百四拾參石九斗八升六合六勺

小路村 貳百貳拾六石六升九合
 柴原村 參百拾五石五斗五升貳合
 南刀根山村 貳百五拾九石九斗九合
 飯野藩保科彈正忠正益領 參千貳百貳拾四石五斗八升四合

勝部村 九拾壹石參斗八升
 山之上村 八拾貳石七斗貳升參合
 轟、木村 壹百九拾石四升六合
 長興寺村 貳百壹石七斗四升八合
 寺内村 貳百貳拾八石壹斗四升
 濱村 貳百九拾八石六斗八升七合
 小曾根村 壹千四拾石六斗參升七合
 岡田藩伊東播磨守長齋領 參百貳石
 下止々呂美村 參百貳石

一橋大納言茂榮領 五千壹百拾六石六斗貳升壹合九勺
 原田村 九百參拾八石壹斗七升八合九勺
 神田村 壹千四拾八石參斗八升貳合

中河原村 貳百拾九石貳斗參升
 新稻村 壹百九拾四石九斗參升參合
 芝村 貳百七拾六石壹升四合
 西宿村 七拾八石貳斗壹升六合
 外院村 壹百六拾五石七斗九升參合
 白の島村 參百參拾壹石參斗四升七合
 西坊島村 貳百四拾四石四斗六升七合
 西稻村 九拾九石八斗貳升貳合
 如意谷村 壹百拾七石九斗六升四合

代官齋藤六藏支配地 五千參百拾八石九斗五升六合七勺

菰江村新田 拾參石五斗壹升六合
 洲到止村流作 八石壹斗參升七合
 庄本村 壹百七拾四石壹斗五升九合
 庄本新家 八拾四石四斗五升八合
 庄本島 參拾參石七斗八升七合
 島田村 壹百六拾壹石壹斗八升貳合
 今在家村 壹百六拾六石壹斗壹合
 上津島村 參百貳拾石壹斗貳升七合
 利倉村 七石九斗四升壹合
 穗村 壹千參百拾七石六斗七升

服部村 貳石壹斗貳升

原田中倉村 參拾四石壹斗五升七合壹勺

櫻塚村新田 六石九斗壹升貳合

東西箕輪村 貳拾六石四斗五升六合

野田・小島・西田・芝山・刀根山 貳拾六斗貳合

西池田村 貳百七拾五石四斗六升壹合

池田村流作 參石五斗六合

東山村 五百六石四斗九升五合

伏尾村 貳百六拾貳石八升貳合

平尾・牧・西小路 四石參斗五升六合

東畑村 參石九斗四升

平尾・西小路・牧・西小路・新田 四石五升

櫻村新田 參石壹斗貳升六合

野畑村 參拾八石七斗六升七合

内田村 貳拾參石五斗參升六合

曾根村新田 五斗貳升

櫻塚村 壹百七拾五石七斗參升八合

新免木村 八石八斗參升六合

才田村 參百參石四斗七升九合

上池田村 參百拾石五斗七升八合

上池田村の内字保分 壹百參拾九石四斗六升九合

木部村 貳百七拾參石四斗六升九合

吉田村 壹百參拾五石九斗五升參合

上止々呂美村 貳百貳拾四石貳斗七升壹合

上下灘谷村 五石八斗貳合六勺

半町村 壹石參升貳合

櫻村 拾五石九斗八升壹合

牧落村 壹石七斗六升七合

小路村 貳拾壹石參升四合

櫻井内田村 貳拾六石壹斗六升七合

柴原村 拾五石八斗九升

櫻井谷惣作 拾貳石八斗參合

長興寺村 四拾壹石四斗七升五合七勺

福井村新田 壹石壹斗六升壹合

垂水村 五拾九石六斗貳升九合

堂上九條家領 壹千石

池田村 參百石四斗八升

下池田村 參百拾四石壹斗貳升壹合

麾下大島伊豫守采地 壹千八百四拾參石七斗貳升九合四勺

牛立村 參百四拾貳石貳斗八升貳合

野田村 貳拾石七斗八升貳合

島江村 貳百貳拾五石五斗參升

島田村 拾壹石九斗七升

麾下森宗兵衛采地 壹千五百六拾石

板坂村上組 六百五拾四石七斗七升壹合參勺

南刀根山村 貳石貳斗參升

熊野田村 貳拾壹石參斗貳升五合

寺内村 拾參石八斗參升參勺

板坂村 拾四石壹斗七升貳合

中池田村 參百九石壹斗六合

西池田村 七拾六石貳斗九升參合

三屋村 貳百九拾五石參斗五升

菰江村 參百參拾參石五斗五升四合四勺

庄本島村 六百拾四石貳斗六升壹合

垂水村新料 九百五石貳斗貳升八合七勺

麾下青木九十郎采地 壹千四百五拾壹石四斗六升七勺
 櫻 村 壹百四拾壹石四斗八升參合七勺
 西小路村 參百貳拾貳石四斗參升參合六勺
 麾下船越柳之助采地 五百五拾五石八斗五升六合
 岡 山 村 貳百參石壹升六合
 西市場村 貳百貳石四升五合
 麾下船越主水采地 五百四拾八石六斗八升
 原田村東組 貳百四拾四石六斗貳升五合
 今在家村 貳百九石四斗七升
 麾下大島雲八郎采地 五百貳石七斗貳升五合貳勺
 洲到止村 參百六石四斗五升四合貳勺
 島 田 村 壹百五拾五石九斗七升四合
 麾下蒔田鐵太郎采地 四百貳拾七石八斗
 熊野田村 四百貳拾七石八斗
 麾下畠山飛彈守采地 四百拾四石九斗六升
 牧 落 村 六百六石九斗六升九合
 平尾村 參百八拾石五斗七升四合四勺
 今在家村 四拾九石五斗七升
 神 田 村 壹百壹石貳斗貳升五合
 走 井 村 九拾四石五斗八升五合
 庄本島村 四拾石貳斗九升七合
 勝 部 村 壹百參拾六石壹斗
 櫻塚村新料 六拾石

福 井 村 八拾參石八斗貳升
 走井村新料 壹百參拾五石四升
 麾下大島鐵太郎采地 參百石
 野 田 村 參百石
 麾下森左近采地 參百石
 榎 坂 村 參百石
 麾下鈴木庄左衛門采地 參百石
 原 田 村 參百石
 麾下渡邊鐘次郎采地 貳百貳石八斗
 尊鉢村西組 貳百貳石八斗
 麾下森檜之助采地 貳百石
 榎坂村下組 貳百石
 麾下渡邊半左衛門采地 壹百石
 尊鉢村東組 壹百石
 麾下渡邊幸之助采地 壹百石

尊鉢村北組 壹百石

麾下竹中萬壽藏采地 四石八斗七升六合

垂水村 四石八斗七升六合

各領地の統一及び區畫の變更

一橋大納言茂榮領及び代官齋藤六藏の支配地は、明治元年の初め新に御料となりて、櫻井遠江守・九鬼長門守の當分取締に移りしが、代官齋藤六藏の舊支配地は同年三月一日其の當分取締を解かれて兵庫裁判所の支配に換り、同年五月二十三日大阪府司農局の支配となり、同月二十四日九條家領及び麾下の采地全部も復た同司農局の支配に歸し、同七月共に北司農局に屬し、同二年正月二十日攝津縣の管轄となる。又一橋茂榮の舊領地は、同元年五月晦日同家藩屏に列し舊領故の如くせられたる爲め、兩藩の當分 締を解かれて同家の領に復し、同二年六月諸藩版籍を奉還して知藩事を置かれしかば、攝津縣及び麻田・半原・飯野・岡田・一橋五藩の管治となりしも、攝津縣は同年八月二日・一橋藩は同年十二月廿一日共に廢せられ、飯野藩は同三年十月四日土地を命せられて、其の管地は總て兵庫縣の管轄となり、同四年七月十四日の廢藩置縣に依り、兵庫縣及び麻田・半原・岡田四縣の管治たりしも、同年十一月十五日半原・岡田の二縣は廢せられて、岡田縣の管地は深津縣・半原縣の管地は額田縣の當分管轄となり、同年十一月二十日の大改革に依り、全郡初めて大阪府の統管する所となる。而して是れより先、攝津縣は其の管轄中、明治二年四月其の管内を分畫する所ありしも、其の全部は詳

ならず。兵庫縣は明治四年八月の區畫制定に際し、當郡の所轄地を第三十三區より第三十六區迄の四區に分ち、同五年五月大阪府に於て區畫の制定あるに及び、三區三十三番組に分たれ、同八年四月三十日には第十大區となりて三ヶ小區・三十三ヶ番組たりしが、同十年九月十八日小區内の番組は廢せらる。同十二年二月十日豊島郡役所部内となり、同月二十一日には二十二に分畫せられ、同十三年七月二日の毎町村制には、五十七ヶ村は獨立し、二十七ヶ村は例外に依りて六ヶ聯合を爲し、同十七年七月一日戸長役場管理區域の設定あるに及び、十七ヶ戸長役場を置かれて、同二十二年四月一日の町村制施行に至るまで繼續せり。

能勢郡

當郡は和名抄に「乃世」と訓せり。續日本紀元明天皇和銅六年九月の條に、「己卯、攝津職言、河邊郡致左佐村、山川遠隔、道路峻難、由是大寶元年始建館舍、雜務公文一准郡例、請署郡司、許之、今能勢郡是也」と見ゆるもの、是れ當郡の起原なり。即ち大寶元年川邊郡致左佐村に館舍を建て郡例に准じたるも、和銅六年に至りて當郡を爲せしを知るべし。里俗の傳稱にはいふ、丹波國の一部を割きて當郡を設けしものなりと。續日本紀延暦四年正月の條には「癸亥、攝津國能勢郡領外正六位上神人爲奈麻呂、居職匪懈撫民有方、於是詔授外從五位下」と見ゆ。延喜式島下郡に載せられたる走落神社は、當郡舊大園村にあり、同村は中古郡界の錯亂に依りて當郡に轉入したるものならん。慶長七年杉原村は丹

波國南桑田郡より當郡に入り、明治九年九月二十日宿野・大里・柏原の三ヶ村と丹波國南桑田郡上ヶ畑村とに係る國界、字南ヶ嶽・同高嶽より同恩返り上・同東タツの上に至る從來所屬不明の山反別六拾九町貳畝貳拾六歩六厘は丹波國の所屬となる。和名抄に能勢・雄村・枳根の三郷を載せ、後野間莊・倉垣莊・齊陀莊・枳根莊等の名あり。又其の東部諸村を東郷・西部諸村を西郷と呼ぶる、地勢上方位に依りて分ちし稱ならん。明治五年五月には吉川村・上余野村・下余野村・野間口村・川尻村・木代村・大圓村・西野村・中野東村・中野西村・地黄村・野間村・山内村・吉野村・倉垣村・杉原村・上田尻村・下田尻村・宿野村・大里村・柏原村・平通村・下田村・片山村・栗栖村・山邊村・天王村・山田村・長谷村・垂水村・神山村・今西村・森上村・平野村・稻地村・上杉村の三十六ヶ村たりしが、同九年前上余野・下余野の二ヶ村を合併して余野村、大圓・西野・中野西・中野東の四ヶ村を合併して切畑村と改稱したる爲め、四ヶ村を減じて三十二ヶ村となり、同十六年一月九日野間村を野間中・野間稻地・野間出野・野間大原・野間西山の五ヶ村に分ちたるを以て、四ヶ村を増して三十六ヶ村となり、同二十二年四月一日の町村制施行に際し、左記の如く七ヶ村・三十五大字となれり。

- 吉川村
- 東能勢村 余野・川尻・木代・切畑・野間口
- 東郷村 地黄・野間中・野間稻地・野間大原
- 歌垣村 倉垣・杉原・吉野・山内
- 田尻村 上田尻・下田尻
- 西郷村 宿野・柏原・下田・大里・片山・平通・栗栖
- 枳根莊村 山邊・天王・山田・今西・森上・長谷・平野・垂水・稻地・上杉・神山

領主及び石高

豊臣氏の時島津義弘其の數ヶ村を領し、慶長五年能勢頼次は其の數村を領し、十數ヶ村を預所と爲し、徳川氏に至り各藩領・預所・麾下の采地等に分屬せしめ、轉換頻に行はれて其の末造に至りしが、其の末造に於ける當郡の石高は、壹萬貳千六百五拾石六斗貳升八合にして、各領管は左記の如くに分布せり。

飯野藩保科彈正忠正益領 壹千五拾石五斗四升貳合

- 大里村 參百拾九石八斗八升參合
- 森上村 壹百六拾九石參升五合
- 今西村 壹百八拾九石六斗六升四合
- 長谷村 參百七拾壹石九斗六升
- 半原藩安部攝津守信發領 壹千壹百貳拾七石參斗貳升九合
- 山邊村 七百四石貳斗九升
- 栗栖村 貳百貳石六斗八升五合
- 神山村 貳百貳拾石參斗五升四合
- 高槻藩永井日向守直諒預所 六千五百七拾貳石六斗七升貳合
- 川尻村 參百四拾石壹升貳合
- 木代村 八百四拾五石參斗壹升壹合
- 上余野村 五百四拾四石壹斗參升八合
- 野間口村 壹百拾九石七斗參升參合
- 下余野村 五百參拾石壹斗九升四合
- 倉垣村 九百七拾九石八斗九合
- 吉川村 參百參拾石壹斗九升四合
- 山内村 參百六拾石八斗九升五合
- 吉野村 貳百拾九石八斗八合

各領地の統
一及び區畫
の整理

宿野村 七百貳拾九石壹斗七升七合
 柏原村 貳百參拾石貳斗四升貳合

平通村 壹百五拾參石四斗九升五合
 片山村 參百四拾七石九斗參合

下田村 壹百貳石壹斗五升七合
 平野村 壹百九拾壹石六斗壹升

稻地村 貳百四拾參石參斗八升五合
 天王村 壹百七拾四石四斗四升壹合

山田村 貳百九拾貳石五斗八升六合
 垂水村 壹百八拾貳石貳斗四升貳合

上杉村 壹百八拾五石五斗參升四合

麾下能勢日向守采地 參千貳拾八石七斗五升貳合

野間村 壹千參拾六石五斗貳升
 地黄村 八百八拾六石貳斗九升

下田尻村 六百參拾四石五斗
 上田尻村 四百七拾壹石四斗四升貳合

麾下能勢金之助采地 八百四拾六石貳斗六升參合

大圓村 八百四拾六石貳斗六升參合
 西野村
 中野東村

麾下能勢總右衛門采地 貳拾五石七升
 杉原村 貳拾五石七升

麾下の采地は明治元年五月廿四日大阪府司農局の支配に移り、同年七月北司農局に屬し、同二年正

新郡設置後
の町村異動

月二十日攝津縣の管轄に轉じ、同二年六月諸藩版籍を奉還して知藩事を置かれしかば、攝津縣及び飯野・高槻・半原三藩の管治となりしも、攝津縣は同年八月二日廢せられ、飯野藩は同三年十月四日七地を命せられて、其の管地は共に兵庫縣の管轄に轉じ、高槻藩の預所も同三年十二月二十四日同縣の管轄となり、同四年七月十四日の廢藩置縣に依り、兵庫縣及び半原縣の管治たりしも、同年十一月十五日半原縣は廢せられて、其の管地は額田縣の當分管轄となり、同年十一月二十日の大改革に依りて全郡初めて大阪府の統管する所となる。而して是れより先、攝津縣は其の管轄中、明治二年四月其の管内を分畫する所ありしも、其の全部は詳ならず。兵庫縣は同四年八月の區畫制定に際し、當郡の所轄地を第三十區より第三十二區の三區に分ち、同五年五月大阪府に於て區畫の制定あるに及び、二區十三番組に分たれ、同八年四月三十日には第十一大區となりて二ヶ小區・十三ヶ番組たりしが、同十九年九月十八日小區内の番組は廢せらる。同十二年二月十日能勢郡役所部内となり、同十二年二月二十一日には十三に分畫せられ、同十三年七月二日の毎町村制には、三十ヶ村は獨立し、二ヶ村は例外に依りて一聯合を爲し、同十年七月一日戸長役場管理區域の設定あるに及び、八ヶ戸長役場を置かれて、同二十二年四月一日の町村制施行に至るまで繼續せり。

かくて兩郡は一ヶ町・二十二ヶ村・壹百七十七大字を爲し來りしが、同二十九年四月一日本郡を設けられ、同三十一年六月一日より郡制を施行せられて自治の法人となる。

舊石高・反別・人口の現在町村

見稻簿に依れば、舊豊島郡は米參萬零五百七拾五石參斗九升四合・同能勢郡は同壹萬零貳百四拾六石壹斗七升四合と記せり。而して徳川氏の末造に於ける現在各町村の村高、及び其の以後に於ける反別・人口等は左に記する所の如し。

町村名	舊石高	明治九年改正有租地反別	明治九年一月一日現在人口	町村制施行當時の反別	町村制施行當時の人口	大正元年十二月末日現在人口	大正九年十月一日分調査の人口
池田町	一七三九・〇一七	二二一・三三三	五、二五九	五三三・四八元	五、九九三	七、六三	一〇、三三
細河村	一七三五・五七六	四三三・五二五	一、七七三	五八・一五〇	一、九〇五	二、六五	二、八六八
止々呂美村	五三六・七三〇	八三・七七一	五三九	九〇〇・六四三	六〇八	六八八	六五四
泰野村	一、六五二・八〇〇	三三三・九四四	一、三三三	三五八・四三三	一、三三三	一、九二	一、六四四
箕面村	二、五五九・三三	五五三・〇三二	二、二二	一、(五)・八三三	二、四二二	三、一三四	四、五一九
萱野村	一、九七三・三六三	五五五・五七三	二、二六〇	六八・七四元	二、二二二	二、六〇	二、五三三
櫻井谷村	一、八五〇・五九六	三六六・四二五	一、五六四	四七三・五四五	一、六四七	一、七六一	一、八六七
北豊島村	三、六五三・四一〇	三三三・二二二	一、九三	四三三・七三	二、〇一八	二、一四	二、四四六
麻田村	一、二八・四一〇	一八六・三二五	一、二九四	二二・三三二	一、〇四六	一、二五	二、〇三六
南豊島村	四、五・〇一〇	四〇一・〇一三	二、一四四	三六・九八七	二、四四六	二、九四三	三、六五二
豊中村	一、一〇三・〇三〇	二九・三三三	二、五〇四	二、五三〇	二、三六七	三、〇三〇	六、二一八
熊野田村	四、九二二	二七三・二九六	一、〇三	三三三・二二	一、一八八	一、五三七	一、六六

氏名	就任年月日	退任年月日	備考
中豊島村	一、三五・三三七	一、九三・九三六	一、五〇
庄内村	三、一三・六三三	三、七・八〇三	二、八三三
小曾根村	一、九〇〇・三三七	三、八・四八三	二、一三七
豊津村	二、二四・一七〇	三、〇一・五〇九	二、四七四
吉川村	三、一・二九	二、三・三三	五、八
東能勢村	二、六五・五二	七、四二・一八〇	二、二二
東郷村	一、九三・八〇〇	六、五二・三三三	二、一九七
歌垣村	一、五五・五三〇	四、一八・三五	一、七七
田尻村	一、一五・九三	一、八二・〇二	九、八
西郷村	二、〇五・五三〇	五、九七・七八一	一、八二
根根村	二、二二・一〇三	一、〇九・七三七	三、〇〇
計	四、一、二、七三二	九、七三・三三二	四、九、九八

歴代郡長

豊島郡役所

中村 正之 明治十二年二月廿一日 明治十四年一月六日 廢官

山村 保介 明治十二年二月廿一日 不詳
木村 重郷 同 十三年四月一日 明治十四年一月六日 廢官

豐島郡役所
木村 重郷 明治十四年一月八日 明治十五年十二月七日
藤井 千尋 同 十五年十一月七日 同 十六年五月十九日
熊谷 弘 同 十六年五月十九日 同 十六年七月廿三日
楠村 多信 同 十六年七月廿三日 同 二十六年五月卅一日
高山 節見 同 二十六年五月卅一日

郡長心得の所八月二日郡長となす

豐能郡役所
高山 節見 明治二十九年八月廿五日
相場 駒次 同 三十五年四月廿一日
有田 策郎 同 三十五年四月廿一日 同 四十三年十月廿八日
奥平 武次郎 同 四十三年十月廿八日 大正二年五月廿七日

木下 貞太郎 大正二年五月廿七日 同 五年十一月廿二日
竹内 實 同 五年十一月廿二日 同 九年一月卅一日
喜田 龜太郎 同 九年一月卅一日 現任

第一項 池田町

本町は古來豊島郡に屬し、もと秦下郷の内なり。上古は猪名里と唱へしが、吳服里と改まり、後更に伊居太の里と呼び、池田と訛し、分れて池田・上池田・中池田・下池田・西池田の五ヶ村となり來りしも、明治五年合併して池田村と稱し、同二十二年四月一日町村制の施行に際し、住民の過半は商估にして市街の形を爲し、普通村落と其の趣を異にするに依り、池田町と名づけ、同二十九年四月一日豊能郡に屬す。字地に宇保といへるあり、攝津志村里の條に「池田屬邑」と記せるは、此の字地を指せるなるべし。舊郷名は和名抄に「豊島郡秦下郷」と載せ、姓氏錄攝津國諸蕃に「秦忌寸、太秦公宿禰同祖、功滿王之後也」、又「秦人、秦忌寸同祖、弓月王之後也」と見ゆれば、秦氏の居りし所にして、秦上郷の稱と共に是れより起りしものならん。猪名里といへるは、猪名縣の地なるより起れるの稱にして、猪名の縣は上古海水の灣入せる入江に瀕せしかば、猪名海・猪名浦・猪名濱・猪名沖・猪名湊等の古詠も見え、其の内なる猪名の湊は本地にして、吳織・穴織の二女の着船せし所は唐船淵其れならんといふ。されば復た池田川にも猪名川の別名あるものならん。

猪名の里
海浦濱沖湊川
名名名名名

萬葉 しまかとりいなの浦曲をきくれば夕霧たちぬ宿はなくして 讀入しらす
夫木 千鳥なくいなの濱屋の明かたに管もる月の影てさひしき 覺圓法師

同 おもふ人ありもこそすれわすれ草おひけりゆかし猪名の中道 能因法師
同 湊風いたくな吹きそしなか鳥猪名野の海に船とむるとも 鎌倉右大臣
同 しなか鳥いなゝ海に船とめて小笹か原の風をまら見ん 隆房
萬葉 大船にあらしな吹きそしなか鳥いなゝの湊に船はつるまで 藤原為尹
千首 入船の猪名の湊にうかふなり芝山いつる秋の夜の月 藤原為尹
新後撰 風寒み夜つ更けぬらんしなかとりいなのみなゝに千鳥啼くなり 顯仲
千載 うきれするいなゝの湊にきこゆなり鹿の音おろす岸の松風 隆信
萬葉 かくのみ有けるものを爲名川のおくをふかめてわれおもへける 讀入しらす
六帖 千鳥啼くいなゝの河原を見つ時ばやまと戀しくおもほゆるかな 貫之
夫木 有馬山みれの嵐に月とえていなゝの河原に千鳥なくなり 伊弉
同 五月雨にいなゝの川岸水こえて小笹かほらわいつこなるらん 後法性寺關白

昔の海中、中頃の淵、今は田夫の啼くくらをなして夢となる、織女の歡樂の跡をおもふて、池田の唐船淵をよめる 鬼貫

棹のうた松の聲のみ蹴つゝみ

吳服里は一に吳織里とも書し、仁德天皇の御宇に當り、吳國より聘せし工女吳織・穴織を此の猪名の湊に居らしめて、廣く織縫の道を傳へしめ給ひしより此の名起り、今も南郊に吳織野の稱あり。後

伊居太の里

伊居多神社を河邊郡小坂田村より移し祭るに及び、社名に因みて伊古多の名出で、一に伊古太とも書せしが、前にも記せしが如く「イコダ」は「イケダ」と轉じて、遂に池田の里・池田村の名を爲し、幾多の舊蹟と名跡とに富めるの舊邑なり。夫木集にいふ、攝津國池田、又遠江國に同名ありと。

夫 本 そのかみの里は川瀬と成りにけり愛も池田の同じ名なれと

參議 爲相

同 いくさのあひみたれたるたつもの池田の里に雲をなしたつ、

兼 仲

郡の西部に位し、北方に池田山の翠緑を負ひ、東南西の三面は廣潤にして、田圃數里に連り、池田川の清流は西端を流れ、阪神急行電車は其の南部を東西に通じ、町名に本町・小阪前町・北新町・元新町・南新町・中之町・北山の口町・米山の口町・米屋町・榎屋町・大西町・寺内町・西の口町・槻木町・田中町・林口町・内田町・芝木町・甲ヶ谷町・建石町・上池田町・室町といへるあり。室町はもと外紙面・坊ヶ林・圓通寺・姫畔・兼田・九頭神等の字地なりしが、阪神急行電鐵株式會社の該區域を一團と爲して貸家を建築したる爲め、從來の字地にては郵便物の配附及び文通其の他に不便少からざるを以て、明治四十三年八月八日字を室町と改稱せしものなり。明治十二年二月十日豊島郡役所を會議所の跡に設置して、翌三月一日より開廳し、同十四年一月六日豊島能勢郡役所と改め、同二十九年四月一日より豊能郡役所となりて今に至るまで同郡役所の所在地なり。且警察署・區裁判所・郵便局・稅務署・師範學校を初の、銀行あり、會社あり、旅館・割烹店等に至るまで備はらざるものなく、貨物の集散最も頻繁を極む。殊に北方山間

池田山

(五月山)

の村落より出づる薪炭の如き、或は細河村の特産たる植木の如き、又近郊至る所産せざるなき蔬菜柑橘類の如き、皆此に集中して市場を開き、大阪・尼崎・西宮等に輸出せり。池田驛のありし所にして、古來清酒を醸造し、其の名は對岸の伊丹と共に天下に聞えしが、現下稍退歩の傾きあるも尙酒の産所たるを失はず。毎朝の股販邊販の市街稀に見る所にして、「在所なれども池田は名所、月に十二の市が立つ」との童謡を聞くは偶然にあらず。蓋し府下の名邑にして、復た郡内の都會なり。

池田山は一に五月山と稱す。攝津志には佐伯山は池田村の北にあり、今訛して五月山と呼ぶと記し、攝津名所圖會には、「實は佐伯山なり、今訛りて五月山といふ、又或書に曰、佐伯山は川邊郡猪名寺村にありとぞ、此所に山なし、愚案するに五月山と稱すること年久くして古詠多し、五月山・佐伯山一所二名なるべし、契沖は假名のつとへをまがへたるなりといへり」と記せり。思ふに此の地方は前記佐伯部の居りし所なるを以て、佐伯山の名起り、訛して五月山となりしものならん。名所歌集の如きも、五月山を一説佐伯山として攝津部に擧げたり。山は屹然高く聳え、老樹鬱蒼として天に參し、翠髮露を滴らし、本地の風景は山に依りて眉目を施せり。頂上には松樹疎々として盤舞し、近くは川邊・豊能の里落より浪華・尼ヶ崎の萬戸は呼應の裡にあり、遠くは南紀・淡州の遙翠悉く双眸に入り、雄景大觀いふべからず。山に愛宕の小祠ありて、佐伯部の祖神を祀り、七月二十四日に法會を營み、祠畔に數百の燈火を點じ、遠く之を望めば中天更に幾多の巨星を羅せしに似て奇觀を極め、呼びて池田の愛宕火とい

ひしと、蓋し照射より來りしものならん。山に古詠あり、左に其の少數を掲記せん。但し萬葉の歌は山名にあらずして、綠樹鬱蒼たる五月の山なり、其の他尙之に類するものもあるべし。

萬葉	五月山はなたち花にほととぎすかくろふときにあへるきみかも	讀人しらす
同	佐伯山卯の花もうしあはれわか子をとりては花ちりぬかも	同
新古今	さつき山卯の花月夜子規きけともあかすまたなかんかも	同
拾遺	五月山木の下闇にともす火は鹿の立ちとのしるへたりけり	同
新千載	照射する五月の山の青つゝらくるゝ夜毎に鹿やなくらん	津守國助
古今	さつき山木すゑを高め時鳥なく音そらなる戀もするかな	紀貫之
新拾遺	五月山弓杖振立て燈す火に鹿やはかなく目をあばすらん	崇徳院
堀川百首	五月山みれ立つ鹿も心せよともしのせなも亂れ入るなり	藤原公實
同	雲間なき五月の山の木の下は照射するにせ星も見えける	國信
月清	五月山ともしに洩れしさを鹿の秋の思に身をほららん	藤原良経
夫木	さつき山あめに雨そふ夕かせに雲より下を過くるしら雲	同
同	杜鵑たつねに行かん五月山卯の花陸に鳴かすしもあらし	雅重
新六	五月山雲ははれれとほととぎす卯の花月にさやかにそ鳴く	藤原知家

山の南麓に池田城址あり、其の地は俗に城山と呼ぶ。東西壹百五拾間・南北六拾間・周圍拾餘町に

池田城址

して回字形を爲し、西南の低き所を堀と字せり、蓋し濠址ならん、城は池田氏の據りし所にして、建武の頃に池田教信なるものありしといへども、其の後の沿革明ならず。應仁・文明の頃に池田筑後守充正ありしが、永正五年四月十日細川高國上洛し、同月廿七日前將軍足利義植泉州の堺に着津、大内義興・畠山卜山を初めとし、年來味方に加はりし西國の諸大名を従へて攻上り、畿内近隣の諸大名先を争ひて降参しけるに、當城主池田筑後守貞正のみは細川澄元の味方を變せずして楯籠りしかば、高國は中務丞細川尹賢を遣はし、五月上旬より攻めしめけるに、數回切て出で寄手を破りたるも、後詰なく兵糧も盡きければ、一族池田遠江守は降人となりて出で、残れる軍兵は出で、寄手の勢を追拂ひ、城中に引返して、五月十日筑後守貞正を初めとして一族七十餘人腹を切り城に火を懸けて焼き捨てしが、同十五年八月二十三日大内義興本國周防に歸りて洛中の無勢なるに乗じ、同十六年の秋四國にありける細川澄元・執事三好入道希雲に廻文して味方を催せるに及び、筑後守の嫡子池田三郎五郎は時を得たりと喜び、有馬郡田井に勢揃へせる所に、高國方なる川原林對馬守正親・池田民部丞・鹽川孫太郎の夜討に來れるを逆襲して、其の三十餘人を討取りければ、澄元に感悅せられて豊島郡を與へられ、且池田彈正忠と稱せしめらる。細川高國は丹波・山城・攝津の味方を催して同年十一月二十一日京都を發し、當城に着きて越水城の後援を爲せしも、諸方の戦に敗れ、翌十七年二月陣所を忍び脱けて江州に落行き、六角定頼其の他の味方を得て京都に攻め入り、同年五月三好入道希雲自害し、翌六月澄元も阿波に死去

し、高國管領となりければ、池田彈正忠もいつしか其の配下となりしものならん。大永六年高國に叛きし丹波の波多野備前守・柳本彈正忠退治の大將右馬頭尹賢に従ひて出陣せしも、波多野備前守が甥なるのみならず、元來四國の味方なるを以て、俄に裏切りて討手の退路を遮れり。享祿三年の秋細川高國・浦上掃部助村宗、晴元退治として當國に發向しけるに、晴元方なる伊丹城は翌四年二月二十八日敵の有となりて、城主高島甚九郎は當城に入り、寄手勝に乗じて同三月六日より當城を攻めけるに、城主筑後守久宗は脆くも一日に攻落さる。天文元年八月五日晴元と不和になりし一向宗の一揆は、當城に押寄せて撃退せられたるも、其の後一揆の騷動甚だしかりしかば晴元は淡路に避け、翌二年四月六日の夜歸帆して當城に落着き、多勢を催して同月二十九日出發して堺に赴けり。同十年晴元の執事三好孫次郎範長(長慶の
前名)の當國多田庄一藏谷城に籠れる鹽川伯耆守政年を攻むるに従ひしも、同十五年九月細川氏綱方に一味しければ、晴元・範長方の諸將は同月十日當城に攻め寄せ、市場に放火して尼ヶ崎城に去る。同十六年五月晴元・細川讃岐守・畠山總州の勢は芥川城を圍みて同六月二十六日之を取り、餘勢を以て當城を攻めんとせしも、筑後守は三好宗三の掎なるを以て差置かれしが、同十七年四月三好長慶と遊佐長教との和睦成り、筑後守は晴元方に参りたるに、縁者を離れて敵方なりしは其の罪遁れ難しとて、同五月六日京都に於て晴元より誅せられしも、其の子は正しく宗三の孫なればとて遺跡に相違なからしめ、其の子を宗三に預け置かる。同十七年宗三と長慶の間破るゝに及び、當城は二

派に分れしも、宗三方は追出されて長慶方のみとなる。長慶歿して三好三人衆と松永久秀と不和になり、永祿九年二月松永の畠山高政を大將として堺津に入り、三好三人衆の三好義長を大將として同所に寄するに際し、當城主池田筑後守勝政は一大事の軍なりとて、留守居に少數を残し惣勢を拂つて出陣しければ、三人衆は感悅せしといふ。同十一年九月織田信長の足利義昭を扶け大兵を率ゐて當國に出陣せるに驚き、諸方風を望んで降りけるに、池田勝政のみ三好氏との誼を重んじて降らざりしかば、同月晦日信長は當城に攻め寄せ、勝政能く防ぎ戦ひ、寄手の梶川平左衛門以下十餘人を討ち、百人餘に手負せしめしも、小勢力盡きて降りけるに、其の儘池田に安堵し、二千貫を加領せしめられ、ついで和田伊賀守・伊丹兵庫頭との三人に當國を分ちて三守護とせられければ、池田氏の勢威従前も加ふ。同十二年正月五日の京都本國寺の變に赴援し、同十三年伊丹兵庫頭と尾州より三頭の加勢を請ひ、同年八月朔但州の山名一家を攻めて過半打從へ、又公方の命に依りて同年十月和田伊賀守・伊丹兵庫頭の三人と赤松上總介に加勢の爲め播州に下り、赤松の臣浦上を討ちて殺せしが、元龜元年三好衆の野田・福島に據らんとするに際し、同族間に不和のことありて、勝政は六月十八日池田豊後守・同周防守を誅せしかば、残れる同族のもの立腹し勝政を追出して其の子直正を立て、四國に使を遣はして三好家の味方となり、同年の夏三好日向守入道北齋の子兵庫助當城に入る。同八月九日淡路國人等安宅甚太郎一味のもの伊丹に寄せければ、池田勝政は伊丹方に加勢し、其の勢百餘騎伊奈寺に打て出でけ

るに、淡路衆と勝政に背きし池田衆のものとも百騎ばかり出で来りて高島に戦ひしも、淡路勢打負けて尼ヶ崎に入る。然るに野田・福島に向へる信長方の寄手勢日に加はりければ、三好兵庫助は當城にあるの心細くやありけん、九月三日俄に城を明けて福島に逃げ入り、勝政も信長の寄手に加はりしが、同四年七月十七日足利義昭の眞木島に敗るゝや、信長は勝政を公方の近臣にて自家に隨はざる者となし、伊丹親興と共に退治せられ、攝州は荒木村重に與へらる。かくて池田氏の一族は荒木村重に屬し來りたるも、天正七年同氏の没落と共に滅べり。

吳服神社は宇室町の南方兼田にあり、吳織姫及び仁徳天皇を祀れり。もと秦下社と號せしが、後吳織社と呼び、更に吳服大明神と稱し來りしも、明治維新後に至りて今の社名に改めらる。俗に下の宮といへり。往時より境内は除地となり、延寶六年の檢地帳にも壹町七畝拾歩を除地とせり。今は壹千壹百拾貳坪にて、樹木繁茂せり。本殿は慶長九年十一月豊臣秀頼の片桐東市正且元を奉行として造營せしめたる古建築にして、春日造檜皮葺なり。外に拜殿・神饌所・神輿庫・繪馬所・寶庫・神門・社務所等を存す。末社に兩皇大神社・松尾神社・大國主神社・天石門別神社・九頭神社・稻荷神社・稻倉魂神社・猪名津比古神社あり。本地の産土神にして、元祿八年九月八日の新檢高反別改帳に、下の宮の御供米八斗五升と見ゆれば、祭祀料として寄せられたりしものならん。明治丑年村社に列し、同九年四月更に郷社に昇格、同四十年二月神饌幣帛料供進社に指定せられ、同四十年七月五日字本町

吳服神社

の無格社事代主神社(事代主大神)・字内田町の同天満神社(菅原道真)を合併して境内末社とす。此の境内末社となりし天満神社は、もと天神社と呼ばれ、創建の年月は詳ならざれども、其の境内は文祿三年淺野彈正の檢地以前より除地となり、延寶六年の檢地帳にも除地九畝九步天神社境内と載せらる。社寶中吳織姫の木像は優秀の作にして、美術の參考たるべきの鑑査狀あり。外に後醍醐天皇宸筆の神號及び神號額・多田滿仲寄附の九頭龍角・片桐且元寄附の宗近作大笹葉鎗穂等あり。舊社なるにも拘らず其の割合に社寶の多からざるは、猪名川に沿へる低地なるを以て水害を蒙りしことの多かりしと、且火災盜難に罹りたるに依れりといふ。氏地は字槻木町・田中町・林口町・内田町・室町の全部、西口町・本町・荒木町の一部、例祭は十月十八日にして、夏祭は七月十八日に行はる。

片桐東市正且元の上棟文

奉再興吳服大明神社壇一字、恭惟吳姬之素質、翠髮清而帶寶簫之露青衣結而騰祥雲、然軸體不遠萬里之滄波而來也、仁王第十六世應神三百五十林種初十童着遊戯内攝州難波浦焉、後年端居于豐島郡池田、故號於吳羽矣、尤堪憐梭之感藝晝夜不忘、自此織羅綾羅穀而奉獻納帝王、帝王僥倖而甚好之久矣、衆人僉曰吳服貢精盡美矣又盡善矣、仁德帝亦嘗頌而令置其職、諸佛諸神惠之放光照所織機上以繼晷、故晝夜不忘、自此吳綾越羅充足于華夷之濫觴也、帝王感應之餘却後諡號吳服大明神、口愛加守護者大日尊王、神合正、中本如吉低稅觀音大十若海、醫王山藥師如來、所謂四序循環而皆依舊昭々諸心目正神如在者、願在于茲矣、伊丹親興、伊丹親興始居指田自應神三百五十至慶長第九百一凡一千三百三十五年者乎、吁壞宮荒殿亦宜矣、夫因茲奈內大臣豐臣朝臣秀頼公有欲再興

宮社之志、片桐東市正且元欽奉欽旨（片桐東市正且元欽奉欽旨）廻開寶藏而命梓匠、以權量金銀運送玉白如泥沙、則碧瓦失張之修飾不測日運圓成者也、於是其願既滿衆望亦足、專祈 聖躬康寧、壽算綿延、家國太平、武運長久、子葉孫枝稠繁榮、四時無一點之災、八節有大來之慶、次覽時清道泰、雨順風調、災障不生、萬民安穩、火盜潛消、九州之内四海之外信之、近者悅遠者來矣、矧又遠方異明之士族、官船商舶、稱載財帛而輻湊難波浦者必矣、常樂常安至祝至禱、

昔慶長第九曆甲辰霜月吉辰

片桐東市正且元 在判

神主 服部河内守貞家

奉行 牧 新 介清鏡

同 藤林與左衛門守吉

大工 龜屋與左衛門正吉

伊居太神社

伊居太神社は小阪前町池田山の半腹にあり、穴織姫及び應神天皇・仁德天皇を祀れり。延喜式内の神社にして、式には載せて川邊郡にあり、即ち同郡小坂田村に鎮座ありしを、後當所に遷座しまゐらせたるものなりといふ。文和三年十一月十三日同村人民の請に依りて、穴織の末社を同村に移して伊居太神社と稱せしめて御旅所となしたるは、此の縁あるに依れるならん。もと秦上社と號せしが、其の伊居太神社と稱せしは何れの時代よりなるか詳ならず。當所に移りて穴織社と呼び、更に穴織大明神と稱し、明治後に至り伊居太神社の舊稱に改めらる。俗に上の宮といへり。往時より境内は除地となり、

延寶六年の檢地帳にも貳町七反貳畝拾歩を除地とせり。今は貳千五百六拾六坪にして、石礎數十級の上において樹木森然、百鳥囀れり。本殿は檜皮葺千鳥破風造にして、拜殿・神饌所・寶庫・唐門・大門・小門・井戸家形と共に、慶長九年十一月豊臣秀頼の命に依り、片桐東市正且元奉行として造營し、文化十四年修繕を加へ來れる古建築なり。外に神輿庫・納札所・社務所等を存す。末社に大神宮社・松尾社・國常立社・住吉社・嚴島社・稻荷社・猪名津彦神社あり。猪名津彦神社は慶長十七年境内に神籬を建て、阿知使主・都加使主を祀りしに、文化十二年宇保の稻荷神社即ち猪名津彦神社の床下より現れたる窟石の割を以て廟を築き、其の神骨を收めて猪名津彦神社と稱したるものなり。而して社は本地の産土神にして、元祿八年九月八日の新檢高反別改帳に、上の宮の御供米八斗五升を記すれば、祭祀料として寄せられたりものならん。明治五年郷社に列し、同三十九年五月二十四日細河村大字東山字姫宮の無格社姫宮神社（詳不）を末社松尾社に合祀し、同四十年二月神饌幣帛料供進社に指定され、同四十年十月廿四日秦野村大字下澁谷字中宮尾の村社穴織神社（穴織姫・應神天皇・仁德天皇）・同村同大字字西宮尾の無格社吳服神社（吳服姫・仁德天皇）、同四十年七月五日本地字宇保の村社稻荷神社（宇賀御魂命）を本社に合祀せらる。合祀社中穴織・吳服の兩社は、下澁谷村人民の請に依り、前記川邊郡小坂田村と同じく文和三年十一月穴織・吳服の兩末社を同村に移せるものに係り、稻荷神社は舊猪名津彦神社にして、阿知使主・都加使主を祀り、下坂神ともいひ、當社及び吳服神社と共に社殿を造營せられし舊社なりしが、

慶長九年秀頼の兩社建宮の際、翌年送りとなりて其の儘果されざりしを以て、社殿等荒廢し、猪名津彦社の稱はいつしか没して稻荷神社と呼ばれ、俗に宇保の稻荷と稱して、其の境内は文祿年間以前より除地となり、延寶六年の檢地帳にも除地參畝拾九步稻荷大明神境内と記せり。然るに文化十二年に至り神祠の大破せるを普請せんとして、社殿の床下に三疊半許の石ありしを以て、之を掘りしに、地下になるに従ひて漸次大くなり、六疊位の窟爲し、窟内なる壺の割と思ほしきもの、中に赤き土の如きものあり、神骨現れれば不淨のものなりとてほとりの藪に捨てけるを、當社の社司之を耳にし走せ行きて檢視したるに、赤土にはあらずして往古の朱なりしかば、其の神骨を拾ひあげ石窟を其の儘に置くべきことを談じたるも、里民は其の窟石を賣却して社殿修復の資に充てんとて諾せず、窟石を割りて賣却せるを以て、同社司は其の幾分を買取り、猪名津彦の神籬に廟を築き、神骨を納めて末社猪名津彦社を建てしは已記の如くにして、里民は其の賣却代金をも費用中に加へて社殿を修復し來りしといふ。社務所の側に頼光松あり、頼光の大江山の凶徒退治に赴かんとして、當社に詣でしとき植ゑしものなりと傳へ、舊樹は二丈餘の大木なりしが、天保七年二月十五日の大風に倒れしを以て、今の木は後に植繼ぎしものなり。社寶中穴織姫の木像は其の作優秀にして、美術上參考たるの鑑査狀あり。後醍醐天皇宸筆の社號・大納言資矩卿寄附の御柏原天皇初め十代天皇の宸筆、及び諸公卿染筆の色紙三十六葉・折本奉帖・宸翰入千體和歌卷物・源頼光大江山發向願文、其の他の多くを所藏せり。

氏地は字北新町・元新町・南新町・米屋町・中之町・柳屋町・大西町・小阪前町・寺内町・北山の口町・米山の口町・甲賀谷町・建石町・上池田町の全部、本町・西の口町・荒木町・宇保町の一部、及び秦野村大字下澁谷にして、例祭は十二月十三日、夏祭は七月十七日を以て行はる。

源頼光大江山發向の願文

歸命頂禮、當社爲郡部比古大明神者、本朝弓道之太祖、田村將軍之鼻祖、阿智王漢皇著弓傳來吾朝、應神・仁德・履中三皇之稱良臣、而國家鎮衛之靈神也、臣等適詣于此瑞籬之影、殊奉祈請之旨趣者、爰頃年丹州前後之間、在甞道成就之者、徒憐人民、恣亂國家、是佛法之怨王法之敵也、頼光荷生於弓馬之家、適應於朝廷之機、方赴於千丈惡鬼之窟窟、忽於當社拜和光之神殿、機感之純熟既現、開戰之勝利何疑、偏酬曩日之歸依、且憐今時之丹誠、神祇社稷廻於擁護之眸、懇誠早酬、感應適至、豈莊嚴於社頭、奉供米於寶前、施神德於四海、傳王法於萬代、丹祈有誠、冥慮勿誤、仍祈請如件、敬白

正暦元庚寅歲三月

勘解由判官 浦邊 秀 猛
右京權大夫 藤 原 保 昌
右馬 權 頭 源 朝 臣 頼 光 花 押

兩社緣起

兩社は其の勸請及び由緒を同うし、仁德天皇御宇の創建なり。社の緣起にいふ、神功皇后の三韓征討以來彼の國よりの朝貢斷えざりしも、應神天皇は思ひ給はく、我國神代より蠶を養ひ糸を績ぎ布を織るの道あるも、機織の術精しからず、今吳國に其の名手抄からずと聞く、宜しく速に之を召して其の

術を盛にすべしと。是に於て即位三十七年の春二月阿知使主・都加使主の二人を使者として吳國に遣はし、織縫の工女を求めしめ給ひしに、阿知使主等先づ高麗に渡り、吳に達せんとして道を知らず、道を知れるものを高麗王に乞ひけるに、高麗王より久禮波・久禮志の二人を導者として添へられ、遂に吳國に到るを得、吳王より工女兄媛・弟媛・吳織・穴織の四人を贈らる。吳を和訓に「くれ」といふは、久禮波・久禮志二人の名に象りて之を稱せるものにて、古は喜びあれば以て物に名づく、忘れざるを示せるなりといふ。依て阿知使主等は其の四婦女を率ゐて、同四十一年春二月筑紫に着したるに、胸形大神の乞に依りて兄媛を大神に奉り、他の三女を伴ひて津の國の武庫の浦に着きけるに、折しも天皇崩御ありしかば、阿知使主等は大に驚き、猪名海なる川邊郡小坂田村に舟を泊し、阿知使主は皇都に赴き、都加使主は工女を護して舟にありしに、風烈しく波高かりしを以て、竟に舟を猪名湊に繋ぎて皇都の命を待ちしは、即ち後の唐船淵是れなり。かくて阿知使主は六月十日難波宮に使命を奏し、仁徳天皇に三女を獻せり。之に依り朝廷其の功を賞して、猪名湊の地を二人に賜ひしかば、此に機殿を建て、二姫を入らしむ、二姫は吳織・穴織の二女なり、弟媛のことは詳ならず。依て二姫は晝夜怠りなく機織を勤め、裁縫を専らとし、阿知使主等は手人の諸國に居る者をして蠶を養はしめて其の料に充て、綾錦を織らしめて奉りければ、天皇も殖産の道に心を留めさせられ、天下の婦女をして其の術を學ばしめ給ひ、是れより織縫の術大に進めり。二姫は朝夕機織に従事し曾て燈油を費さず、終始

一貫倦まず怠らずありしが、同天皇の七十六年九月十七八の兩日に相ついで長逝せり。吳織姫は百三十九歳にして穴織姫は百三十六歳なり。依て吳織姫の屍を梅室に收め、穴織姫の屍を姫室に收めて葬りしに、天皇其の功を思召し給ひて、翌七十七年十一月十三日社殿を建て、其の靈を祀り、吳織姫の社を秦下社と稱し、穴織姫の社を秦上社と稱せしめらる、是れ兩社の濫觴なり。然るに二姫を率ゐ來りて此の地に機殿を建て、織縫の業に貢獻したる都加使主は、是れより先、同天皇の三十一年四月十日に歿して屍を紵績岸(津鉢村の地)に埋め、阿知使主は反正天皇の三年四月八日百五十二歳を以て逝きければ、屍を紡績窟(宇保の地)に葬り、同四年十一月其の靈を祀りて猪名津彦神と諡し、其の孫漢忘奴手直を秦上社に附して猪名津彦社を兼知せしめ、弟波多島直を秦下社に附し、各秦の姓を賜ひて祭主となさしめらる。三社とも代々の崇敬甚だ厚く、桓武天皇は延暦四年十一月勅して三社の社殿を再營し、且秦上社の相殿に應神・仁徳の兩天皇を、秦下社の相殿に仁徳天皇を祀らしめられ、清和天皇貞觀元年十一月宣旨ありて三社を再興し、圓融天皇天祿二年九月に至り鎮守府將軍多田滿仲三社を修復し、文治三年十一月源賴朝社殿を修造し、正中二年十一月三十日後醍醐天皇は宸翰に成れる穴織大明神・吳服大明神・稻名津彦大明神の額を下賜あらせらる。曆應二年十一月足利尊氏三社の社殿を再建し、慶長九年十一月豊臣秀頼は其の臣東市正片桐且元を奉行として穴織・吳服兩社の社殿等を再建せり、兩社現在の社殿等即ち是れなり。文政二年二月有栖川宮の御祈願所となりて、令旨を下し、且御寄附

らせらる。以後の沿革等は已に記せし所の如し。而して兩社は前記の如く密接の關係あるを以て、其の祭祀の如きも往時より前日に伊居太神社の祭禮を行ひ、翌日吳服神社の祭禮を行ふを例となし、今尙然り。其の儀式は莊嚴にして、市中の賑ひいはんかたなし。昔は正月十四五の兩日は町毎に綱を製して綱引を爲し、其の長さは二百餘間にも及び、近郷近在よりも老弱男女集ひ來りて雜鬧し、立錫の餘地もなかりしといふ。

日本書紀 應神天皇二十年秋九月、倭漢直祖阿知使主、其子都加使主、並率己之黨類十七縣而來歸焉、

同 同三十七年春二月戊午朔、遣阿知使主・都加使主於吳令求縫工女、爰阿知使主等渡高麗國欲選于吳、則至高麗更不知

道路、乞知道者於高麗、高麗王乃副久禮波・久禮志二人爲導者、由是得通吳、吳王於是與工女兒媛・弟媛・吳織・穴織四婦女、

同 同四十一年春二月甲午朔戊申、天皇崩于明宮、時年一百一十歲云云、是月阿知使主等自吳至筑紫、時官形・神乞工女

等、故以兒媛奉於官形大神、是則今在筑紫國御使君之祖也、既而率其三婦女以至津國、及于武庫而天皇崩之、及、即獻于大鷦鷯

尊、是女人等之後今吳衣縫・蚊屋衣縫是也、

吳織・穴織二姫の居住して機織裁縫に努めし所なるを以て、二姫に關する舊址は所在に散點せり。

即ち吳服神社の東方なる田圃の間にある染殿井は、二姫の此の水を汲みて糸を染めし井なりと傳へ、今は水涸れて小高く土を盛り、上に染殿井と刻せる標石を建てらる。其の附近なる田野は吳織野と呼ばれ、字地に織殿といへるあり、二姫の絹を織り初めし織殿の舊跡なりと。絹掛松は東方秦野村大字

染殿井
吳織野
織掛松

星御門の址

舊星宮神社

梅室・姫室

畑の北なる秦山の山頂にあり、二姫の染糸を掛けて干せし木なりと。建石町民家の前庭に星御門の跡あり、二姫の闇夜に燈を點せず、機に就きて織を努め、椅に依りて衣を裁せし時、衆星降り來りて織縫の殿を照し、恰も白晝の如くなりしを以て此の名ありといふ。其の星を祭りし星宮神社は字鹽塚垣内にありしが、明治四十一年九月三十日廢社せられて今はなし。而して吳織姫を埋めし梅室、穴織姫を葬りし姫室と傳ふる二塚は、共に吳服神社の馬場光附近にありて、孰れも拾四五間の周圍を有し、姫室は東に梅室は西に並びて、元祿十年二月の地圖にも見えたりしが、民家建設の巷となり、且先年阪神急行電鐵株式會社の軌道線路に當りしを以て、同會社の請に應じて吳服神社の所管に屬する梅室は、明治四十二年七月同社の北西四拾間許の所に移し、伊居太神社の所管に屬する姫室も同年十二月之を其の境内に移せり。其の名は上古にありては「くれむろ」あやむろ」と稱せしを、後梅室・姫室と轉稱せしものならんといふ。之を移轉するに際して發きたるに、梅室よりは古鏡三面及び土器の破片數多出でければ、舊墳通りの封土を築き石棺に納めて之を埋む。其の古鏡は頗る古色を帯び優雅掬すべきものにて、撮影せられて吳服神社にあり。又姫室よりは徑二寸許なる素焼の土器を出せりと。

論 曲 吳 服

元 清 作

ワキ次第「道の道たる時とてや、國々ゆたかなるらん、」「そもそも是は當今に仕へ奉る臣下なり、我此間には攝州住吉に參詣申して候、又是より浦つたひし、西の宮にまゐらばと存し候、」互住の江や、のとき浪のあさか濁、玉藻かるなる海士人の、道も

第三篇 國郡市町村志

第一章

攝津國

第五節

豊能郡 池田町

一一〇三

すくなる難波かた、ゆくへの浦も名を得たる、吳服の里に着にけり、

シテ「これくればとり、綾の衣の浦里に、年経て住むや海士少女、ツレ立ちよる涙も白糸の、ニハ機織り添ふる音しけし、シテ「是は津の國吳服の里に住みて久しき二人の者、ニハ我此國にありながら、身は唐土の名にしおふ、女工の昔をおもひいつる、月の入るさや西の海、波路はるかに来し方の、身は唐人の年を経て、ニハ吳服の里までも、身に知られたる名所かな、歌「是もかしこき御代のため、送り迎へし機物の、大和にも織る唐きぬの管みを、今しきしまの道かけて、言の葉草の花までもあらはし、きぬの色そへて、心をたく紫の、袖も妙なかさしかな、

ワキ「さて我此松原に来て見れば、やことなき女性二人あり、一人は機を織り、今一人は糸を取り引き、たかひに常の里人とは見え給はず、そも方々はいかなる人ぞ、ニハはつかしの里はなれる松原の、うしほも曇つ夕月の、影にまされて浦浪の、聲にたくへて機物の、音きこえしと思ひしに、知られけるかや恥つかしや、ツレ何をか包み給ふらん、其身は常の里人ならて、此松原に隠れ居て、はた織り給ふは不審なり、いかさま名のり給ふへし、シテ「これは應神天皇の御宇に、めてたき御衣を織りそめし、くればとりあはとりと申し二人の者、今又めてたき御代なれば、現にあらはれ来りたり、ツレ不思議の事を聞くものかな、それは昔の君か代に、唐國よりも渡されし、あつ織り二人の人なるか、今現在にあらはれ給ふは、何といひたる事やらん、シテはやくも心得給ふものかな、まつ此里を吳服の里と、名つけてめしも何故ぞ、我此所にありし故なり、ツレまたあはとりとは機物の、糸を取り引く工ゆる、綾の紋をもなす故に、あはとりとは申すなり、シテくればとりと機物の、糸引く木をはくればと云へば、吳服取る手によそへつゝ、くればとりと申すなり、ツレこれは二人の名によせて、シテくればとり、ツレあはとりとは申し傳へたり、ニハ然ればわれらは唐人なれば、やまと詞は知られとも、シテくればとりあやに戀しくありしかば、二村山とよみし歌も、ふたりを思ふ心なり、兼くればとり、怪み給ふ旅人の、御目の程はさすかけに、名にしおふ都人の、所から

唐人と、われらを御覽せらるゝは、實にかしこしや善き君に、つかふる人やありかたや、ツレ綾と云つば、もみこし郡の地より織りそめて、女工の長さ管みなり、シテしかるに神功皇后、三韓をしたかへ給ひしより、兼和異朝の道ひろく、人の國まで靡く世の、我日の本はのとななる、御代の光はあまねくて、國宮み民はゆたかなり、シテ東南雲をさまりて、西北に風靜かなり、ツレ應神天皇の御宇かとよ、吳國の勅使此國に、はしめて来り給ひしに、綾女糸女、女婦を添へ、萬里の滄波を凌ぎ来て、西日影のこりなく、吳服の里に休らひ、連日に立つる機物の、錦ををりくくの、綾の御衣を奉る、勅使奏覽ありしかば、叙懸ことにはなはたし、それより名つけつゝ、衰麗の御衣の紋、いと名も名たかき、山鳩色をうつしつゝ、けしきたつたり雲鳥の、羽ふさふたゝ綾となす、いともしこかりけり、シテしかれば萬代に、ツレ絶えぬ御調るへしと、御定めありしより、吳服の文字をやはらけて、くればとりあはとりと、名つけさせ給へば、年か迎へて色をなす、あやの錦の唐衣、かへすくも君か袖、古きためしを引く糸の、斯かる御代めてたき、

ロンギ「これにつけても此君の、めてたきためし有明の、夜すから機を織り給へ、シテ「いさくさらば機物の、錦を織りて我君の、御調に備へ申さん、地「げにやみつきの数々に、錦の色は、ニハ小車の、兼丑三の時すき、あかつきの空を待ち給へ、姿をかへて来らん、さらばといひてくればとり、あはとりは歸れとも、鶏はまた鳴かすや、夜長なりと待ち給へ、夜ながくとても待ち給へ、ツレうれしきかないささらば、此松原に旅居して、風も嘯く寅の時、神の告をも待て見ん、

シテ「君か代は天の羽衣まれにきて、撫つとも盡きぬ巖ならなん、千代に八千代を松の葉の、散り失せずして魚は猶、正木のかつゝ長き代の、ために引くや綾の紋、曇りさりける時とかや、地「此君のかしこき世そと夕浜に、聲立てそふる機物の音、シテ「錦を織る機物の内に、想思の字をあらはし、衣うつ砧の上に怨別の聲松の風、又は磯う浪の音、地「しきりにひまなき機物の、シテ「取るや吳服の手繰の糸、兼我取るばあやば、シテ「踏木の足音、兼さりにたりちやう、シテ「きりにたりちやうと、兼惡

兼好法師假居の址

兼好法師の聲なれや、けに織姫のかさしの袖 思ひ出たり織女の、たましく逢へる旅人の、夢の精靈は幢善障も、影向なりたる夜もすから、寶の綾、織りたてく、我君に捧げもの、御代のたらしの二人の織姫、吳服あやばのとりくくに、くればあやはのとりくの御調物、そなふる御代こそめてたけれ、

兼好法師假居の址は、伊居太神社の東部竹林中にあり、遺跡の見るべきものなきも、一株の老松ありて兼好松と呼ぶ。法師は已に記せしが如く、東成郡天王寺村大字阿部野にも其の古蹟なりといへるものあり。其の彼に行き此に來りし年月は明ならざれども、阿部野に居りて後此に來りしものなりといふ。其の諸國遍遊中一時幽棲せし所ならん。

荒木攝津守の墓

荒木攝津守の墓は吳織野にあり、墓畔に三個の小塚を存す。又字五三堂に古墳あり、明治三十年之を發掘して蓋石を除きたるに、深さ四尺・長四間・幅參尺、疊むに割石を以てし、墓底に朱砂を布き、銅鏡一面・刀劔の折れたるもの、及び土器・玉などを獲たりといふ。

大廣寺

大廣寺は池田山の半腹にあり、鹽増山と號し、曹洞宗總持寺末にして釋迦牟尼佛を本尊とす。昔此の山中に一池あり、其の水に満干のあること海潮の如くなりしも、堂宇を創建するに當りて之を埋めしかば、其の舊蹟を傳へんが爲め鹽増の山號を附せしをいふ。應永二年池田筑後守充正の創建にして、天嘉禪師の開基なり。降て元祿七年十六世雪峰に至り、檀徒と協力て堂宇を再建増築し、更に一層の莊嚴を極め、隸寺四十餘院の多きに達し、塔中には陽春庵・泉福院・明悟院の三坊舎あり。も、明

池田筑後守充正の墓

牡丹花宵柏亭の址

治の初の二院は他に退轉して(泉福院は大阪に・明悟院は豊中村大字新免に移轉)、今は陽春庵 剩せるのみ。境内は貳千五百參拾壹坪を有、本堂・庫裏・方丈・知客寮・經藏・鐘樓堂・土藏・發心門・藥醫門及び開山堂・鎮守堂を存す。寺寶に傳運慶作の釋迦・文珠・善賢の三像、傳牧溪筆瀧見觀音の墨畫壹幅、横川景三書望海亭記壹幅、大明進士梅屋の書壹幅、宸翰和歌等あり。塔中陽春庵に作者不詳の聖觀音立像壹軀あり、鑑査狀附なり。寺地は高爽にして清淨潔麗、池田の市街を瞰下し、豊能の沃野を一眸中に收め、仰けば池田山の蒼翠は堂夫を壓し、寺は中空に懸れるが如し。此の境裡に望海亭あり、亭は文明年中僧山祥の創營に係り、幾多の詩人墨客をして風月の娛を擅にし、詩腸を惱ましめし所なれども、已に廢絶に歸して今は殘礎を存し、一碑之を表せり。碑は天保十二年の建設なり。又池田筑後守充正の墓あり。充正は文明十四年十月二十四日に逝きて、大廣寺殿玉堂祖金大禪定門と法諡せらる。

牡丹花宵柏亭の址は、大廣寺の支院たりし舊泉福院の後園にあり。今何等の認むべきものなく、一碑を建て、之を標し、其の畫影及び詠草を大廣寺に藏せり。宵柏は具乎親王の後裔なり。少うして塵俗を出で、宵柏と號し、又牡丹花と稱し、好みて書を読み歌を詠じ、又連歌を能くせり。學を宗祇に學び、詩を五岳に受け、其の出づるや必ず黃牛に騎り、牛角を塗るに金泥を以てし、老いて此の地に隱れ、亭を夢庵といひ、長松花樹は簷を環り、四時の花を植るしかば、其の軒を稱して一に弄花といへり。性酒を嗜み、香を好み、又花を愛し、三愛記を作れり。永正七年後柏原天皇夢に牡丹花を見、

藤原實隆に命じて便殿に召見し、親しく唱和し給ひしが、やがて幽棲に復り、野服葛巾鴈喙自ら樂しみ、世以て逸人とせり。後亂を避けて堺に徙りしが、大永七年四月八日八十五歳を以て卒し、扶桑隱逸傳に載せらる。

吳服の里に隠れて室を夢庵と號して

曾 柏

笹の葉の音も 便りの 霜夜かな

永正七年の秋 帝牡丹花を夢見給ふ、藤原實隆勅使として宮中に召す、其時繁裏御夢想の事ありて宮中の御會に参り侍る、勅によりつかふまつる九月十三日にて

同

空におきて 見んよや 幾世秋の月

書 面 (池田町東河馬土師氏所藏)

今日住よしまて來候、明日は其方へ可歸候、又此花松若かたへ御つたへ候へく候、はるくもちてこそ候へ、萬期面候、かしこ、

夢

兵部卿との

壽命寺

壽命寺は西の口町にあり、醫王山と號し、淨土宗知恩院末にして阿彌陀佛を本尊とす。天平年中僧正行基の創建なり。行基嘗て此に來り、吳織・穴織の社に參籠せし時、神託ありて宣はく、我は漢土より來りし藥師如來なれども、唐船淵に沈みて佛法の値遇を待つこと久し、早く探り得て佛場を興すべしと。行基驚き、淵底 探りて其の像を得しかば、携へて此の地を去らんとせしに、像重くして動

かず、依て此の地の有縁なるを知り、草庵を結びて之を安置し、神願寺と號せり。像は今境内の藥師堂に安置せるもの即ち是れにして、吳織・穴織の二姬來朝のとき、海上の護身佛として携帶せしものならんといふ。偶天下疫癘大に行はれ、人の死するもの多かりしかば、行基乃ち尊像に祈願せしに、立所に退除せしを以て、寺號を壽命寺と改めしと。中世の寺歴は詳ならず、永祿二年滿譽運策の再建せしもの現在の堂宇なり。寺域は參、百八拾參坪を有し、本堂・庫裏・座敷・鐘樓・土藏・藥醫門及び藥師堂・觀音堂を存す。寺寶に藥師如來の座像壹軀及び木彫の大蛇あり。

專藏寺

專藏坊は同町にあり、東光院と號し、天台宗園城寺末にして十一面觀世音を本尊とす。創立の年月は詳ならず。もと近江國滋賀郡神出村にありしが、明治二十一年十二月十二日當所に移轉せり。境内は參百七坪を有し、本堂・庫裏・土藏・門を存す。

高法寺

高法寺は米屋町にあり、待兼山と號し、眞言宗高野派西禪院末にして十一面觀世音を本尊とす。僧正行基の開基なりと傳ふ。もと待兼山の絶頂にありて、池田城主筑後守の祈願所たりしが、後兵燹に罹りて當所に移轉し、慶長三年靜辨之を中興せり。境内は壹百四拾壹坪を有し、本堂兼庫裏・藥醫門を存す。外に不動堂あり。

法園寺

法園寺は建石町にあり、竹原山と號し、淨土宗知恩院末にして阿彌陀佛を本尊とす。創立の年月は詳ならず、天文七年勝譽の檀徒と協力して再建せし所なり。境内は參百八拾九坪を有し、本堂・庫裏・

玄關・鐘樓堂・藥醫門及び觀音堂・辨天堂を存す。寺寶多く、中に就て傳惠心僧都作聖觀音立像壹軀・傳鳥佛即作本尊阿彌陀佛壹軀は、共に鑑査狀附なり。

弘誓寺

弘誓寺は大西町にあり、大西山と號し、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。永正六年本願寺寶如法主の直弟道空の創立せし所なり。元祿三年住職惠空檀家と協力して之を再建せり。境内は參百六拾九坪を有し、本堂・庫裏・書院・座敷・鐘樓堂・土藏・長屋・藥醫門を存す。

西光寺

西光寺は柳屋町にあり、不斷山瑞雲院と號し、淨土宗知恩院末にして阿彌陀佛を本尊とす。往時一の草堂ありて稱名念佛する者踵を斷たざりしかば、不斷堂と呼びしが、天文十五年知恩院德譽上人の嫡弟祐圓諸國遍歴の途次來りて宿し、遂に錫を留め、信徒と協力して精舎を造營せしもの即ち當寺にして、元祿九年十一世誠譽檀家と協力して之を再建せり。境内は五百七拾七坪を有し、本堂・庫裏・玄關・鐘樓堂・土藏・藥醫門及び祖師堂・觀音堂・地藏堂・毘沙門堂を存す。寺寶頗る多きが中に、傳小野篁作聖觀音立像壹軀・傳勸阿彌陀立像壹軀・傳張思恭筆釋迦三尊繪畫壹幅は、共に鑑査狀附なり。

託明寺

託明寺は林口町にあり、新江山と號し、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。開基受專は本願寺蓮如法主に歸依して創立し、正覺寺と稱せしが、後本願寺石山の難に赴きて長柄に戦死す。七世祐存に至りて今の寺名に改め、享保三年堂宇を再建せり。境内は四百六拾八坪を有し、本堂・庫裏・

本養寺

書院・玄關・鐘樓堂・土藏・長屋・門を存す。

山川正宣の墓

本養寺は寺内町にあり、瑞光山と號し、日蓮宗本満寺末にして題目寶塔・釋迦多寶二佛を本尊とす。應永十六年三月の創立、日秀上人の開山なり。境内は五百參坪を有し、本堂・庫裏・書院・玄關・鐘樓堂・土藏・四足門・藥醫門・刹堂・祖師堂・妙見堂を存す。墓地に山川正宣の墓あり、正宣字は子轍、源布又は春周と號し、別に六倉園・清宣園・芳流居等の號あり、大三郎と通稱せしが、後大作と改む。本地の人にして家世々造酒を業とし、西大和屋と號す。寛政二年三月十七日を以て生れ、幼にして敏慧學を好み、長じて和歌を能くし、國學に通じ、兼ねて書畫に巧なり。姿性温良篤實忠孝の念厚く、諸國皇陵の荒廢に歸せるのみならず、其の沿革稱號に訛誤あるを慨し、安政二年山陵考略の著あり、大正八年秋從五位を追贈せらる。

源立寺

源立寺は槻木町にあり、惠日山と號し、日蓮宗大石寺末にして曼荼羅を本尊とす。文祿元年日與の創立なり。境内は貳百參拾壹坪を有し、本堂・庫裏・門を存す。

本地は寛永年間より徳川氏代官の支配となり、正保二年板倉周防守重宗の領地に移り、寛文三年再び徳川代官の支配に歸し、元祿六年松平美濃守吉安の領地に移り、同五年三たび徳川代官の支配に歸し、正徳三年に至り村高壹千七百貳拾九石壹升四合の内、參百石は近衛家の領地となりしも、享保十三年徳川代官の支配に復し、全村徳川代官の支配となり、文久三年其の壹千石(池田村參百石四斗八升・下池田參百拾四石壹斗貳升壹合)

中池田(九石壹斗六合・西池田の内七拾六石貳斗九升參合)は九條家の領地となり、其の七百貳拾九石壹斗四合(上池田參百拾石五斗七升八合・九合・西池田の内貳百七拾五石四斗六升壹合・池田河内流作參石五斗六合)は依然徳川代官の支配たりしが、九條家領は明治元年五月二十四日の公布に依りて大阪府司農局の支配となり、徳川代官の支配地は同代官繼承して齋藤六藏に至り、明治元年の初め新に御料となりて、櫻井遠江守・九鬼長門守の當分取締に移り、同年三月一日兵庫裁判所の支配に換り、同年五月廿三日大阪府司農局の支配となる。是に於て全村同一管治に歸し、同年七月北司農局に屬し、同二年正月二十日攝津縣の管轄に移り、同年八月二日兵庫縣の管轄に轉じ、同四年八月同縣第三十三區に編入せられ、同年十一月二十日大阪府の管轄となる。而して同府區畫の制定あるに及び、同五年五月豊島郡第一區に屬して上池田村は五番組、西池田村は五番・六番組、池田村・中池田村・下池田村は六番組に入り、同八年四月三十日第十大區一小區に改まりて、西池田の全部五番組に入りたるの外は番組に異動なく、同十年九月十八日番組廢せられて單に第十大區一小區となり、同十二年二月十日豊島郡役所部内となり、同月二十一日第三分畫に屬し、同十三年七月二日一村獨立し、同十七年七月一日第三戸長役場の管理區域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。

舊村名	石高	明治九年改正 有租地反別	明治九年一月一日現在人口	町村制施行 當時の反別	町村制施行 當時の人口	大正元年三月末日現在人口	大正九年十月一日 國勢調査の人口
池田村	200.800						
下池田村	11.100						

中池田村	350.000						
西池田村	55.500	141.200					
上池田村	310.500		5,566		5,348元		5,903
上池田村の 字保分	1元・500						
池田村流作	3,500						
計	1,700.000						10,811

第二項 細河村

本村は明治二十二年四月一日町村制の施行に際し、中川原村・吉田村・古江村・木部村・東山村・伏尾村の六ヶ村は、其の當時に於ける同一戸長役場の所轄區域にして、地形民情共に合併するを便とするを以て、其の區域に依りて一村を設け、古來の總稱たる細河郷の名を採りて細河村と名づけ、舊に依りて豊島郡所屬たりしが、明治二十九年四月一日豊能郡に屬す。

大字 中川原

本地は古來豊島郡に屬し、もと秦上郷の内にあり、一に細河郷とも呼び、細郷谷の内にして中川原村と稱す。字地に北山・南條といへるあり。

松雲寺

松雲寺は字下門にあり、蓋薇山と號し、臨濟宗天龍寺末にして釋迦牟尼佛を本尊とす。觀應二年十月の創立なり。境内は參百參拾參坪を有し、本堂兼庫裏玄關・土藏・門を存す。外に觀音堂あり。

專行寺

專行寺は字南條にあり、大小山と號し、眞宗東本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。萬治二年正貞の創立なり。境内は參百參拾貳坪を有し、本堂・庫裏・長屋・門を存す。

本は寛永元年より徳川氏代官の支配たりしが、同十一年仙洞御所の御料となりて、五味備前守之を支配せり。萬治二年阿部豊後守正喬の領地に轉じ、文政七年更に一橋中納言の領地となり、同家世襲して同茂榮に至り、明治元年の初の新に御料となりて、櫻井遠江守・九鬼長門守の當分取締となりしも、同年五月晦日同家領に復し、同二年六月上地せり、依て一橋藩の支配に移り、同二年十二月二十六日兵庫縣の管轄に換り、同四年八月同縣第三十三區に編入せられ、同年十一月二十日大阪府の管轄となる。而して同府區畫の制定あるに及び、同五年五月豊島郡第一區三番組に入り、同八年四月三十日第十大區一小區三番組に改まり、同十年九月十八日番組廢せられて單に第十大區一小區となり、同十二年二月十日豊島郡役所部内となり、同月二十一日第二分畫に屬し、十三年七月二日一村獨立し、同十七年七月一日第二戸長役場の管理區域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。

大字古江

本地は古來豊島郡に屬し、もと秦上郷の内にあり、細郷谷の内にして古江村と稱す。字地に東大道・西大道・片岡といへあり。

無二庵

無二庵は字北垣内にあり、鼓瀧山と號し、池田町曹洞宗大廣寺末にして聖觀音を本尊とす。永祿五年正月僧曇清の開創にして、其の後再建せりといふ。境内は壹百六坪を有し、本堂兼庫裏・隠齋・土藏・藥醫門及び觀音堂を存す。庭中に五層塔一基あり、高さ五尺許り、村民は光明皇后の塔なりと尊稱すれども、由緒は詳ならず。又都坊塔一基あり、高さ七尺、紫苔深く石を封じて文字讀むべからず、

光明皇后塔

里民は和泉式部の塔なりといふ。式部は和泉守橘道貞の室たりしが、道貞に願はれざるに及び、丹後守藤原保昌に嫁せり。保昌は川邊郡平井の産なり、故に平井保昌ともいひ、多田滿仲從交の士なり。

和泉式部塔

當時諸士は多く此の邊に住せしといひ、且保昌の墓は河邊郡小童子村にあれば、式部の塔の此にあるも因縁なきにあらざるべし。保昌或時狩に出でんとて其の支度を爲し、明日の今宵となりぬ、折から

秋の半にて、鹿鳴頻りにいと懶く悲く聞えければ、式部之を哀れに思ひけん、左の歌を詠じけるに、
保昌之に感じて永く狩を停のしといふ。今も此の墳側を獵師通れば、其の夜は獵あらずとなん。

ことわりやいかてか鹿の鳴かざらんこよひ限の命と思へば

如來寺

如來寺は字片岡にあり、八幡山と號し、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。本地住人岡本源之丞本願寺良如法主に歸依し、寛文二年檀徒と協力して創立せり。境内は壹百參拾四坪を有し、本

等覺寺の址

堂・庫裏・太鼓樓・藥醫門を存す。

等覺寺の址は北方にあり。傳へいふ、寺は天平年間僧正行基の開基なりしが、壽永年中の兵燹に罹りて悉く烏有に歸せしと。今は田圃となりて遺跡の見るべきなきも、字地に寺名及び堂塔名を殘せり。本地の領主及び區畫の變遷は、大字中川原に同じ。

大字木部

本地は古來豊島郡に屬し、もと秦上郷の内にあり、細郷谷の内にして絹舒里と呼びしが、後木部村と稱す、「きぬのべ」の略ならん。吳織・穴織二女の此の地に於て絹を舒べて曝せしより、此の名起れりといふ。また一に隱里とも呼べり。攝陽群談にいふ、往昔此の地に長者あり、萬寶家に充満て求むるに不足と云ふ事なしと云へども、終に亡失し名のみ隱里と云へりと。字地に南條・北條・袋尻等の名あり。而して本地を初め附近の各部落は、植木の産地にして其の名の世に聞えし所なり。之に關し産業事蹟に記する所あるを以て、左に之を抄出せん。但し時に一張一弛の勢は免れざる所なるも、近時は益繁榮して遠く海外に出すものあるに至れり。

細川植木、又池田植木と云ふ、其業天文の頃より起る、大坂の市街勃興するに及び庭園和苗の需求多く加はり、園藝の術愈々進む、細郷谷近傍の山中に一種細末の砂あり、此砂にて種に嫩芽挿條すれば能く根を生ずるを以て、挿條を初め播種・接木・壓條・假

曲・切裁・根廻、及び盆栽等、園藝工利便を得るの多し、承應二年大内炎上し、左右の櫻橋焼枯せしが、明暦元年郷中培木の巧者六藏なる者を御所に召され、爰に焼失せし橋に接木せしめらる、而して接橋よく成長せるを以て、其の賞として橋兵衛の名を賜はりしと云ふ、降りて延寶・天和の頃世上靜謐、庭園樹木及び盆栽を愛翫するもの益増加せるをもつて、郷中營業者は内外諸方より奇種を集め、草木・花卉・菓樹・華種・山林の苗木等悉く栽培し、西國地方は勿論江戸・名古屋を初め諸方へ販賣す、一年凡五六萬荷、郷中の營業者其數三百戸、天保の末幕府世上の驥者を誡め、植木栽培の停めたりしが、郷の四境山嶽に接し、猪鹿の田圃を害するのみならず、用水常に欠乏せるを以て、植木栽培の補實あらざれば、生計を營む能はず、且つ其の業たる或は玩弄に屬するものありと雖も、多くは菓樹山林等有益の樹苗なるを以て、再び其の許可を得たり、維新に至り植木の需求者漸く減少し、明治十九年の調査花戸凡二百六十六戸とぞ、

望木部村、在池田北三里、一村皆花戸

藤井竹外

遙望別村籠蜂窟 千金羅解買名花 私田盡把牡丹種 不見尋常百姓家

天神社

天神社は字中條にあり、菅原道真を祀る。寛永・貞享年間の創建なりといふ。明治五年村社に列し、同四十一年十二月神饌幣帛料供進社に指定せらる。境内は七百拾坪を有し、本殿・拜殿・繪馬所・社務所を存す。末社に白太夫社・金比羅神社・兩皇大神社・八幡神社・若宮神社・春日神社・道祖神社・稱荷神社あり。氏地は本地一圓にして、例祭は七月二十五日、秋祭は十月二十五日なり。

超傳寺

超傳寺は字南條にあり、巖島山と號し、臨濟宗妙心寺末にして釋迦牟尼佛を本尊とす。貞享元年二月の創立なり。境内は七拾七坪を有し、本堂兼庫裏を存す。

永興庵

永興庵は同字にあり、松尾山と號し、曹洞宗大廣寺末にして釋迦牟尼佛を本尊とす。長祿二年二月永公の創立なり。境内は四百七拾五坪を有し、本堂兼庫裏・土藏・藥醫門を存す。

松操庵

松操庵は字北條にあり、竹林山と號し、曹洞宗大廣寺末にして釋迦牟尼佛を本尊とす。寛文二年八月下村五郎右衛門の創立、大廣寺十八世雲山の開基なり。境内は拾八坪を有し、本堂兼庫裏を存す。

木部堡址

木部堡の址は北方にあり、今は田圃となりて遺跡の見るべきなきも、城ヶ前或は土居と呼べる字地を存して、里民は之を城地なりといひ、周圍凡壹町許の所なり。村老の口碑に依れば、天文年間池田氏の據りし所なりといふ。

本地は寛永十二年より徳川氏代官の支配たりしが、天保十一年永井飛彈守直與の預所に轉じ、同十三年再び徳川代官の支配となり、同代官繼承して齋藤六藏に至り、明治元年の初め新に御料となりて、櫻井遠江守・九鬼長門守の當分取締に移り、同年三月一日兵庫裁判所の支配に換り、同五月二十三日大阪府司農局の支配に歸し、同七月北司農局に屬し、同二年正月攝津縣の管轄に移り、同年八月二日兵庫縣の管轄に轉じ、同四年八月同縣第三十三區に編入せられ、同年十一月二十日大阪府の管轄となる。而して其の後の區畫の變遷は、大字中川原に同じ。

大字吉田

本地は古來豊島郡に屬し、もと秦上郷の内にあり、細郷谷の内にして吉田村と稱す。字地に宮の前・神の木下といへるあり。

細川神社

細川神社は北方字宮の前にあり、延喜式内の神社なれども祭神詳ならず。創建の年月は不明なれども、或は天平年間以前ならんともいふ。往時にありては細郷谷の産土神たりしなるべきも、漸次區域を減じ、應仁の亂後に至りては吉田・東山・古江・木部・中川原・伏尾の六部落となり、後更に減じて本地及び東山の二ヶ村となり來りしが、明治五年村社に列し、同四十年九月十九日大字伏尾字寺前の村社天満宮(菅原道真)・大字中川原字下の門の同素盞鳥尊神社(速彥)・大字古江字下垣内の無格社八幡神社(天神)・大字東山字久保の同愛宕神社(火産靈)を合祀し、同四十一年十二月神饌幣帛料供進社に指定せらる。合祀の結果、氏地の區域は新に伏尾・中川原・古江の三大字を加へて五大字となれり。境内は壹百八拾貳坪を有し、本殿・拜殿を存す。末社に皇大神社・大國神社あり。例祭は七月十三日、秋祭は十月二十三日なり。

陽松庵

陽松庵は字深谷にあり、退藏峯と號し、曹洞宗靜居寺末にして釋迦牟尼佛を本尊とす。觀應二年天龍寺開山夢想國師の開基なりといふ。其の後安永五年三月淡路の領主稻田九郎兵衛先祖菩提の爲めに再建せり。境内は九百坪を有し、本堂・庫裏・書院・方丈・廊下・衆寮・如幼齋・侍者寮・經藏・土藏・鐘樓堂・藥醫門を存す。外に開山堂・鎮守堂・禪堂あり。

慈恩寺は字深谷にあり、長尾山と號し、曹洞宗陽松庵末にして毘沙門天を本尊とす。由緒は詳ならず、もと字長尾にありしが、明治二十一年二月十五日當所に移轉せり。境内は貳百參拾七坪を有し、本堂・庫裏を存す。

本地は元和年間より徳川氏代官の支配たりしが、天保十一年永井飛彈守直與の預所に轉じ、同十四年再び徳川代官の支配となり、同代官繼承して齋藤六藏に至り、明治元年の初め新に御料となりて、櫻井遠江守・九鬼長門守の當分取締に移り、同年三月一日兵庫裁判所の支配に換り、同年五月二十三日大阪府司農局の支配に歸し、同年七月北司農局に屬し、同二年正月二十日攝津縣の管轄に換り、同年八月二日兵庫縣の管轄に轉じ、同四年八月同縣第三十三區に編入せられ、同年十一月二十日大阪府の管轄となる。而して同府區畫の制定あるに及び、同五年五月豊島郡第一區二番組に入り、同八年四月三十日第十大區一小區二番組に改まり、同十年九月十八日番組廢せられて單に第十大區一小區となり、同十二年二月十日豊島郡役所部内となり、同月二十一日第二分畫に屬し、同十三年七月二日一村獨立し、同十七年七月一日第二戸長役場管理區域に入りて、同二十二年一月一日の町村制施行に至れり。

大字 東山

本地は古來豊島郡に屬し、もと秦上郷の内にあり、細郷谷の内にして東山村と稱す。字地に尾崎・

中筋・南條といへるあり。

東禪庵は字上條にあり、瑠璃光山と號し、池田町曹洞宗大廣寺末にして釋迦牟尼佛を本尊とす。僧正行基の創建に係り、紫雲寺と號せしが、後屢兵燹に罹りて廢絶せしを、慶長九年二月僧東光其の舊蹟に一草庵を結びて再興し、今の寺名に改む、故に同東光を以て中興とす。境内は壹百七拾四坪を有し、本堂兼庫裏・東司・總門を存す。外に開山堂・藥師堂あり。

圓城寺は字森の下にあり、返照山と號し、眞宗東本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。天文十四年四月丙念の創立なり。慶應四年正月二十九日火災に罹りて燒失し、明治元年住職知城檀家と協力して之を再建せり。境内は壹百五拾參坪を有し、本堂・庫裏を存す。本地の領主及び區畫の變遷は、大字吉田に同じ。

大字 伏尾

本地は古來豊島郡に屬し、もと秦上郷の内にあり、細郷谷の内にして不死王村と呼びしが、後伏尾村と稱す、不死王の轉せしものならん。村名は鳥羽天皇の中宮美福門院御産のとき、賢實上人久安寺の本尊に祈念して、御安産あらせられしかば、後近衛天皇の勅して不死王村と名づけしめ給ひしものなりといふ。字地に垣内・馬久保といへるあり。

久安寺は觀音山の麓なる字寺の前にあり、大澤山と號し、安養院と稱し、眞言宗高野山西禪院末にして千手觀世音を本尊とす。神龜二年の秋僧正行基の開創にして、本尊は建立の初め此の地の澤中に於て獲たる閻浮檀金の像なりといふ。法相宗に屬して七堂伽藍を備へたりしが、天長年中に至り空海は錫を留めて眞言流布の靈場と定め、後一條天皇は治安三年佛工定朝に勅し、丈一尺八寸の本尊木像を刻ましめて、當初安置せし本尊の外容となし給ひ、後保延五年鳥羽天皇の中宮美福門院御産重かりしかば、賢實上人本尊に祈願して易く皇子御降誕あらせらる、即ち近衛天皇是れなり。然るに同六年回祿の災に罹りて諸堂悉く灰燼となり、本尊のみ災禍を免れしが、久安元年賢實上人は、近衛天皇の勅命に依りて再建の工を起し、塔中支坊四十九院の建營成りて舊觀に復せり。依て賢實上人を中興 開山と爲す。特に宸筆の額を賜ひて久安寺と稱せしめ、村を不死王と名づけ、細郷谷を寺領に賜ひて鎮護國家の勅願寺と定め給へり。其の寺號を久安寺と改められしは、蓋し久安元年の再建なるに依れり。降て文祿年中に至り、地は戰塵の巷となりて、寺領も亦没せられ、坊舍も殆ど廢絶し、元祿年中には其の存するもの十坊たりしが、明治の初めには僅に小坂院の一坊を残せしのみ。今の久安寺は即ち明治八年四月小坂院の改名したるものに過ぎず、されば境内も壹千八百參拾貳坪となり、建物は本堂・樓門及び大師堂・辨天堂のみとなり、昔日の偉觀は全く失して復た見るべからず。然れども樓門は久安元年の建築にして、後左甚五郎及び力士猪名川の發願に依りて修理せしものなりといふ。三間一戸樓

門屋根入母屋造本瓦葺にして、明治三十六年四月十五日特別保護建造物となる。朱雀池に辨天社あり。北に車瀧あり、溪水岩角を敲き、其の聲車を輾るが如し、故に此の名ありと。上に夫婦瀧あり、一に連理瀧ともいふ、一大岩石流を支へて左右の二派を爲し、落下して復た合するに依れり。觀音石は本堂の西にありて、保延六年諸堂回祿の時、本尊の飛び來りて光明を放ちし所と傳へ、一に光明石といふ。其の他石の詩あるもの、淵の題あるもの少からず。小鶴庭は名木奇石を排置し、東山を庭中ものとなし、昔豊臣秀吉の詣で、宿せしとき、庭園の範なりと賞せしといへども、今は廢絶せり。寺域は山水兩全の區なるを以て、春秋の候には來り賞するもの少からず。寺寶多く、傳式部卿二品貞致親王女と中納言隆長合筆の假名緣起壹軸・傳文章博士菅原長量筆眞名緣起壹軸・石山正三位基薫筆觀音緣起壹軸・近衛天皇宸翰勅額壹面・近衛天皇宣下の上古境内圖壹幅・制札六拾通・東山天皇第三皇子七才筆山號文字・傳弘法大師筆般若心經壹幅・後鳥羽院宸筆天滿宮畫像壹幅・傳傳教大師筆五大尊畫像壹幅・傳運慶作弘法大師像壹軀・傳春日作大日如來像壹軀・傳聖德太子作樂師如來像壹軀等の外、木造阿彌陀如來座像壹軀は大正二年四月十四日國寶となる。

善慶寺は同字にあり、寶積山と號し、眞言宗東寺派護國寺末にして不動明王を本尊とす。寶曆元年播州加古川稱名寺了傳上人の創立なり。當時は同寺内にありしが、安政二年六月當國西成郡上福島村に移り、明治二年四月同郡浦江村字里中了德院の境内に轉じ、同十一年十一月同院住職衣笠願教再建、

同四十一年十二月二十六日更に當所に移轉せり。其の山號を寶積山と號するは、其の移轉し來りし當所は久安寺の塔頭寶積院の舊地なるを以て、同院の名に因めるなり。境内は貳百四拾壹坪を有し、本堂・庫裏及び位牌堂を存す。

八幡城址

八幡城址は北方東野山にあり、楕圓形をなし、周圍凡八町の地にして、東西南の三面は久安寺川之を圍繞し、北方は低地にして壕渠の形を爲せり。土壇は今も尙存して、里俗は之を城山と呼び、多田滿仲の家臣藤原仲光此に居り、後播磨守と稱する者の據りし所なりと傳ふれども、其の氏名年紀等は詳ならず。また廢絶の年月の如きも知るに由なし。山に麗水あり、城兵の用ひしものなりといふ。

本地は延寶年間より徳川氏代官の支配となり、同代官繼承して齋藤六藏に至る。其の後の管轄及び區畫の變遷は、大字吉田に同じ。

大字	字	舊石高	明治九年改正 有租地反	明治九年一月 一日現在人口	町村制施行 當時の反別	町村制施行 當時の人口	大正元年三月 末日現在人口	大正九年十月一日 國勢調査の人口
大	中川原	二九・三〇〇	一三〇・一〇八	二〇〇	一三〇・五九	二二四	一七〇	
	古江	三六・四九〇	五三・六二九	三八〇	五三・五三二	四七五		
	木部	一七・四九〇	五三・七三二	五八	六六・八九一	六八		
	吉田	一五・九三〇	二八・二六九	一三三	三〇・八〇五	一三五		
	東山	五〇・四九五〇	六六・六六三	二九二	一〇一・九二二	一七〇		
計		一、七五・七六〇	四三・五五	一、七三三	五八・七五〇	一、一九五	二、六五	二、六六

第三項 止々呂美村

本村は明治二十二年四月一日町村制の施行に際し、上止々呂美村・下止々呂美村の二ヶ村は、其の當時に於ける同一戸長役場の所轄區域にして、舊豊島郡の極北山間に僻在して別に一區域をなし、他に合併せんとするも地形民情の異なる等止むを得ざるものあるを以て、兩村のみを合併して一村を設け、上下止々呂美村の上下の冠字を省きて止々呂美村と名づけ、舊に依りて豊島郡所屬たりしが、明治二十九年四月一日豊能郡に屬す。

大字 上止々呂美

本地は古來豊島郡に屬し、もと秦上郷の内にあり、細郷谷の内にして上止々呂美村と稱す。字地に北の所・馬場所・上の所といへるあり。

止々呂美神社は字馬場所にあり、速 盞烏命・稻田姫命・八王子神を祀れり。元祿年間の創建にして素盞烏尊神社と稱し、明治五年村社に列し、同四十年六月二十六日字神ヶ尾の無格社天満神社(菅原、遺蹟)

止々呂美神社

同年九月十九日大字下止々呂美字岡の上の村社日枝神社(連雲邊)を合祀して今の社名に改め、同四十一年十二月神饌幣帛料供進社に指定せらる。境内は參百坪を有し、本殿・拜殿・社務所を存す。末社に天満神社・事平社・大國主命社あり、樹木繁茂せり。氏地は本村全部にして、例祭は十月二十三日、夏祭は七月二十三日なり。

養谷寺

養谷寺は字久保所にあり、嶺水山醫王院と號し、大阪市南區天王寺逢阪上之町淨土宗一心寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。慶長二年五月存念和尚の檀徒と協力して創立せし所なり。境内は貳百貳拾貳坪を有し、本堂兼庫裏・鐘樓堂・表門・納家を存す。外に藥師堂あり。

願生庵

願生庵は字圓形にあり、淨土宗前記養谷寺末にして釋迦牟尼佛を本尊とす。創立の年月は詳ならず。元和八年三月養谷寺第二世頓譽和尚の再興なり。境内は七拾五坪を有し、本堂兼庫裏を存す。

止々呂美城址

止々呂美城址は西方天神ヶ尾山に接する宮山是れなり、一に城山とも呼べり。一堆の岡を爲し、樹木鬱蒼して晷影を遮れり。今は別に認むべきものあらざれども、其の背後は山嶺重疊して天を摩し、前面は一帶の溪流深く縈ひて自ら金城湯池の形を爲せり。傳へいふ、多田滿政の苗裔馬場兵衛信高の居城たりしと。然れども其の興廢の年月等は詳ならず。

本地は元祿八年より徳川氏代官の支配たりしが、天保十二年永井飛彈守直與の預所に轉じ、同十四年再び徳川代官の支配となり、同代官繼承して齋藤六藏に至り、明治元年の初め新に御料となりて、

櫻井遠江守・九鬼長門守の當分取締に移り、同年三月一日兵庫裁判所の支配に換り、同年五月二十三日大阪府農局の支配に歸し、同年七月北司農局に屬し、同二年正月二十日攝津縣の管轄に移り、同年八月二日兵庫縣の管轄に轉じ、同四年八月同縣第三十三區に編入せられ、同年十一月二十日大阪府の管轄となる。而して同府區畫の制定あるに及び、同五年五月豊島郡第一區一番組に屬し、同八年四月三十日第十大區一小區一番組に改まり、同十年九月十八日番組廢せられて單に第十大區一小區となり、同十二年二月十日豊島郡役所部内となり、同月二十一日第一分畫に屬し、同十三年七月二日一村獨立し、同十七年七月一日第一戸長役場の管理區域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。

大字 下止々呂美

本地は古來豊島郡に屬し、もと秦上郷の内にあり、細郷谷の内にして下止々呂美村と稱す、字地下奥の所・前の所・西の所といへるあり。

青龍寺は字下奥之所にあり、慈雲山と號し、曹洞宗永平寺・總持寺兩末にして觀世音菩薩を本尊とす。永祿年中鹽山隱岐守の創立なり。其の後破損せしを以て檀徒協力して再建せしといへども、其の年月は詳ならず。もと青龍庵と稱せしが、明治十一年七月今の寺名に改む。境内は壹百五拾參坪を有し、本堂兼庫裏・土藏・藥醫門を存す。

青龍寺

鹽山城址は中央八つ岡山の北にあり、橢圓形を爲せる周圍貳町五拾六間の所にして、今は田圃となり、遺跡の見るべきものなし。傳へいふ、鹽山肥前守源景信の居城たりしと。

西北に當れる久安寺川の邊なる堂山の麓に一基の都坊塔あり、里民傳へて光明皇后の陵墓なりと稱して尊敬せり。古は此に醫王山豐樂寺と呼べる精舎あり、天平勝寶年中光明皇后の創建して、本尊藥師如來を安置し給ひし所なりと傳ふれども、中劫火に遇ひて堂坊記録悉く烏有に歸し、今は僅に藥師堂の一字を殘せるのみ。

本地は寛永年間より伊藤若狭守長昌の領地となり、同氏世襲して播磨守長菴に至り、明治二年六月上地せり、依て岡田藩の支配に移り、同四年七月十四日岡田縣に屬し、同年十一月十五日深津縣の當分管轄に轉じ、同月二十日大阪府の管轄となる。其の後の區畫の變遷は、大字上止々呂美に同じ。

大字	石	高	明治九年改訂 有租地反別	明治九年一月一日現在人口	町村制施行 當時の反別	町村制施行 當時の人口	大正元年五月末日現在人口	大正九年十月二日 國勢調査の人口
上止々呂美	三三〇・三三一	二九・三三五		三三二	三三〇・三三一	三三二	三三二	三三二
下止々呂美	三〇一・〇〇〇	五七・五三〇		三二八	三〇一・〇〇〇	三二八	三二八	三二八
計	五三二・三三一	八六・七八四		五六〇	六三二・〇三三	六六〇	六六〇	六六〇

第四項 秦野村

本村は明治二十二年四月一日町村制の施行に際し、畑村・上澁谷村・下澁谷村・才田村・尊鉢村の五ヶ村は、其の當時に於ける同一長役場の所轄區域にして、地形民情共に合併するを便とするを以て、其の區域に依りて一村を設け、其の中の畑村は大村にして往時には秦村と稱したることあるに依り、其の稱を採りて秦野村と名づけ、舊に依りて豊島郡所屬たりしが、明治二十九年四月一日豊能郡に屬す。

大字畑

本地は古來豊島郡に屬し、もと秦下郷の内なり、郷を廢して秦村と呼びしが、後畑村と改め、分れて東畑・西畑の兩村となり、明治十三年合併して畑村と稱す。畑は秦の換用なり。

秦山は北方にあり、山中に飛泉懸れり、石燈瀧といひ、一に石積瀧ともいふ。三層を爲して斜注し、其の高き併せて貳百六拾參尺、萬巖重疊、飛流激昂、鞞鞞の聲は山谷に響き、水煙は濛々として揚り、三伏の候尙肌に粟を生せしむ。傳へいふ、石積の名は村童の石を積み塔を作りて瀧水を手向けしより起れり。然れども名所圖會には、石積連の舊蹟なりとせり。

天満神社は秦山の麓字本庄前山にあり、菅原道真を祀れり。永長元年十一月十一日の創建なり。天正年間の兵火に罹りて焼失し、文祿四年村民協力して再建し、ついで元祿・寶曆の兩度に改造し、現今

の社殿は明治四年の造營なり。往時は石積山千寶寺といへる宮寺ありしといふ。氏地は十人衆なるものを選び、當番を定めて神勤せしが、明治維新後神職の置かるゝに及び、之を廢して天神講なるものを設けて崇敬せり。明治五年村社に列し、同四十年六月十二日字女郎垣内の無格社愛宕神社(火彦・雷神)・同月十七日大字上澁谷字堀切の同水神社(彌部皮能尊神)を合祀し、同四十一年十二月神饌幣帛料供進社に指定せらる。境内は參百貳拾參坪を有し、本殿・幣殿・拜殿・神饌所・倉庫・社務所を存す。末社に八幡神社・稻荷神社あり。氏地 本地及び大字上澁谷にして、例祭は十月十五日なり。社傍壹町許なる宮山の後に龍神の瀧あり、一に身禊の瀧ともいふ。高さ貳參丈にして、當社に詣づるもの先づ此の瀧に身禊せり、故に此の名ありし。

佛日寺

佛日寺は舊東畑村の字我孫子にあり、摩耶山と號し、黃檗宗萬福寺末にして釋迦牟尼佛を本尊とす。像は傳明國范道生の作にして、宇治萬福寺の本尊と同作なりといふ。寺傳に依れば、麻田藩主青木甲斐守重兼(端山士大居士)の創建なり。重兼は寛永七年麻田村の天王山に一寺を建立して松林山と號せしが、其の位置の宜しきを得ざりしなりけん、承應二年に至りて此に移せり。然るに當時恰も隱元禪師來朝せしかば、富田村の普門寺に至り、同禪師を請じて開山と爲し、更に黃檗宗に改め、寺領貳百石を寄附して其の菩提所と爲せり。當時境内は貳町六反參畝貳拾歩の廣さを有し、本堂の外に二十九字を存するの巨刹にして、惠林和尚・高泉和尚等の名僧相尋で住職となり、寺門隆昌を極め來りしも、明治の廢

藩と共に寺領絶えて舊觀を維持するに由なく、境内は四百參拾坪に減じ、堂宇の大部分は縮少して、今は本堂及び位牌堂・山門・土藏等を存するに過ぎず。本堂には青木一重・同重兼・隱元禪師・惠林和尚の木像を安じ、墓地には青木氏累代の墳墓駢列せり。寺域は丘阜を爲せるを以て眺望に富み、且塵俗に遠かりて清閑の淨刹なり。

吉祥庵

吉祥庵は舊同村字堂山にあり、圓通山と號し、曹洞宗大廣寺末にして觀世音を本尊とす。天文二十一年大廣寺六世雪岫の弟子正怡の創立なり。文政五年九月大坂備後町一丁目森井總兵衛之を再建せり。境内は壹百八拾坪を有し、本堂・庫裏・土藏・藥醫門を存す。

西福寺

西福寺は舊西畑村の字溝端にあり、玉藏山と號し、曹洞宗大廣寺末にして釋迦牟尼佛を本尊とす。天正五年六月僧門仙の創立なり。初めは西福庵と稱せしが、天保十年檀家協力して再建し、明治四年今の寺名に改む。境内は參百四坪を有し、本堂兼庫裏・土藏・藥醫門を存す。外に位牌堂あり。舊志には蚊なき家及び安倍晴明の墓を記せり、今之に關する攝津名所圖會の記事を轉記せん。

蚊なき家
安倍晴明の墓

禁蚊家

東畑村の村甲の居室なり、傳云、弘法大師諸國巡行且過し給ふ、折しも水無月の炎暑に一夜を明させくれよと所々、たのみ給へども借さまりけり、此畑村の者痛はりて一夜の宿を申しければ、弘法大師大に悦び給ひこゝに泊り給ふ、されども蚊屋もなくて主もきのどくに思ひけるを、大師悟り給ひ呪文を唱へ水く蚊を封じ給ふ、今も此家は暑熱といへども蚊帳を垂れず、しかも臥事安し、(一編者曰ふ、一本には奥隣家に蚊の群る事他に同じ、其の靈妙なる事後世に至りてもこれを奇とすべし、)

安倍晴明墓 東畑村にあり、一説に安倍泰成が塚ともいふ、俱に分明ならず、晴明が墓所々にあり、此塚上に蚊虻なし、俗傳に晴明呪禁すとぞ、又傍に一の小塚あり、晴明はいにしへの陰陽師の高傑にして、賀茂保憲が門下なり、今の土御門家は其の裔にして、安家と號し、陰陽道を掌る、保憲が後は今幸徳井氏といふて曆道を掌るなり、

本地村高五百八拾石八斗四升五合は、元和年間より青木民部少輔一重の領地となり、同氏世襲して民部少輔重義に至り、明治二年六月上地せり、依て麻田藩の支配に移り、同四年七月十四日麻田縣に屬し、同年十一月二十日大阪府の管轄となる。又本高外なる參石九斗四升(給所)は徳川氏代官の支配たりしが、同代官齋藤六藏に至り、明治元年の初の新に御料となりて、櫻井遠江守・九鬼長門守の當分取締に移り、同年三月一日兵庫裁判所の支配に換り、同年五月廿三日大阪府司農局の支配に歸し、同年七月北司農局に屬し、同二年正月二十日攝津縣の管轄に移り、同年八月二日兵庫縣の管轄に轉じ、同四年十一月二十日大阪府の管轄となる。是に於て全村同一管治となる。而して同府區畫の制定あるに及び、同五年五月豊島郡第一區七番組に入り、同八年四月三十日第十大區一小區七番組に改まり、同十年九月十八日番組廢せられて單に第十大區一小區となり、同十二年二月十日豊島郡役所部内となり、同月二十一日第四分畫に屬し、同十三年七月二日一村獨立し、同十七年七月一日第四戸長役場の管理區域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。

大字 上澁谷

本地は古來豊島郡に屬し、もと秦下郷 内なり、上澁谷・下澁谷の兩村たりしが、明治八年合併して澁谷村と稱し、同十六年一月復た分れて上澁谷・下澁谷の兩村となれり、本地は其の一なり。古老の口碑にいふ、古は南畑村と稱し、大字畑と一村たりしと。今も大字畑の天満神社を氏神として、同大字と共に祭れり、其の同村たりしに依れるならん。

自性院は字寺垣内にあり、天真山と號し、曹洞宗大廣寺末にして觀世音を本尊とす。天文元年二月大廣寺六世雪岫の創立なり。境内は參百五拾坪を有し、本堂・庫裏・玄關・土藏・藥醫門を存す。本地の領主及び區畫の變遷は、大字畑の給所開を除きたるものに同じ。

大字 下澁谷

本地は古來豊島郡に屬し、もと秦下郷の内なり、上澁谷・下澁谷の兩村たりしが、明治八年合併して澁谷村と稱し、同十六年一月復た分れて上澁谷・下澁谷の兩村となれり、本地は其の一なり。本地の領主及び區畫の變遷は、大字畑の給所開を除きたるものに同じ。

上下澁谷の兩大字に分割し得ざる兩地所屬の雜高五石八斗貳合六勺あり。同高は徳川氏代官の支配

たもしが、同代官齋藤六藏に至り、明治元年の初め新に御料となりて、櫻井遠江守・九鬼門長守の當分取締となり、同年三月一日兵庫裁判所の支配に移り、同年五月二十三日大阪府司農局の支配に歸し、同年七月北司農局に屬し、同二年正月二十日攝津縣の管轄に移り、同年八月二十日兵庫縣の管轄に轉じ、同四年十一月二十日大阪府の管轄に歸せり。

大字才田

本地は古來豊島郡に屬し、もと秦下郷の内にして尊鉢庄又は尊鉢里と呼び、尊鉢村と同村たりしが、文祿年間分れて兩村となり、本地は齋田村と唱へ、後文字を改めて才田村と稱す。齋田の稱は釋迦院の齋田たりしより起りしものならん。

五社大神

五社大神は中央宇宮本にあり、八十猛神・速素盞烏命・穴織神・國常立尊・住吉大神を祀れり、故に此名あり。神龜元年行基の勸請なりといふ。天正年間の兵火に罹りて社殿燒失し、同十七年釋迦院の住職法印傳譽に再建せられて、同院の奉仕する所たりしも、明治初年の神佛分離に依りて分れ、同五年村社に列し、同四十年六月十七日字南垣内の無格社・蓋烏神社(速素盞烏命)・字戀の山の同八幡神社(應神天皇)を合祀せり。境内は貳百貳拾坪にして、本殿・幣殿・拜殿・社務所を存す。氏地は本地及び大字尊鉢にして、祭日は十月十三日なり。

釋迦院

釋迦院は字寺本にあり、鉢多羅山若王寺釋迦院と號し、眞言宗高野派西禪院末にして釋迦牟尼佛を本尊とす。像は聖德太子の作なりと傳ふ。寺傳にいふ、神功皇后三韓親征の時、百濟より釋尊の佛舎利多羅寶鉢を得て凱旋し給ひしに、本朝未だ佛法流布せざりしかば、仲哀天皇の御宇に歸化して此の地に居れる、秦始皇帝の裔功滿王に授けて佛法弘通の時を待たしめ給ひしに、星霜を經るに從ひて其の散逸せんことを恐れ、巨大の石窟を築きて之を藏めしは即ち鉢塚なり。其の後聖武天皇の御宇僧正行基河邊郡昆陽寺に在住の時、靈夢に感じて此の地に靈場のあるを知り、來りて石窟を發き釋尊の佛舍利を得たり。事天聽に達せしかば、行基に勅して精舎を創建せしめて勅願所と爲し給ひ、行基は又自ら觀音菩薩・不動明王・毘沙門天像を刻して釋尊の遺物と共に安置し、鉢多羅山若王寺釋迦院と號し、邑を尊鉢と名づけ、齋田參百石を賜はり、七堂伽藍を具備せし大刹たりしと。降て天正元年兵亂に燒かれ、什寶は奪はれ、齋田も亦沒收せられて、獨り釋尊の遺物のみ劫火を免れ、同十七年僧傳譽之を再建せしも、天保十一年復た火災に罹り、今の堂宇は慶應元年六月僧宗淨及び住職歡淨の建營せしものなり。境内は五百六拾壹坪を有し、本堂・庫裏・土藏・鐘樓堂・藥醫門を存す。外に位牌堂及び地藏堂あり。

鉢塚

鉢塚は同院の西南なる五社神社の後にあり、巨巖大石を疊み、上は參百四拾坪なり。藪篁簇生して窟を爲し、南方に入口あり。入口 高さ七尺・幅五尺・窟内は方貳丈餘・高さ壹丈七尺にして、正面

に高さ壹丈五尺の十三重石塔あり、其 左右に丈七尺の不動明王及び丈六尺の地藏菩薩の石像を安置せり。俗傳にいふ、古釋迦佛所持の鐵鉢渡來せしも、未だ本朝に佛法流布せざりしを以て、盛時を待たんが爲めに之を茲に秘藏せしに、後釋迦院の開創と共に鐵鉢は同寺に遷りしなりと。又攝津名所圖會には、「俗傳に曰、むかし釋迦如來傳法輪所として、聖徳大師の御時渡來せし釋尊の鐵鉢一器を此窟に入置き、末世弘法の證とし給ふ、後世之を掘得て此寺に安す、此窟の内廣大にして入るもの出る所をしらす、今は常に入口を閉て容易に入を禁するなり。一説に、上古王侯の陵墓にして後世發て窟となしけるなり、河内高安郡には此類多し」と記せり。一種稀有の奇窟なり。

本地は元和年間より徳川氏代官の支配たりしが、天保十一年永井飛彈守直與の預所に轉じ、同十三年再び徳川代官の支配となり、同代官繼承して齋藤六藏に至り、明治元年の初め新に御料となりて、櫻井遠江守・九鬼長門守の當分取締に移り、同年三月一日兵庫裁判所の支配に換り、同年五月廿三日大阪府司農局の支配に歸し、同年七月北司農局に屬し、同二年正月二十日攝津縣の管轄に換り、同年八月兵庫縣の管轄に轉じ、同四年八月同縣三十三區に編入せられ、同年十一月二十日大阪府の管轄となる。而して同府區畫の制定あるに及び、同五年五月豊島郡第一區四番組に入り、同八年四月三十日第十大區一小區四番組に改まり、同十年九月十八日番組廢せられて單に第十大區一小區となり、同十二年二月十日豊島郡役所部内となり、同月二十一日第四分畫に屬し、同十三年七月二日一村獨立し、

同十七年七月一日第四戸長役場の管理區域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。

大字 尊鉢

本地は古來豊島郡に屬し、もと秦下郷の内にして尊鉢庄又は尊鉢里と呼び、才田村と同村たりしが、文祿年間分れて兩村となり、本地は尊鉢村と稱す。尊鉢の稱は、釋尊の所持せられしものなりと傳ふる鐵鉢のあるより起りしものならん。

一乘院は字藏垣内にあり、多維山と號し、眞言宗高野派釋迦院末にして聖觀世音を本尊とす。神龜元年僧正行基の開基せし所なりと傳ふ。天正元年の兵亂に際し回祿の災に罹り、寛永十五年僧秀榮之を中興し、天保五年僧快龍更に再建せり。境内は參百五拾四坪を有し、本堂・庫裏・土藏・鐘樓・藥醫門を存す。

本地村高四百貳石八斗の内、貳百貳石八斗は元和年間より麾下渡邊筑後守の采地となり、其の壹百石は享保二十年より同渡邊伊織の采地となり、其の壹百石は延享二年より同渡邊半衛門の采地となり、各世襲して渡邊鐘次郎(筑後守の後)・渡邊幸之助(伊織の後)・渡邊半左衛門(半左衛門の後)に至り、明治元年五月廿四日の公布に依りて大阪府司農局の支配に移り、同年七月北司農局に屬し、同二年正月二十日攝津縣の管轄に換り、同年八月二日兵庫縣の管轄に轉じ、同四年八月同縣第三十三區に編入せられ、同年十一月

二十日大阪府の管轄となる。而して其の後の區畫の變遷は、大字才田に同じ。

大字	字	舊	石	高	明治九年改正 有租地別	明治九年一月 一日現在人口	町村制施行 町村制施行 當時の受用 當時の人口	大正元年五月 末日現在人口	大正九年十月一日 國勢調査の人口
大	畑		五八〇・七五		一九・七〇六	六五三	一九・九二〇	六五五	
	上	渡	一五〇・八〇〇			二〇六	六・六三〇	二二二	
	下	渡	二〇五・九〇〇				三・六三六	一四九	
	上	渡	五・八〇二				七・八八八	三三四	
	谷	所屬の分	三三・七〇〇				四・二〇三	二三五	
才	田	四〇〇・八〇〇				四・六四三	二三五		
尊	鉢	一、三三三・八〇〇				一、三三六	三三・四二二	一、三五五	一、六四三
計									

第五項 箕面村

本村は明治二十二年四月一日町村制の施行に際し、牧落村・櫻村・西小路村・平尾村・新稻村・半町村・瀬川村の七ヶ村は、其の當時に於ける同一戸長役場の所轄區域にして、地形民情共に合併するを便とす。を以て、其の區域に依りて一村を設け、其の域内には有名なる箕面山あり、依て其の名を採りて箕面村と名づけ、舊に依りて豊島郡所屬たりしが、明治二十九年四月一日豊後郡に屬す。

大字牧落

本地は古來豊島に屬し、もと秦下郷の内にあり、牧莊の内にして牧村と呼びしが、後牧村と稱す。攝津志には「牧一名落」と記せり。字地に尻谷・東の口・西の辻・牧神・見風といへるあり。舊牧野莊は牧場のありし所にして、續日本後紀承和八年十二月の條、「丙寅朔丁卯、攝津國地三百町爲後院牧」と見え、延喜式に「攝津國豊島牧寮、右諸國所貢馬牛、各放件牧隨事繁用」と見ゆるもの是れなり。蓋し本地及び西小路・平尾・櫻四大字の地は、即ち豊島牧の舊址にして莊名は是より起り、莊名廢して本地に牧の稱を殘せるものならん。

八幡大神宮は中央字馬場前にあり、應神天皇を祀れり。舊記の微すべきものなきを以て、創建の年月は詳ならず。本地の産土神にして、牧の庄の一の宮と稱せしといふ。明治五年村社に列し、大正元年十月神饌幣帛料供進社に指定せらる。境内は壹千貳拾九坪を有し、本殿・拜殿・神輿所・社務所を存す。末社に伊勢兩皇神社あり。例祭は十月二十二日に行はる。

安養寺は同字あり、驪城山と號し、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。本地住人駒城直太夫本願寺證如法主の直弟となり、剃髮して淨明と稱し、天文三年當寺を創立せり。享保二年火災に罹りて堂宇燒失し、同六年四月再建せり。境内は貳百八拾七坪を有し、本堂・庫裏・鐘樓・土藏・長

豊島牧の址

八幡大神宮

安養寺

家門を存す。

本地は寛文年間より麾下青木縫殿介の采地となり、村高六百六石九斗六升九合は同氏世襲して同九十郎に至り、明治元年五月二十四日の公布に依りて大阪府司農局の支配となる。又本高の外壹石七斗六升七合(給所)は徳川氏代官の支配たりしが、同代官繼承して齋藤六藏に至り、明治元年の初の新に御料となりて、櫻井遠江守・九鬼長門守の當分取締に移り、同年二月一日兵庫裁判所の支配に移り、同年五月二十三日大阪府司農局の支配となる。是に於て全村同一管治に歸し、同年七月北司農局に屬し、同二年正月二十日攝津縣の管轄に移り、同年八月二日兵庫縣の管轄に轉じ、同四年八月同縣第三十四區に編入せられ、同年十一月二十日大阪府の管轄となる。而して同府區畫の制定あるに及び、同五年五月豊島郡第一區十二番組に入り、同八年四月三十日第十大區一小區十二番組に改まり、同十年九月十八日番組廢せられて單に第十大區一小區となり、同十二年二月十日豊島郡役所部内となり、同月二十一日第七分畫に屬し、同十三年七月二日一村獨立し、同十七年七月一日第五戸長役場の管理區域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。

大字 櫻

本地は古來豊島郡に屬し、もと秦下郷の内に入りて、牧野莊の内にして櫻村と稱す。字地に北垣内・南

垣内といへるあり。

金龍寺

金龍寺は字南垣内にあり、寶池山と號し、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。往時は字途中田山といへる所に入りて、天台宗の一小庵なりしが、庵主淨戒なるもの本願寺實如法主の直弟となり、淨慈と改名し、永正十六年五月當所に移りて堂宇を建立せり。境内は壹百九拾參坪を有し、本堂庫裏・書院を存す。

古墳

箕面川の西なる字上野に古墳あり、封土の高さ六尺・周圍貳拾間餘なり。巨石を以て疊積し、石室を爲し、入口は南にあり。窟内方九尺餘の廣さを有すれども、緣由は詳ならず。

本地村高貳百六拾貳石七斗參升九合七勺の内、壹百貳石壹斗四升九合(組上)は正保四年より保科彈正忠正貞の領地となり、其の壹百四拾壹石四斗八升參合七勺(組下)は寛文三年より麾下青木縫殿介の采地となり、其の拾九石壹斗七合(下組の内にして參石壹斗貳升六合は新田分)は年紀不詳徳川氏代官の支配たりしが、青木氏の采地は同九十郎に至り、明治元年五月二十四日の公布に依りて大阪府司農局の支配となり、徳川代官の支配地は同代官繼承して齋藤六藏に至り、明治元年の初、新に御料となりて、櫻井遠江守・九鬼長門守の當分取締に移り、同年三月一日兵庫裁判所の支配に換り、同年五月二十三日大阪府司農局の支配となる。依て舊青木氏の采地と同徳川代官支配地は共に同年七月南司農局に屬し、同二年正月二十日攝津縣の管轄に移り、同年八月更に兵庫縣の管轄となる。又保科氏の領地は同氏世襲して彈正忠正益に至り、

明治二年六月上地せり、依て飯野藩の支配に移り、同三年十月四日兵庫縣の管轄に轉す。是に於て全村同一管治に歸し、同四年八月同縣第三十四區に編入せられ、同年十一月二十日大阪府の管轄となる。而して其の後の區畫の變遷は、大字牧落に同じ。

大字西小路

本地は古來豊島郡に屬し、もと秦下郷の内にあり、牧野庄の内にして西小路村と稱す。里俗には爾小路と呼べり。字地に土井・堂の前・中道といへるあり。

光明寺

光明寺は字堂の前にあり、清城山と號し、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。本地住人士井宗喜本願寺證如法主の直弟となり、字小寺に堂宇を創立せしも、年月詳ならず。元祿三年八月當所に移轉し、寶曆十一年九月十三日住職周山檀徒と協力して再建せり。境内は貳百參拾壹坪を有し、本堂・庫裏・書院・門を存す。

本地村高參百參拾石九斗九升四合六勺の内、參百貳拾貳石四斗參升參合六勺は寛文年間より麾下青木縫殿介の采地となり、殘高八石五斗六升壹合(字土井)は文政七年より一橋家の領地たりしが、青木氏の采地は同氏世襲して同九十郎に至り、明治元年五月二十四日の公布に依りて大阪府司農局の支配に移り、同年七月北司農局に屬し、同二年正月二十日攝津縣の管轄に轉じ、同年八月二日兵庫縣の管轄と

なる。また一橋家祖は同家世襲して同茂榮に至り、明治元年の初の新に御料となりて、櫻井遠江守・九鬼長門守の當分取締となりしも、同年五月晦日同家領に復し、同二年六月上地せり、依て一橋藩の支配に移り、同年十二月二十六日兵庫縣の管轄となる。是に於て全村同一管治に歸し、同四年八月同縣第三十四區に編入せられ、同年十一月二十日大阪府の管轄となる。而して同府區畫の制定あるに及び、同五年五月豊島郡第一區八番組に入り、同八年四月三十日第十大區一小區八番組に改まり、同十年九月十八日番組廢せられて單に第十大區一小區となり、同十二年二月十日豊島郡役所管内となり、同月二十一日第五分畫に屬し、同十三年七月二日一村獨立し、同十七年七月二日第五戸長役場の管理區域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。

大字平尾

本地は古來豊島郡に屬し、もと秦下郷の内にあり、牧野庄の内にして平尾村と稱す。字地に中の坂・西の坂・北の坂といへるあり。箕面山及び瀧安寺の所在なるを以て、其の名風に著る。

箕面山は北方にあり、古來の名區にして、楓錦の美と山水の勝は天下無雙として世に喧傳し、今は大阪府の箕面公園なり。もと官有地なりしが、明治三十一年一月二十九日公園設置の指令を得、同五月二十日大林區署より土地の引渡を受け、初めて同府公園となりけるに、山林下戻法に依りて同三十

箕面山
箕面公園

箕面・瀧

五年十一月瀧安寺の所有となり、其の全部八拾九町參反八畝參歩は、同四十年十月金貳萬圓にて大阪府に買収せられ、大阪府の所有となる。公園は山間溪水の流に沿ひ、翠巒魚峰之を挟み、楓櫻満山を覆へるを以て、春陽には萬朶の櫻花となり、秋候には満山の紅錦となり、夏時に翠綠滴り、冬季に白雪の觀あるのみならず、徑路は幾多の紆餘を爲、其の濼回する毎に山容水態變轉し、前觀は後望と全く其の趣を異にし、俗に「しげのこぼ」といへる所は、春望秋關山中の最たり。溪水を挾める兩側の山は兩脚の姿を爲し、兩脚の合して一山となれる所、即ち溪の盡くる所にして、其の山腹丹田下恥骨とも見るべき岩壁上より一大瀑布懸れり、即ち溪水の源泉にして全園の點睛なり。箕面瀧と呼ばれ、高さ拾壹丈、素練を天外より引くが如く、將た銀河の九天より落つるが如く、飛沫濛々、凄氣衣袂を襲ひ、三伏の候尙人肌を粟然たらしむ。山は彌高く、樹は益古く、群猿枝間を傳ひて來り、鹿も亦時に霜葉を踏みて出づ、若し夫れ羽化登仙の語にして眞に用ひ得べくんば、蓋し此を措いて他に用ふる能はざるべし。山中復た奇岩怪石に乏しからず、謂ゆる唐人戻岩は、昔來朝の唐使此の瀧の比類なきを聞き、駕して此の巨巒の邊に來り、其の嶮なるに驚き怖れて歸りし所なりといふ。全園を通じて風韻雅趣に富み、其の自ら別天地を爲せるは、海濱の風致に富める濱寺公園と共に、天下に稀なるの名公園たらずんばあらず。交通不便の所なりしも、今は電車山麓まで通じて交通の便大に加はり、山中の路傍にも電燈を點せられたれば、夜間の清遊を試みるものもあり。

今昔物語

攝津國豐島郡の箕面の瀧の下方に、大きな松の木あり、木の下に一人の修行の僧寄宿したりけるに、八月十五日の夜なれば、月極めて明くして天晴れて靜なるに、忽ち微妙の音楽、音及び櫛の音有、而る間此の木の上の音有て云く、我を迎へむか爲に來り給へるか、空の中に答へて云く、今夜は他の人を迎へむか爲に他所に行也、汝をば明年の今夜可迎き也と云て、亦他の音はし、而る間音楽の音漸く遠く成て過去りぬ、其の時に此の木の下に宿せる修行の僧、始めて此の木の上に人有けりと云ふ事を知、僧木の上の人に問て云く、此れ何なる人の此の木の上には在すぞと、木の上に答へて云く、此れ四十八大願の筏の音也、木の下に僧此れを聞くと云へとも、此事を人に不語して明年の八月十五日に成ぬ、其の夜窈に彼の木の下に行て去年の言を待 間に、夜に至て去年の如く空に微妙の音楽の音有て木の上の人を迎へて去りにけり、僧此を聞て語り傳ふるを聞繼て、此く語り傳へたることや、

信長記

おなじく廿日天正七年三月に信長公、箕尾の瀧御見物として出させ給ひ、終日鷹がりなどし給ひけるが、民屋に立入り給ひて、そのとこの安否をしつつけられ、給人代官の邪正しなく、其の事となく聞き給ひけり、

- | | | | |
|-------|---|----------------------------|------|
| 夫 | 木 | 雨しのくみのおの里のしは垣に葉たちはしむる鶯の聲 | 西行法師 |
| 同 | 同 | みのお山雲影つくる峯のいはは松のひゞきも手枕のもと | 鴨長明 |
| 同 | 同 | 莓ふかきみのおの山の松の戸にた、聲するは鹿の音ばかり | 同 |
| 同 | 同 | 流れてそ思ふ心の深きにそなにか箕面の瀧となるへき | 後九條 |
| 題 | 粟 | 忘れては雨かと思ふ瀧の音に箕面の山の名をやからまし | 津守國助 |
| 隣女和歌集 | | みのお近く宿り侍りて | |

草まぐら假寝の宿にきこゆなり箕面の山のおかつきの鐘